

二、大正期の相続税

30、大正2年3月 贈与財産に対する課税方の件

相続税法第二十三條第一項第二号ノ贈与財産ニ対スル相続税課税方ニ關スル件

大正元年二月二日 丸龜局照會

分家ヲ為シタル後、本家ノ戸主又ハ家族カ分家ノ戸主又ハ家族ニ対シ、不動産船舶以外ノ財産ニ付為シタル贈与ノ価額五百円以上ナルトキハ、相続税法第二十三條ニ依リ遺産相続ト見做シ課税スヘキ義ニ候処、之カ法律適用ニ關シ左記四説アリ、当局ニ於テハ第四説ニ依ルヲ相当ト存候得共、聊疑義ニ涉リ候ニ付至急何分ノ御回答相成度

第一説 法第二十三條第二項ニ「分家ヲ為シタル後云々」トアリ、苟モ分家ヲ為シタル後ノ贈与ニシテ、其ノ贈与ノ事実カ税法施行後ナルトキハ之ニ対シ課税スヘキハ当然ニシテ、分家ノ時期如何ハ敢テ問フ所ニアラス

第二説 其ノ贈与ノ事実カ税法施行後ノ分家者ニ關スル場合ニ限り課税スヘキモノトス

第三説 税法施行後ノ分家者ニ關スル場合ナラサルヘカラサルハ第二説ノ如シト雖、尚其ノ贈与タルヤ新ニ一家創立ノ資トシテ供給サレタル場合、即チ其ノ贈与ト分家トハ因果關係アリト認メラル、場合ニ限ル、苟モ其ノ他ノ原因ニ基ク贈与ナルトキハ課税ノ範圍外トス

第四説 分家ト贈与ト因果關係ヲ要スルコト第三説ノ如シ、己ニ此ノ關係ニヨリ為サレタル贈与カ税法施行後ナル以上分家ノ時期如何ハ之ヲ問ハス、但シ分家後数年ヲ隔テテ一家創立ノ資ヲ供スル如キハ極メテ稀ナルヘキヲ以テ、相続税法施行後八年ヲ経過シタル今日ニ於テ、實際同法施行前ノ分家ニ対シ本条ノ適用ヲ見ルコト殆ント無

カルヘシ

直第三四号 大正二年一月十四日(前項ノ事實ニ関シ主税局問合ニ対スル丸龜局回答)

御問合前段本家分家ノ關係ニ付何等記載無之云々トアルハ如何ナル御意味ニ哉了解難致候モ、本家分家ノ關係ハ或ハ父子タルコトアリ、或ハ兄弟タルコトアリ、或ハ其ノ他ノ親族タルコトアリ、又或ハ遺キ祖先ノ時ニ分レタルモノモアランモ、事實上本家分家ノ關係アル以上ハ其ノ何レタルヲ問ハサル考ニ候、末段ノ事實ニ付テハ左記ノ通ニ有之候

第一 相統税法施行前二分家ヲ為シタルモノ、其ノ本家戸主ヨリ相統税法施行後分家戸主ニ対シ動産千円ヲ贈与シタルトキ

第一 相統税法施行後分家ヲ為シタルモノ、其ノ本家戸主ヨリ分家戸主ニ対シ動産千円ヲ贈与シタルトキ

右ノ場合、前照会第一説ニ從ヘハ其ノ贈与カ如何ナル原因ニ依リ為サレタルニ拘ラス總テ課税シ、第二説ニ從ヘハ第二ノ場合ニ於テノミ課税シ、第三説ニ從ヘハ第二ノ場合ニシテ尚ホ其ノ贈与カ一家創立ノ資トシテ供給セラレタルトキニ限り課税シ、他ノ原因即チ分家後十数年ヲ経タル後分家ノ家政整理等ノ必要上贈与セル場合ノ如キハ法ノ予期セル所ニアラス、從テ課税セス、第四説ニ從ヘハ其ノ贈与カ一家創立ノ資トシテ供給セラレタルモノナルトキハ、第一第二ノ場合トモ課税シ、否ラサル場合ハ課税スヘキモノニアラスト云フニ有之候

主税局回答 大正二年三月二三日 往第三三三二号

客年十二月二十一日付及本年一月十四日付ヲ以テ御照会ニ係ル、相統税法第二十三條第一項第二号適用方ニ關スル件ハ、第一相統税法施行前分家ヲ為シタル事實ニ対シ課税セス、第二「分家ヲ為シタル後」トハ永久ノ趣旨ニアラスシテ、分家ヲ為シタル後贈与者受贈者共二分家當時ニ於ケル身分關係存続中ニ贈与アリタル場合ニ限ルモノトス、

第三贈与ハ原因ノ如何ヲ問ハサルモノトス、右及回答候

(決議要領) 丸龜稅務監督局照会ノ要旨ハ、相統税法第二十三條第一項第二号ノ適用上、第一相統税法施行前分

家ヲ為シ、施行後ニ至リ財產贈与ヲ為シタル事實ニ対シ課税スルヤ、第二「分家ヲ為シタル後」トハ祖先ノ時二分家シタルモノト雖モ、苟モ本家分家ノ關係アルトキハ永久ニ之ヲ適用スルヤ、第三贈与ハ一家創立ノ資トシテ供給セラレタル場合、即チ分家ト贈与トハ因果關係アル場合ノ外ハ課税ノ範圍外トスルヤ否ヤト云フニアリ、案スルニ第一相統税法第二十三條第一項第二号適用上ニ於テハ、財產贈与ノトキヲ以テ遺產相統開始シタルモノト見做スヘキモノナルヲ以テ、其ノ贈与ノ時ニ於テ納稅義務發生スルモノナリト雖モ、(相統開始ノ時以テ納稅義務發生スルモノナルト雖モ、其ハ、明治四十五年七月五日法律規定)其ノ贈与タルヤ単ナル贈与ニアラスシテ、分家ヲ為スニ際シ若ハ分家ヲ為シタル事實ヲ前提トスルモノナルヲ以テ、納稅義務發生ノ原因ハ分家ヲ為シ若クハ分家ヲ為シタルノ事實ト、贈与ヲ為スノ事實トノ兩者ニ存スルモノト謂ハサルヘカラス、故二分家ナル事實ノ發生カ相統税法施行前ナルトキハ、仮令贈与カ施行後ニ於テ行ハレタルモノト雖モ、之ニ対シ課税スルハ不遑及ノ原則ニ反スルモノト謂フヘシ、第二「分家ヲ為シタル後」トハ、一旦分家ヲ為シタル後ハ苟モ本家分家ノ關係アル以上永久ニ適用セラルルモノノ如シト雖モ、本項ノ規定ハ贈与者及受贈者共二分家ヲ為シタル當時ニ於ケル身分關係存続ノ間ニ限ルモノニシテ、數代又ハ永久ノ趣旨ニアラスト認ム、是本項中単ニ「分家ノ戸主又ハ家族ニ云々」ト規定セスシテ、「分家ヲ為シタル後云々」ト規定シタル所以ナリトス、第三贈与ハ一家創立ノ資トシテ贈与サレタル場合ニ限ルトノ説アリ、或ハ受贈者カ戸主ナルトキニ於テハ多クノ場合一家創立ノ資タルヘキモノナルヘシト雖モ、其ノ家族ナルトキ又ハ戸主カ特有財產ヲ有シタル場合ノ如キハ、贈与ノ原因ハ事實ノ認定上困難ナルノミナラス、分家ヲ為シタル當時ノ身分

31、大正2年11月 相続税課税調査に關する件

相続税課税調査三關スル件 大正二年二月九日 足利署報告(摘録)

相続税課税調査ニ關シテハ從來屢注意ヲ払ヒツツアリシカ、今回試ミニ^{（明治四十七年七月間ノ課税調査有無ヲ調査シタルニ、}衷ニ左ノ通課税洩ヲ発見スルニ至レリ、但シ本調査ハ未タ全部ニ對シテ執行シタルモノニ無之、今尙調査繼續中ニ有之候

記

一 家督相続	四五件
一 遺産相続	一一〇件
内 普通遺産相続	七件
法第二十三條第一項第一号該當ノモノ	二七件
同 第一項第二号該當ノモノ	八六件
合計	一六五件
内 課税済	六七件
未済	九八件

右課税洩ニ至リシ原因ヲ調査スルニ、大要左ノ如シ

- 一 町村長カ相続財産ヲ調査報告スルニ當リ、荒地ヲ脱漏^(係條ノ前ニ除外シタル爲)シタル為メ資格ナシトシタルモノ
- 二 被相続人カ營業財産^(同條)ト土地トヲ併有セシニ、調査ノ際其營業財産ヲ脱漏シタル為メ資格ナシトシタルモノ
- 三 山林立木ノ調査不充分ノ為メ資格ナシトシタルモノ
- 四 相続開始前一年以内ニ於テ、一人若クハ數人ノ直系卑屬ニ土地又ハ株券ヲ贈与^(多クハ假託形質ニテ)シタル為メ相続財産ノ減少ヲ來セシヲ、相続財産ノミヲ見テ資格ナシトシタルモノ
- 五 隠居、入夫婚姻ニ依ル家督相続開始ノ場合ニ於テ、前戸主カ財産留保ノ法定形式ヲ履踐セス、唯單ニ口頭ヲ以テ役場吏員ニ財産留保ノ旨ヲ申述シタル為メ、役場吏員カ相続財産ナシト報告シ無資格トナリシモノ、而シテ此類比較的多シ
- 六 隠居届出ノ前^(一年以内)ニ於テ財産(土地)ノ一部ヲ相続人ニ仮装売買シタル為メ無資格トナリシモノ
- 七 町村長カ被相続人所有ノ財産ヲ調査報告スルニ當リ、開始當時ノ財産ヲ調査スヘキニ、誤テ調査當時ノ財産ヲ報告シタル為メ無資格トナリシモノ
- 八 被相続人カ他町村^(主トシテ隣郡隣外ノ町村)ニ土地其他ノ財産ヲ所有セシニ、之ヲ脱漏シタル為メ無資格トナリシモノ
- 九 単ニ被相続人ト相続人トノ統柄ノミヲ調査シテ、法第二十三條第一項第一号ニ該當セストシタルモノカ、偶々分家ヲ為シ居リタル為メ、同條第一項第二号該當者トナリ課税セラレタルモノアリ
- 十 被相続人カ廢業届(質屋業)ヲ為シ、其処分ヲ受ケ隠キナカラ一面無届ニテ推定家督相続人ノ名ヲ以テ其營業ヲ繼續シ居リタル事實発見セラレ、法第二十三條第一項第一号該當者トシテ課税セラレタルモノアリ

十一 被相続人所有ノ株券ヲ推定家督相続人(又ハ推定)ニ仮装売買シタル為メ、法第二十三條第一項第一号該當者トシテ課税セラレタルモノアリ

十二 戸籍吏ノ報告ト共ニ町村長カ提出スル相続財産調査ニ無財産ト記入シタルモノニシテ、課税セラルルニ至ルモノ往々之レアリ、此等ハ一概ニ町村吏員ヲ非難スルヲ得サレトモ、中ニハ故意ニ無財産ト報告シタルニアラスヤト疑ハルルモノナキニアラス

而シテ調査方法ハ主トシテ身分登記簿ニ就キ一人毎ニ財産ノ有無ヲ調査シタルモノニ有之候、尚前記以外ニ於テ仮装売買ニ依ル財産(土地)一部ノ課税洩ヲ発見シタルモノ十五件アリ、其中ニハ価格一万元以上ノモノモ有之、且下夫々整理中ニ属シ候

(平 11 東京 53 1)

32、大正3年3月 相続税法の改正

朕、帝國議會ノ協賛ヲ經タル相続税法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正三年三月二十日

内閣総理大臣 伯爵山本権兵衛
大蔵大臣 男爵高橋 是清

法律第二十二号(官報三月三十一日)

相続税法中左ノ通改正ス

第三條ノ二 家督相続ノ場合ニ於テハ、前條ノ規定ニ依リ算出シタル課税価格三千円以下ナルトキハ一千円ヲ、五千円以下ナルトキハ五百円ヲ控除ス

第六條 課税価格カ家督相続ニ在リテハ二千円、遺産相続ニ在リテハ五百円ニ滿タサルトキハ相続税ヲ課セス、但シ

第三條ノ二ノ規定ニ依ル金額ヲ控除シタル為ニ千円ニ滿タサルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 相続税ハ課税価格ヲ左ノ各級ニ区分シ、其ノ各区分ニ對シ相続人ノ種類ニ從ヒ適次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス

家督相続		課税価格	税	率
五	千円以下ノ金額	千分ノ五	相続人カ被相続人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ	千分ノ八
五	千円ヲ超ユル金額	千分ノ六	相続人カ被相続人ノ指定シタル者、民法第九百八十二條ニ依リ選定セラレタル者、被相続人ノ家族タル直系卑屬又ハ入夫ナルトキ	千分ノ十
一	万円ヲ超ユル金額	千分ノ七		千分ノ十二
二	万円ヲ超ユル金額	千分ノ八		千分ノ十四
三	万円ヲ超ユル金額	千分ノ十		千分ノ十七
四	万円ヲ超ユル金額	千分ノ十二		千分ノ二十
五	万円ヲ超ユル金額	千分ノ十四		千分ノ二十五
七	万円ヲ超ユル金額	千分ノ十七		千分ノ三十
十	万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十		千分ノ三十五
十	五万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五		千分ノ四十
二十	万円ヲ超ユル金額(其ノ十万円毎ニ(百万円ニ至テ止ム))	千分ノ二十五		千分ノ四十
		千分ノ五ヲ加フ		千分ノ五ヲ加フ

遺産相続		課税価格	税	率
千	円以下ノ金額	千分ノ十	相続人カ直系卑屬ナルトキ	千分ノ十七
千	円ヲ超ユル金額	千分ノ十二	相続人カ配偶者又ハ直系卑屬ナルトキ	千分ノ二十
五	千円ヲ超ユル金額	千分ノ十四		千分ノ二十五
一	万円ヲ超ユル金額	千分ノ十七		千分ノ三十
二	万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十		千分ノ三十五
三	万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五		千分ノ四十
四	万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十		千分ノ四十五
五	万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十五		千分ノ五十
七	万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十五		千分ノ五十五
十	万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十五		千分ノ六十
十	五万円ヲ超ユル金額	千分ノ五十		千分ノ六十五
二十	万円ヲ超ユル金額(其ノ十万円毎ニ(百万円ニ至テ止ム))	千分ノ五十		千分ノ六十
		千分ノ五ヲ加フ		千分ノ五ヲ加フ

外国ノ法律ニ依リ開始シタル相続ニ關シテハ遺産相続ニ關スル税率ヲ適用ス、但シ相続人二人以上アル場合ニ於テ其ノ適用スヘキ税率相異ルトキハ最低キ税率ヲ適用ス

本法ハ大正四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ本法施行前開始シタル相続ニ関シテハ仍旧法ヲ適用ス

〔法令全書〕

33、大正3年6月 税制改正に関する大蔵大臣演説筆記

親職第一三四号

大正三年六月十二日

名古屋稅務監督局長

稅務署長殿

客月二十七日稅務監督局長會議ニ於ケル若槻大蔵大臣閣下ノ演説筆記、為御心得別紙及送付候也

若槻大蔵大臣演説

大正三年五月二十七日

稅務監督局長會議ニ於テ

從來歴代ノ政府ハ財源ノ許ス範圍内ニ於テ漸次稅制ノ整理ヲ行ヒ、國民ノ負担ヲ輕減スルト同時ニ、賦課ノ衡平ヲ保
タシメムコトヲ努メ、本年又營業稅・相続稅及取引所稅等ニ整理ヲ加ヘタルハ、諸君ノ了知セラル、所ナリ、然レト
モ國民ハ今日尙戰時稅ノ大部分ヲ負担シ、其痛苦ヲ忍ビツ、アルヲ以テ、本大臣ハ從來ノ施設計畫ヲ以テ足レリトセ
ス、今後財源ノ狀況ヲ審ニシ國民負担ノ程度ヲ考ヘ、更ニ相当減稅計畫ヲ立テントス、而シテ稅制整理ノ目的ヲ達ス
ルハ主トシテ諸君ノ報告セラル、公正ナル觀察ト、其提供セラル、確實ナル材料トニ俟タサルヘカラス、本大臣ハ諸
君力特ニ留意セラレ適切ナル參考資料ヲ提出セラレンコトヲ望ム

先般公布セラレタル各種ノ改正稅法ハ、何レモ負担ノ輕減ヲ図ルノ趣旨ニ外ナラサルヲ以テ、諸君ハ能ク稅法改正ノ
趣旨ヲ体シ之カ適宜ナル施行ニ努ムヘシ、就中營業稅調查委員會ヲ新設セラレタルハ、課稅標準ノ調査ニ關シ動モス
レハ國民ノ間ニ起ルヘキ紛争ヲ絶タシメムトスル趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、課稅標準ノ調査ニ關シ一層ノ注意
ヲ要スルハ勿論、調査委員ニ對シテハ常ニ公正穩健ノ態度ヲ持シ、施行ノ当初ヨリ和衷協同調査ノ公平適宜ヲ期スル
ノ良慣習ヲ馴致スルコトニ努メ、以テ所期ノ目的ヲ達セムコトヲ望ム

營業稅ノ調査ヲ為スニ際シ商家ノ店頭ニ臨テ帳簿ヲ検査シ、又ハ多數ノ吏員家宅ニ就テ書類ノ檢閲ヲ為シ、為メニ營
業上多大ノ妨害ヲ与フルコトアリト聞ク、帳簿検査ハ事實隱蔽ノ疑アルカ如キ特殊ノ場合ニ於テ之ヲ行フハ可ナリト
雖、調査ノ常規トシテ之ヲ行フヘキモノニアラス、且ツ已ムヲ得サル場合ニ於テ帳簿検査ヲ行フトキト雖モ、營業ノ
妨害トナラサル場所ト時間トヲ選テ之ヲ為スコトヲ要ス、又稅務官吏ハ稅務執行上知悉シタル事項ハ之ヲ他ニ漏洩ス
ヘカラサルハ法規ノ定ムル所ナルノミナラス、服務規律ノ嚴ニ命スル所ナルニ拘ラス、稅務官吏力調査上知悉シタル
營業上ノ機密力時ニ他ニ漏ル、コトアリ、為ニ營業者ハ多大ノ損失ヲ受クルコトアリト言フ者アリ、若シ事實ナリト
セハ甚タ不都合ナリト謂ハサルヘカラス、諸君ハ嚴ニ部下ヲ戒飭シテ無意ト有意トヲ問ハス、斷シテ此ノ如キコトナ
カラシメントコトヲ要ス、所得稅ノ調査ニ付テモ亦同様ノ注意ヲ要ス

相続稅法改正ノ要旨ハ、家督相続特ニ中産以下相続ノ場合ニ於ケル負担ヲ輕減セムトスルニ在リ、而シテ本稅施行ノ
方針ハ從來ト何等變更アルコトナシト雖、相続財產ノ調査ニ付テハ一層ノ注意ヲ要ス、或ハ課稅價格ノ算定力家具・
什器等ニ及ヒ苛察ニ亙ルモノアルヤニ聞ケリ、如斯ハ本稅法執行上明治二十八年一月訓示セラレタル趣旨ト違フコト
甚シ、家具・什器等ハ納稅者力自ラ進シテ之ニ付テモ相続稅ヲ納メントスル場合ノ外ハ、之ヲ課稅價格ノ算定外ニ置
ク趣旨ト解スルヲ要ス

稅務ノ執行ニ關シ苛斂誅求等批難ノ声ヲ絶タサルハ本大臣ノ頗ル遺憾トスル所ナリ、此ノ点ニ關シテハ從來屢訓示アリタルカ如ク、稅務當局ノ最意ヲ用フヘキ所ニシテ、其ノ職務ヲ執行スルヤ常ニ繁ヲ避ケ簡ニ從ヒ事ノ要領ヲ得ルヲ以テ満足シ、微ヲ穿テ細ニ入り爬羅剔抉余ス所ナキカ如キ感アラシムヘカラス、世間ニハ當局ハ各地方毎ニ徵收セラシムルヘキ稅額ヲ予定シ之ヲ部下官署ニ配賦シ、必ス其金額マテノ税金ヲ得ルヲ目的トシテ調査ヲ為サシメツ、アリト疑フ者アリ、此ノ如キハ事實ニアラサルコト素ヨリ論ヲ須タサル所ナリト雖、稅務官吏カ職務ニ熱心ナルノ余徒ニ稅額ノ多キヲ競フカ如キアラハ、其ノ弊ノ及フ所實ニ恐ルヘキモノアリ、稅務行政ノ要義ハ密ニ涉ラス粗ニ流レシ穩健ニシテ中正ヲ得ルニ在リ、職ニ稅務ニ在ル者ハ特ニ此ノ点ニ留意スルコトヲ要ス

國稅徵收ノ成績年ヲ逐フテ良好トナレルハ國民納稅慣習ノ改善ニ因ルヘシト雖、亦稅務當局ノ熱心ナル督勵ニ待ツ所頗ル多シ、惟フニ國稅徵收ノ理想ハ當局ノ督勵ヲ待タス納稅義務者自ラ滯納ヲ為サ、ルニ至ルニ在ルヲ以テ、納稅義務ノ觀念ヲ鼓吹スルト同時ニ、徵收上ノ施設ヲ改善シテ納稅ノ簡便ヲ図リ、努メテ其ノ煩累ヲ除却セムコトヲ要ス、幸ニ今回國稅徵收法ヲ改正シ市町村交付金ヲ増額セラレタルヲ以テ、諸君ハ地方當局ト協商ヲ遂ケ一層徵稅事務ノ完璧ヲ期セラレンコトヲ望ム

人智進ミ交通開クルニ隨ヒ稅法違反ノ手段亦益巧妙ヲ極ムルニ至ルヲ以テ、諸君ハ常ニ周到ナル意ヲ用ヒ犯則ヲ未然ニ防遏シ、取締ノ目的ヲ完全ニ遂行セラレムコトヲ望ム、若シ夫レ檢査ニ方針ニ至テハ人權ヲ重シ、常識ニ照シ敢テ苛察ノ弊ニ陥ルコトナキヲ要ス

國運ノ進歩ニ隨ヒ稅務ノ執行愈複雑多岐トラントス、之ニ処スルノ途ニ繁文ヲ省キ簡札ヲ廢シ事務ノ執行ヲ簡易敏捷ナラシムルニ在リ、諸君ハ此点ニ留意スルト同時ニ將來益吏員ノ選擧ト事務ノ計画トニ注意シテ、稅務機關ノ機能

ヲ刷新シ事務ノ進捗ヲ計リ、稅務行政ノ成績發揚ニ努力セラレムコトヲ望ム

(平 12 名古屋 415)

34、大正 4 年 3 月 相統稅法第二十三條に依る課稅方の件

相統稅法第二十三條ニ依ル相統稅課稅方ニ關スル件 大正四年三月八日 會計検査院照會
相統稅法第二十三條ニ依ル課稅ノ場合ニ於テ

- 一 受贈者カ贈与契約ノ履行ニ因リ贈与財産ヲ取得シタルトキ、其ノ時ノ事實ニ基キ課稅スヘキヤ、又ハ贈与契約締結ノトキカ履行ノ有無ニ拘ハラズ契約當時ノ事實ニ依リ課稅スヘキヤ
- 二 分家ヲ為ス際ノ贈与ニシテ課稅スヘキモノハ、其ノ時ニ於ケル本家ノ戸主又ハ家族ノ贈与ニ限ルヘキヤ、又ハ分家ヲ為サシムル目的ヲ以テ贈与シタル後、贈与者タル戸主死亡シ後代ニ至リ分家ヲ為ス場合ニ前代ノ贈与ニモ課稅スヘキヤ

右ニ關シ御意見承知致度

主稅局回答 大正四年三月一〇日 往第一八四二号

三月八日付送第三八四号ヲ以テ御照會ニ係ル相統稅法第二十三條ニ依ル相統稅課稅方ニ關スル件ハ、孰レモ後段ノ通ニ有之候、但シ期限付又ハ條件付贈与ノ如ク契約締結ト同時ニ贈与ノ効力發生セサルモノハ、其ノ効力發生ノ時ヲ以テ遺產相統開始シタルモノト看做ス儀ニ有之候

35、大正4年6月 相統財産管理人選任方申請に関する件

相統財産管理人選任方申請二関スル件

照会(大正四年四月第三〇七号大阪稅務監督局照会)

相統人眩欠ノ場合ニ於テ稅務署長ハ國稅徵收上其利害關係人トシテ管理人選任方ヲ裁判所ニ申請スルハ、其職務權限上当然執行シ得ヘキ行為ト被存候処、稅務署長ハ非訟事件ニ関シ國ノ代表權ナキモノトシ、該申請ヲ却下セラレタル事例ヲ生シ候、右ハ民事訴訟法ノ類推解釈ニ基ケルモノニシテ、同法第十四条ニハ國ノ代表ニ關スル規定アルモ、非訟事件手続法ニ在リテハ其文明ナキニヨルモノノ如シ、然レトモ若シ該文明ノ存セサルカ為代表權ナキモノトセハ、主務大臣ト雖尚代表權ナキカ如キ不条理ヲ生スヘク、聊カ疑義相生シ候ニ付貴見承知致度、此段及照会候也

回答(大正四年六月往第五〇五二号主稅局回答)

相統人眩欠ノ場合ニ於テ稅務署長ハ國稅徵收上其利害關係人トシテ財産管理人ノ選任方ヲ裁判所ニ申請シ得ルヤ否ノ件ニ付、去四月三十日第二〇七号ヲ以テ御照会ノ趣了承、右ノ場合ニ於テハ管理人ノ選任ヲ待タサレハ税金ノ徵收ヲ為スコトヲ得サルカ故ニ、國ハ利害關係人タル地位ニ在ルモノト云フヘク、而シテ管理人選任方申請ヲ為スハ徵收上必要ノ行為ナルト同時ニ、訴訟行為ニテラサルニ依リ民事訴訟ニ於ケルカ如キ國ヲ代表スルニ付テノ特別規定ナクモ、稅務署長ハ其職務權限上為シ得ヘキ義ト存候、此段及回答候也

追テ、本件ハ司法省ニモ打合済ニ有之、同省ニ於テハ此旨關係裁判所ニ通牒シタル趣ニ付、為念申添候

(参照)

民第八七六号

本月四日付往第四五八〇号ヲ以テ御照会相成候、財産管理人ノ選任ヲ要スル場合ニ於ケル裁判ノ請求方ニ関スル件ハ、貴見ノ通稅務署長ニ於テ國ヲ代表シ得ル義ト思考致候、此段及回答候也

大正四年六月十五日

法務局長法学博士 豊島直通

主稅局長 菅原通敬 殿

追テ、前件ニ付右御回答ト同様ノ趣旨、大正元年十二月中當管次官ヨリ各裁判所檢事局へ通牒相成居候ニ付、右様御了知相成度、此段申添候

(昭56 東京 455 1)

36、大正4年7月 年賦償還金控除方

年賦償還金控除方ニ関スル件

仙台局照会 大正四年七月九日

六月二十九日往第五二九九号照会、双葉稅務署ノ會計検査院審理事項ニ對スル答弁ニ関シ更正方御符箋ノ処、元來農工銀行ニ對スル年賦償還債務額ハ普通債務トハ其ノ性質ヲ異ニシアリ、即チ同行ノ年賦金ハ均等分定率ニ依リ年賦償還金ヲ定ムルモノニシテ、利子ト元金トハ全然混同シアルノ結果、之ヲ分割スルモ普通ノ利子ト元金トノ如キモノニアラス、試ニ同行償還金ノ状態ヲ見ルニ、利子ハ最初ノ年ニ於テ最多ク漸次年々通減シアリ、之ニ反シ元金ハ最初ノ

年最少ク漸次増加シアリテ、普通債務トハ全ク其ノ性質ヲ異ニシアルヲ以テ、当局ニ於テハ之ヲ定期金ト見做シ取扱ヒ来リタルモノニ候、仮ニ利子ト元金ハ普通債務ノ如ク之ヲ区分シ得ルモノトスルモ、相統開始以前被相統人ニ於テ年賦償還(利子金)スヘキヲ約シアルモノナレハ、未償還年賦額ハ之ヲ全部負債ト認ムルヲ相当ト信シ候、若シ地位ヲ顛倒シテ債務者ニ斯ノ如キ債権アリトセンカ、法第四条ノ定期金トシテ課税スルニ躊躇セサルヘク候、依テ從來ノ取扱ノ如ク別紙答弁ノ通其ノ筋ニ答弁致度候、折返シ御回答相成度
右照会候也

主税局回答 大正四年七月二十四日 往第六〇〇九号

本月九日局直第一八六号ヲ以テ御照会之趣承、本件農工銀行ニ対スル債務ノ弁済方法ヲ、償還元金ト利息トヲ合算シ便宜均等ニ其ノ償還額ヲ定メラレタルモノナルモ、其ノ元金ト利息トハ明カニ区分シ得ルモノナルヲ以テ、普通債務ト何等異ナル所ナキカ故ニ、定期金トハ全然其ノ性質ヲ異ニスルモノナレハ、相統開始後ニ属スル債務ニ対スル利息ハ相統財産ヨリ控除スヘキモノニ無之候条、前符箋ノ通訂正スルヲ相当ト存候、此段及回答候也

(平 12 仙台 183 1)

37、大正4年11月 甲種国債登録簿調査方に関する通牒

直第七二〇号

大正四年十一月五日

税務署長殿

東京税務監督局印

從來相統税調査ニ当リ、登録国債ニ就テハ日本銀行ニ於テ之レカ表示ヲ肯セス、為メニ課税上遺憾カカラサリシヲ以テ、過般其筋ニ向テ相当調査ノ途ヲ拓ク様交渉相成度官照会中ノ処、今般別紙ノ通り主税局長ヨリ通牒有之候、就テハ爾今右通牒ノ趣旨ニ依リ取扱ハレ度
右通牒又

追テ、当分ノ内国債事務取扱店ニ対シ照会ノ場合ハ局經由相成度候也

(別紙)

往第八五三三号

相統税調査ノ必要上、税務署ヨリ内国債事務取扱店ニ対シ甲種国債登録簿ノ内容調査方照会シタル場合ニ於テハ、相当回示スルコトニ今般其ノ筋ヘ通牒相成候間御了知相成度、而シテ右ハ甲種登録制度創始以來ノ慣行ノ変更セラレタル次第ニ付、納税義務ノ発生セサル者ニ対シテ迄モ一斉ニ多数ノ調査ヲ為スカ如キハ之ヲ避ケ、相統開始ノ時々ヲ所持セルコト確實ナル者ニ限り調査スル等、其ノ取扱方急激ニ宜ラサル様相当御注意相成度、此段及通牒候也

大正四年十月二十九日

松本主税局長

菅野東京税務監督局長殿

(昭 56 東京 2149)

38、大正6年9月 直税事務整理に関する件

大正六年九月十一日

稅務署長殿

東京稅務監督局

直稅事務整理ニ關スル件

直稅事務中第一種所得稅、相統稅ニ關スル事務ハ往々不整理ニ流レ易ク、殊ニ第三種所得稅及營業稅調査最盛期ニ於テハ、之等ノ期節の事務ニ殆ムト課員ノ全方ヲ以テ処理スルモ尚不足ヲ告ケ、他課ヨリ兼務ヲ命スル場合ノ如キハ特ニ渋滞ヲ來シ候向有之ヤニ相聞ヘ候、固ヨリ之等ノ渋滞ハ事務ノ緩急ヲ図リタル結果ニシテ、一時的ノ現象ニ過キサレハ已ムヲ得サルモ、之ヲ永ク処理セス其ノ渋滞ヲ増加スルニ至リテハ甚タ遺憾トス、今ヤ第三種所得稅事務ハ殆ムト終了ヲ告ケタルヲ以テ、今後營業稅調査着手時期マテノ間ニ於テ、從來ノ未整理事務ヲ悉ク整理スルハ最適当ナリトス、故ニ其ノ未整理事務アル向ハ此際適當ノ計画ヲ樹テ夫々処理セラル、コト、信スルモ、第一種所得稅事務ニ付テハ別ニ通牒シタル趣旨ニ依リ処理シ、其ノ他ノ事務ニ付テハ適當ナル計画ノ下ニ處理相成度、殊ニ相統稅ノ調査ニ付テハ左記各項ニ注意シ、調査上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

右通牒ス

左記

- 一 稅法第十二條ニ依ル報告未済ノ向ニハ、此際提出方ヲ促シ報告遲延ナカラシムルコト
- 二 稅法第十一條第一項ノ期間内ニ施行規則第二條ノ書面ヲ提出セラル向ニハ、特ニ此際提出方ヲ促スコト
- 三 山林立木ハ調査上甚タ困難トス、殊ニ時局ノ影響ニ依リ其ノ價格ニ著シク變動アルヲ以テ、主要部分ニ付テハ成メタルモノナキヤ否

ルヘク便宜ノ方法ニ依リ実地ノ狀況ヲ調査シ確實ヲ期スルニト

- 四 稅法第二十三條第一項ニ依ル課稅ハ調査上甚タ困難ニシテ、往々調査液レトナルノ実例ニ乏シカラサルノミナラス、此調査ハ他局ニ比シ不充分ト認ムヲ以テ、之方調査ニ關スル左記各号ハ一層注意ヲ要スルコト

イ 所得調査簿、貸金調査簿及土地調査簿等ノ調査事項ニ依リ、家族ノ所得基本タル土地、貸家、貸金等其ノ前年ヨリ増加シ又ハ新ニ生シタル者ハ、之ニ要シタル資金ヲ与ヘタルモノニアラサルヤ否

ロ 資金ヲ与ヘテ家屋ノ新築又ハ家屋、有価証券、鉱業權等ヲ買入、或ハ公債、社債ノ応募、營業開始等ヲ為サシメタルモノナキヤ否

ハ 会社、組合ノ設立又ハ増資ニ際シ資金ヲ与ヘ、株主又ハ出資者ト為サシメタルモノナキヤ否

ニ 株式持分ノ異動ハ贈与ニ關シタルモノナキヤ否

ホ 營業継続ニ伴ヒ贈与財産ナキヤ否

ヘ 資金ヲ与ヘテ土地ヲ取得セシメタルモノナキヤ否ハ、(イ)号ノ調査ノミニ依ラス、便宜市區役所又ハ町村役

ノ地租名寄帳等ニ付テ調査ヲ為スモノトス

追テ、相統稅法第二十三條第一項ニ依ル課稅ノ調査類末ニ付テハ、左記様式ニ依リ十二月五日限申報相成度

(左記)

相統税法第二十三條第一項課税調査事蹟表

調査区分	課税見込人員	課税決定		決定未済人員	調査従事延日数
		課税価格	税額		
イ		円	円		
ロ					
ハ					
ニ					
ホ					
ヘ					
計					

備考

一、本表ハ九月一日、十一月末日ニ至ル間ニ於テ調査シタル事項ニ依リ調理スルモノトス、但シ本年四月一日ヨリ八月末日ニ至ル間ニ於テ調査シタル事蹟ハ、各相当欄ノ左傍ニ外審朱書スルモノトス

二、調査区分ハ本通牒第四項ノ区分ニ依ルモノトス

(昭56 東京 2150)

39、大正7年2月 相統税法第二十三條該当事項調査の件

直第一一六号

大正七年二月十三日

稅務署御中

東京稅務監督局函

相統稅事務ハ之レヲ既往ノ実績ニ見ルニ概シテ整理良好ナラス、今猶多數ノ処理未済ヲ有セルモノアルヲ甚遺憾トス、就中稅法第二十三條該当事項ノ調査ニ至リテハ從來殆ト成績ノ見ルヘキモノ無ク、依テ之レガ調査ニ付テハ客年九月特ニ通牒スル処アリ、各署銳意之レガ調査ニ努メタル結果、其ノ成績別表ノ如クニシテ、事蹟ノ見ルヘキモノアルニ至リタルハ喜フヘキ現象ナルモ、未ダ充分ノ域ニ至ラス、元來本稅事務ノ如ク其ノ処分時期カ隨時的ノモノニアリテハ、諸般ノ事務ノ繁雜ヲ因リ調査処理ヲ要スルハ勿論ナルモ、一面常時他事務ト連絡並行調査ノ計画ヲ立テ処理スルニ非サレハ、或ハ処分遅延ニ、或ハ課稅洩ニ、其ノ結果ハ往々ニシテ不整理ニ陥リ易キヲ信ス、自今一層此ノ点ニ注意シ相当ナル計画ヲ立テ、累年ノ遲滯事務ヲ一掃シテ期ノ成績ヲ實現スヘク調査處理可相成

右及通牒候也

熊谷	秩父	比企	△越	△浦和	浦和	神奈川	厚木	小田原	大磯	藤沢	横須賀	神奈川	横浜	東小× 社京笠 府原	八王子	寄× 梅
三〇	一			六四	五六	五二	一一	一一	二四	三	一	三	六八	二二九	八二	
四〇、六〇三	五五〇一			五四、八六七	九三、五五六	二五五、八一七	五、一三八	一、二二五	一八、九二三	三、六七二	一、九三二	四、四〇〇	九三、五五六	一一、三五五、一三七	三一、〇九六	
四六五	六五			五六六	一、八九四	三、六六六	五九	一一	一九三	三九	二二	五二	一、八九四	三、二九一	四〇二	
五	二二	一八	一八	四六	二六	四	一四	一	一	一	一	一	一	二四五		
	未済件数ニ対シテハ、 テ調査遂行ノ予定ナリ	引統キ調査、 十二月中調査遂行ノ予定ナリ	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル	引統キ調査シ ル

龜戸	板橋	淀橋	品川	△小計	河國橋	原橋	水道橋	四谷	幸橋	京橋	△永代橋	神田橋	署名	大正六年 自九月 至十一月	相續稅法第廿三条該當事項課稅調査表續表
三	一			四三	二	二	一	四			八五	八	件数		
四、六〇〇	一、九七七			一、二八七	四、四八	二、〇九八	五〇〇	八、三四〇			一、二六九	三八、八三六	課稅價格		
四九	二二			三七、五八四	一、〇五〇	二、四四	一〇六				三五、五九五	五八四	稅額		
一四	八	七		二二六	二四	七	二八				二五	一〇	未済 件数		
水災ノ事故ニ因リ 本期間内調査スルニ至 ラス	引統キ調査中ナリ	年度内ニハ極力本調査ノ完全ヲ期スル計 画ナリ	引統キ調査中ナリ	引統キ調査中ナリ	引統キ調査中ニシテ多数決定ノ見込 ナリ	鋭意調査ノ完全ヲ期スル計画中ナリ	鋭意調査中ニシテ多数決定ノ見込 ナリ	該當事項調査未了、現ニ調査中ナリ	引統キ調査中ナリ	該當事項調査未了、現ニ調査中ナリ	未済件数ニ対スル見込課稅價格二、六四 三、七五〇円、稅額一、二八八、七三八円ハ調 査中ニシテ年度内決定ノ予定ナリ	未済件数ニ対スル見込課稅價格二、六四 三、七五〇円、稅額一、二八八、七三八円ハ調 査中ニシテ年度内決定ノ予定ナリ	調査状況		

全管計	東群	館	桐	沼×	中	當	藤	高	前	茨	境
計馬	林	生	田	条	岡	岡	崎	橋	計城		
七八一 五四	七四 三	一	三三	一四	二二	一一	三	二二	二二	二二	二二
一八五、九八〇	一三、七九八	一五、〇三四	六九、四四三	七三、三二二	二四、一六六	一三、七八八	三、四七〇	四、〇五〇	二、八八八	三、七四四	一、三六〇 六、四〇七
二、九九五	一、七二九	二二三	九四四	八四七	二九一	一七五	三六	二四三	三、四六四	一、三五	三、六五
一、〇〇九	四一				一	二七	三	六	五	二〇四	六七
参考 件数 一五七件 税額 六、七一一円	他事務ト並行調査中ニシテ未済件数八年度 中ニ決定ノ予定ナリ 引続キ調査ヲ進メ、十二月中ニ調査遂行ノ予 定ナリ 前年度課税処分総数 四八四、五一一円										

備考
左傍ハ大正六年八月以前ノ調査ニ係ルモノニシテ外巻セルモノナリ
 ×印ノ部ハ該項ヲ未タ一件モ発見セルモノニテサレモノ
 △印ノ部ハ該項ハ発見セルモノ、未タ一件モ調査処分セルモノニテサレモノ
 調査状況欄記載事項ハ翌ヨリ状況申報アリタル分ヲミテ概記シタルモノニシテ、状況申報ナキ者モ亦調査中ニ属スルモノト認ム

(昭56 東京 2149)

40、大正7年3月 乙種国債登録簿調査方に関する通牒

直第二二四号

大正七年三月十一日

税務署 御中

東京税務監督局

相統税調査ニ関スル件

相統税調査ニ当リ、登録国債中甲種登録国債ニ付テハ国債事務取扱店ニ対シ調査照会方、大正四年十一月五日付直第七二〇号ヲ以テ通牒置候処、今回乙種登録国債ニ付テモ別紙ノ通り主税局長ヨリ通牒有之候条、爾今該通牒ノ趣旨ニ依リ取扱相成度
 右通牒候也
 追テ、当分ノ内国債事務取扱店ニ対シ照会ノ場合ハ当局ヲ經由相成度候

相統税調査ニ関スル件 大正七年三月七日 往第二二四〇号主税局通牒

相統税調査ノ必要上税務署ヨリ国債事務取扱店ニ対シ、甲種国債登録簿ノ内容回示方照会シタル場合ニ相当回示スヘキコトニ相成候旨、大正四年十月廿九日付第八五三三号ヲ以テ及通牒置候処、今般乙種国債登録簿ノ内容照会ニ対シテモ同様回示スルコトニ其ノ筋へ通牒相成候ニ付、前通牒ト同様慎重ノ注意ヲ私ヒ、各取扱店ニ御照会相成候モ支障無之義ト御了知相成度、此段及通牒候也

(昭56 東京 2150)

41、大正7年4月 相統稅課稅標準率に関する通牒

直第一三七号

大正七年四月十五日

稅務署

仙台稅務監督局圖

相統稅課稅標準率ニ關スル件通牒

相統稅課稅標準率ハ近ク改調ノ予定ニシテ目下詮議中ナルモ、當分ノ間適用スヘキ土地標準率ヲ作成スヘキ旨、三月五日直第六九号ヲ以テ通牒ノ処、宅地並ニ建物ニ付テハ營業稅建物賃貸價格改調規程ニ依リ作成シタル標準率ノ時價ヲ以テ標準率トシテ併用スルコトニ決定相成候條、本年四月一日以降相統開始ノモノヨリ適用相成度、尚適用ニ付テハ總テ該規程ヲ準用スルコトニ取扱相成度
右通牒ス

(昭61 仙台 71)

42、大正7年4~5月 相統財產價額標準調查に関する件

相統財產價額標準調查ニ關スル件

訓示第一号

稅務署

相統稅ニ關スル土地及建物ノ價額標準ニ付テハ、大正二年六月局署合併ノ際夙ニ之ヲ統一ノ方針ヲ樹テ、大正五年ニ至リ漸ク実行ノ機運ニ達シタルモ、當時局署合併ニ伴フ各般ノ事務整理ニ急ニシテ、根本的調査ヲ遂クルニ邊アラサリシカ如ク、現行ノ價額標準ハ尙未タ適宜ヲ欠クモノ尠ナカラス、是レ茲ニ制定セル營業稅建物賃貸價格改調規程及田畑所得標準調查規程ト相俟テ、相統財產土地建物價額標準調查規程ヲ制定頒布セル所以ナリ
相統財產土地建物價額標準調查規程ノ要旨ハ、宅地及建物ノ價額ニ付テハ變ニ營業稅建物賃貸價格改調規程ニ基キ作成セル時價標準ヲ併用シ、田、畑、山林及原野ニ付テハ從來ノ遠視的調査ヲ排シ、売買实例ヲ基礎トシテ徹底的調査ヲ行ヒ適宜ナル價額標準ヲ作成シ、因テ以テ相統稅賦課ノ公正ヲ期セントスルニ在リ
按スルニ本局管内ハ地積甚タ広大ナルモ未タ各般ノ事業勃興スルニ至ラスシテ、田、畑、山林及原野ハ管内ニ於ケル財産ノ主要部分ヲ構成シ、其ノ價額評定ノ当否ハ相統稅課稅價格決定上至重ノ關係ヲ有シ、延テ本稅賦課ノ適否ニ際ル所甚タ尠カラス、局ニ當ル者克ク本規程ノ趣旨ヲ体シ、近ク遂行スヘキ田畑所得標準調查ノ機会ヲ利用シ、事實ニ基キ的確ナル調査ヲ遂ケ有終ノ美ヲ濟スニ努ムヘシ
若シ夫レ立木價額ノ評定ニ至リテハ、是レ亦相統稅賦課ノ正否ニ關スル所尠カラサルヲ以テ、本局ハ更ニ之カ調査規程ヲ制定シ精確ナル調査ニ基キ公正ナル標準ヲ作成セシメントス、局ニ當ル者予メ此意ヲ了セヨ

大正七年四月二十五日

仙台稅務監督局長 篠崎 昇

訓令第一二号

稅務署

大正七年四月二十五日

仙台稅務監督局長 篠崎 昇

(別冊)

相統財産土地建物価額標準調査規程

第一章 通 則

第一条 相統稅ニ關スル土地及建物ノ価額ハ、適確ニ調査シ得ル場合ヲ除クノ外、本規程ニ依リ標準ヲ設ケ計算スヘシ、但シ宅地及建物ノ価額ハ營業稅建物賃借價格改調規程ノ定ムル所ニ依リ計算スヘシ

第二条 土地価額標準ハ田、畑、山林及原野ニ区分シ作成スヘシ

前項以外ノ土地ハ標準ヲ設ケス適実ニ其ノ価額ヲ調査スヘシ、市街地ニ在若ハ接近シ、又ハ各種ノ年期ヲ有スル田、畑、山林及原野ニ付亦同シ

第三条 調査計画ハ大正七年五月十日迄ニ作成ノ上之ヲ提出スヘシ(第一号様式)

第二章 実例調査

第四条 土地価額標準評定ノ資料トシテ、大正五年及六年ニ於ケル売買実例ヲ可成多數ニ調査スヘシ

前項ノ調査ハ可成大正七年分第三種所得調査ノ序ヲ利用シテ之ヲ為スヘシ

第五条 売買ノ実例ハ当事者ニ就キ之ヲ調査シ、其ノ事蹟ハ売買実例調査簿ニ記載スヘシ(第二号様式)

前項ノ外登記所ニ就キ抵当價格ヲ、又売買周旋人若ハ代書人ニ就キ売買價格ヲ調査シ実例調査ノ參考ニ資スヘシ

第三章 標準調査及適用

第六条 標準價格ハ別表所定ノ等級金額表ニ依リ本局管内ヲ通シテ之ヲ適用ス

第七条 土地ノ価額標準ハ左ノ各号ニ依リ調査スヘシ

一 各市町村ヲ一地域トス、但シ地勢、地価、收穫若ハ小作料需給ノ關係等ノ状況近似セル市町村ハ之ヲ一地域ト為スコトヲ得

二 一地域毎ニ売買実例ヲ基礎トシ收穫高、小作料若ハ地方取引ノ慣習等ヲ參酌シ、第六条所定ノ等級金額表ニ依リ一反歩当価額階級及其ノ適用区分ヲ定ムルモノトス

三 価額階級ノ適用区分ハ地価ニ依リ其ノ範圍ヲ定ムルモノトス

第八条 前条ノ規程ハ桑畑、果樹畑、煙草畑、野菜畑ニ之ヲ準用ス、但シ価額階級ノ適用区分ハ樹齡其ノ他適當ナル標準ニ依ルコトヲ得

第九条 土地価額標準ハ隣接稅務署ト協議ヲ遂ケ不権衡ナキヲ期スヘシ

第十条 土地価額標準ハ各市町村毎ニ各人所有地ノ平均地価ニ依リ其ノ等級ヲ求メ之ヲ適用スヘシ、但シ其ノ所有地ニ耕地整理ヲ施行シタル土地アルトキハ、其ノ土地ニ付別ニ適実ニ其ノ価額ヲ調査スヘシ

第四章 報 告

第十一条 第二章ノ調査ニ基キ、第七条ニ依リ各地域ノ土地価額標準最高、最低及等級數見込表ヲ作成シ、大正七年九月三十日迄ニ提出スヘシ(第三号様式)

第十二条 土地価額標準表ハ大正七年十月末日迄ニ作成ノ上之ヲ提出スヘシ(第四号様式)

第五章 附 則

第十三条 本規程ニ依リ作成シタル土地価額標準表適用ノ日ハ別ニ之ヲ定ム

第一条但書ノ規程ハ大正七年四月一日以後相統開始ノモノヨリ之ヲ適用ス

備考

田五百円ヲ超ユルモノハ百円ヲ増ス毎二級ヲ進ムルモノトス
畑三百円ヲ超ユルモノハ五十円ヲ増ス毎二級ヲ進ムルモノトス
山林及原野百円ヲ超ユルモノハ二十円ヲ増ス毎二級ヲ進ムルモノトス

〔様式は省略〕

訓令第二四号

税務署

相続財産立木価額標準調査規程別冊ノ通相定ム

大正七年五月二十日

仙台稅務監督局長 篠崎昇

(別冊)

相続財産立木価額標準調査規程

第一章 通則

第一条 相続税ニ関スル立木ノ価額ハ、的確ニ調査シ得ル場合ヲ除クノ外、本規程ニ依リ標準ヲ設ケ計算スヘシ

第二条 調査計画ハ大正七年五月三十一日迄ニ作成ノ上之ヲ提出スヘシ(第一号様式)

第二章 実例調査

第三条 立木価額標準評定ノ資料トシテ、大正五年及大正六年ニ於ケル売買実例ヲ可成多数ニ調査スヘシ

前項ノ調査ハ可成大正七年分第三種所得調査ノ序ヲ利用シテ之ヲ為スヘシ

第四条 売買ノ実例ハ当事者ニ就キ之ヲ調査シ、其ノ事蹟ハ売買実例調査簿ニ登載スヘシ(第一号様式ノ一、二)
第五条 前条ノ外大林区署、小林区署及製材業者、木材売買業者等ニ就キ立木ノ時価ヲ調査シ、実例調査ノ参考ニ資スヘシ

第三章 標準調査及適用

第六条 立木ノ価額標準ハ左ノ各号ニ依リ調査スヘシ

一 管内ヲ一地域トス、但シ管内中樹木ノ發育、搬出ノ便否、其ノ他ノ事由ニ依リ立木ノ価額ニ著シキ差異アル地方ハ適宜之ヲ分割スルモノトス

二 一地域毎ニ売買実例ヲ基礎トシ樹木發育ノ状況、搬出ノ便否、其ノ他諸般ノ資料ヲ參酌シ、樹種、樹齡ニ依リ区分シ、用材ニ付テハ直径ノ異ル毎ニ一本当価額ヲ、又薪炭材ニ付テハ一反歩当及一棚当価額ヲ定ムルモノトス

第七条 立木価額標準ハ隣接稅務署ト協議ヲ遂ケ不均衡ナキヲ期スヘシ

第八条 立木価額標準ノ適用ハ左ノ区分ニ依ルヘシ

一 用材ハ価額標準表ノ樹齡別ニ一本当ニ付計算スルモノトス、但シ直径ノ判明セルモノニ付テハ直径ニ依リ計算スルコトヲ得

二 薪炭材ハ価額標準表ノ樹齡別ニ一反歩当又ハ一棚当ニ付計算スルモノトス

前項ニ依リ計算シタル価額ヲ適宜ヲ欠クモノト認ムルトキハ二割以内ノ増減ヲ為スコトヲ得

第四章 報 告

第九条 第四条乃至第六条ノ調査ニ依リ、各地域毎ニ用材ニ付テハ樹齡三十年以上三十五年未満、及五十年以上六十年未満、又薪炭材ニ付テハ樹齡十年以上十五年未満、及二十年以上三十五年未満ノ立木価額標準見込表ヲ作成シ、

九月三十日迄ニ提出スヘシ(第三号様式ノ一、二)

第十条 立木価額標準表ハ大正七年十月末日迄ニ作成ノ上之ヲ提出スヘシ(第四号様式)

附 則

第十一条 本規程ニ依リ作成シタル立木価額標準表適用ノ日ハ別ニ之ヲ定ム

〔様式は省略〕

直第一八七号

大正七年五月二十日

税務署長殿

仙台税務監督局

客月二十五日訓令第二一号ヲ以テ相統財産土地建物価額標準調査規程、又本日訓令第二四号ヲ以テ相統財産立木価格標準調査規程制定相成候処、其ノ施行方ニ付テハ左記各項承知相成度
右通牒ス

(左記)

- 一 宅地及建物ノ価格ハ營業稅建物賃借價格改調規程ノ時価計算ノ方法ニ依ルノ外、同規程ニ依リ標準ヲ作成セザリシ地方ニ付テハ、他ノ近似セル地方ニ比準シテ適実ニ算定スルコト
- 二 他ノ稅務署管内ノ土地又ハ立木ニ関スル売買實例ヲ調査シタルトキハ、其ノ事蹟ヲ当該稅務署ニ通報スルコト、但シ本局管外ハ此ノ限ニ在ラス
- 三 土地価額標準最高、最低及等級數見込表ハ、最高、中位及最低ノ地域ニ対スル分ノミヲ作成提出スルコト

- 四 土地価額階級区分ノ地価ハ、田ニ付テハ坪位ニ、畑ニ付テハ十錢位ニ止メ、又山林及原野ニ付テハ錢位迄存スルコト
- 五 土地及立木共売買實例調査ノ際ハ各調査簿用紙ヲ摺替シテ直ニ記入シ、且上部欄外ニ調査月日ヲ記入シテ調査者之ニ認印スルコト
- 六 立木価額標準ハ其ノ地方ニ於テ實際適用ノ極メテ少キ樹種ニ付テハ之ヲ作成スルヲ要セス、其ノ価額ハ適実ニ之ヲ調査スルコト

(平 16 仙台 57・2)

48、大正7年5月 相統稅調查に関する通牒

直第一六八号

大正七年五月十五日

仙台税務監督局 函

税務署長殿

相統稅ニ関スル件通牒

本日別途達第一六六号ヲ以テ、相統稅調查旅費配賦相成候処、其ノ調査決定上ニ付テハ左記各項特ニ留意相成度
右通牒ス

記

一、市町村長ノ相統開始報告

市町村長ノ相統開始報告ハ相統税調査ノ殆ト唯一ノ端緒ナルニ、從來其ノ報告ノ著シク遅延シ延テ相統税ニ関スル処理ノ渋滞ヲ惹起スルノ弊尠カラサルヲ以テ、克ク市町村長トノ意思ノ疎通ヲ図リ、以テ其ノ報告ノ遅延ヲ防止スルト共ニ、相統税ニ関スル処理ノ敏速ヲ期スルコト、尚分家ハ法律上当然市町村長ヨリ報告スヘキ事項ニ非サルモ、税法第二十三條ノ運用上至大ノ關係ヲ有スルヲ以テ、其ノ報告ヲ受クルコトニ于テ市町村長ト協議ヲ遂ケ置クコト

二、調査及決定遅延ノ防止

相統税ニ関スル調査及決定ハ法律上一定ノ時期ナキヲ以テ、從來概シテ遅延ノ弊アルモ、斯ノ如キハ却テ相統財産ノ変動ニ因リ調査ヲ困難ナラシムルツミナラス、納税者ヲ長ク不安ノ地位ニ置キ執行上ノ支障ヲ増大スルモノナルヲ以テ、此弊ヲ避クル為常時注意ヲ怠ラサルコト、但シ被相統人ノ死亡ニ因ル相統開始ノ場合ニ於テ、相統人ノ憂愁未タ去ラサルニ先チ調査ニ着手スルカ如キ弊ハ之ヲ避クルコト

三、調査ノ方法

相統財産ノ価額評定ハ各個ノ財産ニ付現実ニ之ヲ為スヲ極致トスルモ、斯ノ如キハ現今ノ定員ト經費ヲ以テシテハ到底不能ニ属スルヲ以テ、先ツ書面調査ニ依リ納税資格ナキコトノ分明ナル者ハ直ニ非課税ノ処理ヲ為シ、納税資格アル者ト雖、其ノ財産ノ情況大体判明シ、特ニ実地調査ヲ為スモ其ノ実益少キモノハ之ヲ省略シ、予算ノ範圍内ニ於テ克ク調査ノ敏速ト適実ヲ期スルコト

四、財産脱漏ノ防止

申告セル財産各個ノ価額ノ適否ヲ調査スル外、克ク申告全般ニ亘ル当否ヲ勘案シ、例ヘハ宅地ノ申告アルモ建物ノ申告ナキモノハ建物ノ有無、山林ノ申告アルモ立木ノ申告ナキモノハ立木ノ有無、現金出納ノ頻繁ナル商家ニ付テハ銀行預金ノ有無、土地建物ノ如キ外部ニ表ハレタル資産ノ割合ニ生活程度ノ高キ者ニ付テハ、現金、預金又ハ有価証券ノ有無、債務ノ申告アルモノハ其ノ担保トシテ提供セル財産ノ有無等ヲ調査シ、財産ノ脱漏ヲ防止スルコト

(昭61 仙台 71)

44、大正7年12月 相統税調査決定状況

直第一三一九号

大正七年十二月六日

東京稅務監督局圖

稅務署御中

相統税調査決定状況

相統税調査決定ニ付、宇都宮稅務署長ヨリ其ノ状況別紙ノ通り申報有之候条、為參考
右及通信候也

(別紙)

直第一一九〇号

大正七年十一月六日

東京稅務監督局長殿

宇都宮稅務署長

相統稅調查狀況申報

相統稅調查ニ就テハ、本年度四月以降九月迄ハ營業稅二次クニ所得稅及田畑地価調査、及直稅課員ノ異動等ニ妨ケラレ、更ニ調査決定ヲ為ス能ハサリシヲ以テ、九月下旬ニ於テ相當計畫ヲ立テ、十一月中旬迄ニハ未済件數ヲ一掃スヘク課員ヲ督勵シテ調査進行中ニ有之候処、既ニ調査決定ヲ了シタルモノ左表ノ通ニシテ約一掃スルヲ得タリ、尙調査ヲ続行シテ未済件數ナカラシムル見込ニ有之候（以下、省略）
右申報候也

区 分	九月末現在 処理済件數	十月一日後 發見件數	計		處理済件數		差引未 済件數	備 考
			課 稅	不 課 稅	課 稅	不 課 稅		
家督相統	一八〇	—	一八〇	〇〇	四一	三九	未済件數中ニハ、 既ニ調査ヲ了シ非 課稅ノ決裁未済ノ モノヲ包含セルヲ 以テ、之ヲ整理ス ルトキハ僅少ノ件 數トナル次第ナリ	
遺産相統	一七八 一六二	九八 九八	二七六 二六〇	二二一 二〇五	—	五九 五五		
計	三五八 一六二	九八	四五六 二六〇	三三七 二〇五	四一	九八 五五		
内 同								

直第一三三〇号

大正七年十一月十一日

東京稅務監督局圖

稅務署御中

相統稅調查決定狀況

浦和稅務署長申報、相統稅調查決定狀況別紙為參考

右及通信候也

別 紙

大正七年十二月八日

東京稅務監督局長殿

浦和稅務署長

前 略

相統稅調查狀況申報

今回本稅ノ調査ハ、近時賄物価ノ騰貴ニ伴ヒ自然相統財產ニ對スル課稅標準價格更正ノ必要ヲ認め、各方面ノ実況ニ徴シ本年二月申報ノ標準率三三割乃至四割ヲ増加シテ夫々決定ヲ了シタル次第ニ有之候処、之レカ調査ニ當リ聊カ從來ト其趣ヲ異ニセル点ヲ挙クレハ、申告書ニ於テ控除金中事案ニアラサル信用負債ヲ掲上スルノ弊漸ク多キヲ認めルニ至レルト、又調査ニ際シ署員ニ對シ酒食ヲ饗シタルモノハ、九件、負担軽減ノ目的ニテ少額ノ金錢ヲ提供シタルモノ一件アリタリ、署員ニ於テ提供者ニ對シ其不心得ヲ諭シ領收証ヲ徴シテ之レヲ還付シタル次第ニ有之候、是等ハ事小ナリト雖トモ、一般二年々負担額増加シツ、アル際ナルヲ以テ、多少注意ヲ要スヘキモノト認め、御參考マテニ茲

二付記致候、而シテ本税調査実績ハ如左

一 調査件数

三〇六件

内不課税件数

九三件

差引課税件数

二〇八件

課税価格

一、三九四、七四七円

税額

一〇、〇五三円

一 未決件数

五件

過年度分

〇

本年度分

他署ニ照会中ノモノ五件

以上

(昭 56 東京 2150)

45、大正8年12月 土地建物時価標準率適用に関する件

直第一四四五号

大正八年十二月二十六日

稅務署御中

東京稅務監督局印

相統稅土地建物時価標準率適用及改調ニ關スル件

相統稅調査ニ關シ、本年十月二十八日付直第一、一三八号ヲ以テ土地建物時価標準率引上適用方通牒置候處、大正八年ニ於ケル時価ハ其ノ前年ニ比シ大体ニ於テ五割以上昇騰セルモノト被存候、依テ大正九年分標準率ハ特ニ最近ノ売買実例及売買仲介業者ニ就キ調査シ、實際ニ於ケル時価昇騰ノ状態ニ鑑ミ之ニ適応スル様必ク改調シ、其ノ副本ヲ所定期限(事務規程第八條)迄ニ申報相成度、而シテ改標準率ノ改調ヲ遂クル迄ハ、左記ニ依リ評価方取扱相成度右及通牒候也

追テ、特殊ノ事情ニ因リ左記金額ヲ減額適用スルモノニアリテハ、其ノ事由及金額等申報相成度候

左記

一、大正八年一月以降相統開始ニシテ今後処分スルモノ

大体ニ於テ現行標準率ニ対シ少クモ五割以上ノ引上ヲ行ヒ之ヲ適用スルコト

二、大正七年十二月以前相統開始ニシテ今後処分スルモノ

前号ニ比準シ適當ナル金額ヲ定メ之ヲ適用スルコト

直第一一三八号

大正八年十月二十八日

東京稅務監督局印

稅務署御中

相統稅課稅價格調査ニ關スル件

大正七年以降土地建物及木材等ノ時価急劇ニ昂騰セル結果、同時期以降開始セル相統事項ニ対シテハ、各署既定ノ時価標準率ハ低額ニ失シ、實際ノ時価ニ適応セサルモノト認メラル、ニ付、之等課税物件ノ調査ニ当リ相統開始ノ年ノ異ナル毎ニ時価ノ変動ヲ參酌シ、時価標準率ヲ適當ニ引上適用シ、課税物件ノ評価上特ニ留意相成度
右及通牒候也

(昭56 東京 215)

46、大正9年7月 相統税調査に關する件通牒

直第三五三号

大正九年七月十四日

仙台稅務監督局

稅務署長 殿

相統税調査ニ關スル件通牒

大正八年度相統税ノ決定額ハ前年度ニ比シ六割余ヲ増加シ、殊ニ相統税法第二十三條ニ依ル決定税額ノ如キハ約一倍五割四分余ノ増加ヲ示シ、實ニ良好ナル成績ヲ見ルヲ得タリ、之レ畢竟各署ニ於テ適當ナル計画ヲ樹テ、之カ遂行ニ努力シタル結果ニ外ナラズト認ム、然レトモ大正八年度未処分未済ニ屬スルモノハ、相統開始後一年以内ノモノ三、四三三件、二年以内ノモノ一、〇三六件、三年以内ノモノ一三七件、三年ヲ超ユルモノ三七件、合計四、六四二件ノ多キニ達シ、之ヲ大正七年度未処分未済件數ニ比較スルトキハ、四割四分余ヲ増加シタル状況ニシテ、之ヲ一掃ス

ルコト莫ニ容易ニアラス、加フルニ物価昂騰ノ結果自然納稅義務者ヲ増加スヘキヲ以テ、前年ニ比シ數割ノ人員増加ヲ予期セサルヘカラス、從テ從來ノ如キ決定ヲ為シタルノミニテハ、漸時処分未済件數ヲ増加シ、之カ整理困難ニ陥ルヘキヲ以テ、此際左記事項ヲ考慮シ適當ナル調査計画ヲ樹テ之カ遂行ニ努力シ、前年度以上ノ好成绩ヲ挙クルハ勿論、成ルヘク処分未済件數ヲ一掃スルコトニ留意相成度

- 一 大正九年度ニ於ケル直稅事務ノ繁閑ニ鑑ミ、大体相統税ノ調査時期ヲ予定スルコト
- 二 調査ヲ要スル人員ハ相當増加ヲ見積リ計画ヲ樹ツルコト
- 三 調査担任者ヲ定メ置クトキハ、計画遂行上有利ト認ムルニ付繼續專担セシメ、能ハサル事情アリトスルモノ予メ担任者ヲ定メ置クコト
- 四 調査担任者ニ對シテハ調査予定時期以外ニ於テモ、成ルヘク本稅調査ノ時間ヲ与ヘ、照覆調査、召喚調査等ノ如キ署内ニ於テ為シ得ヘキ事項ハ、他事務ノ比較的閑散ナル時期ニ於テ之ヲ為サシムル様留意スルコト
- 五 所得調査ノ如キ諸般ノ資産ニ涉リ調査ヲ為スヘキ場合ハ、税法第二十三條ニ關スル事項ノ端緒ヲ知得スル機会多キヲ以テ、所得調査ニ當リテハ前年ニ對スル資産ノ異動ニ注意シ、殊ニ推定相統人ノ新規ニ資産ヲ取得シタルモノ等ニ留意スルコト

六 大正八年度ノ実績ニ依レハ、税法第二十三條ノ課税区分中不動産買入資金ノ贈与ニ係ルモノハ總數ノ約九割ヲ占ムル状況ニシテ、該贈与ノ調査粗密ハ一般ノ成績ニ影響スル所甚大ナルヲ以テ、大正八年度ニ於ケル各署ノ成績ニ鑑ミ(本年六月局報第二十四号参照)、其ノ調査ノ周到ヲ期スルコト

右通牒ス

(昭61 仙台 72)

—

現行租税制度ノ概要

臨時財政經濟調査会

相続税制度概要

第一 相続税課税ノ趣旨並沿革

相続ニ因リ財産ヲ取得スル者ハ偶然ノ事莫ニ因リテ資力ヲ増加シ、其ノ經濟上ニ於ケル地位ヲ増進スルモノナルカ故ニ、仮令其ノ相続財産カ父祖努力ノ結果ニ成ルトハ謂ヘ、之ニ依リ相続人ノ担税能力ヲ増加スヘキハ明白ナル事莫ナ
ルヲ以テ、之ニ對シ適當ナル課税ヲ為スハ即チ相続税ノ本旨ナリト謂フヘシ

現行相続税ハ明治三十七、八年戰役ノ際、戰時財政計画ノ一トシテ設ケラレタルモノナリト雖、本税ノ性質ハ以上説
述ノ如クナルノミナラス、個人ノ財産ハ經濟界ノ進歩發達ニ伴フテ漸次増加スヘキカ故ニ、本税ハ亦國富ノ増進ト共
ニ國庫ノ收入ヲ大ナラシムヘキ好個財源タルヲ失ハス、サレハ之ヲ當時公布セラレタル非常特別稅法中ニ規定セス、
單行法下シテ永久經常ノ租税ト為シタリ、爾來明治四十二年法律第四号ヲ以テ家督相続ニ對スル税率ヲ低減シ、且ツ
短期間内相続再開ノ場合ニ於ケル相続稅減免ノ年限及相続稅年賦延納ノ年限ヲ改正延長シ、又大正三年法律第二十
二号ヲ以テ一般ニ負擔ヲ輕減スル為税率ヲ低下スルト共ニ、小納稅者ノ負擔ヲ輕減スル家督相続ノ課稅最低限ヲ引上

ケ、且ツ五千円以下ノ家督相続ニ付テハ課稅價格ヨリ一定金額ヲ控除スルコトニ改正シ、以テ今日ニ及ヘリ

第一 納稅義務者

戸主ノ死亡、隱居、國籍喪失又ハ家族ノ死亡等ニ因リ相続開始シタルトキハ、開始地方帝國内ニ在ルト否トヲ問ハス、
又被相続人若ハ相続人カ帝國臣民タルト否トヲ問ハス、稅法施行地ニ在ル相続財産ニハ相続稅ヲ課シ、家督相続人又
ハ遺產相続人ヲ以テ納稅義務者トス、而シテ我相続稅法ニ於テハ事實上相続ノ開始ナキモ、被相続人カ推定家督相続
人又ハ推定遺產相続人ニ贈与ヲ為シタル場合、又ハ分家ヲ為スニ際シ若ハ分家ヲ為シタル後本家ノ戸主又ハ家族カ分
家ノ戸主又ハ家族ニ贈与ヲ為シタル場合ニ於テ、其ノ稅法施行地ニ在ル不動産船舶以外ノ財産ニ付為シタル贈与ノ価
額カ五百円以上ナルトキハ、遺產相続ノ開始ト看做シ之ヲ受ケタル者ニ對シ相続稅ヲ課ス

第三 課稅標準、税率及課稅最低限

一 課稅標準

被相続人ノ遺シタル相続財産ノ價格ヲ課稅標準トス、而シテ其ノ課稅標準ノ内容ヲ為ス相続財産ノ範圍ハ、被相続
人カ稅法施行地ニ住所ヲ有スルト否トニ依リテ異ナル、即チ被相続人カ稅法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ

(イ) 稅法施行地ニ在ル動産及不動産

(ロ) 稅法施行地ニ在ル不動産ノ上ニ存スル權利

(ハ) 前二号ニ掲ケタルモノ以外ノ財産權

ヲ以テ相続財産トシ

被相続人カ稅法施行地ニ住所ヲ有セサルトキハ

右(ハ)号ヲ除キ(イ)号及(ロ)号ノ財産ヲ以テ相続財産トシ、各被相続人カ相続開始前一年内ニ稅法施行地

ニ在ル財産ニ付為シタル贈与ノ価額ヲ之ニ加算スルト同時ニ、一面ニハ公課、債務等ヲ之ヨリ控除シテ課税価格ヲ計
算ス

相続財産ノ価額ハ相続開始ノ時ノ時価ニ依ル、但シ

イ 船舶ニ付テハ其ノ製造費中ヨリ製造後ノ年数ニ応シ順次其ノ価額ヲ低減シテ之ヲ定メ

ロ 地上権、永小作權ニ付テハ残存期間ノ長短ト權利ノ目的タル土地ノ賃貸價格ノ割合ニ応シテ其ノ価額ヲ定メ

ハ 定期金ニ付テハ(1)有期定期金ハ其ノ残存期間ニ於ケル総金額、又ハ一年ノ定期金ノ二十倍ヲ以テ価額トシ(2)

無期定期金ハ一年ノ定期金ノ二十倍ヲ以テ其ノ價格トシ、(3)終身定期金ハ目的トセラレタル人ノ年齢ニ応シ一

年乃至十年ノ定期金総額ヲ以テ其ノ価額トス

二 税率

税率ハ総テ超過累進率ニシテ、家督相続ト遺産相続トニ依リ税率ヲ區別シ、且ツ相続財産ノ價格ノ大小及被相続人

トノ続柄ノ遠近ニ依リ税率ニ差等ヲ設ク

即チ左ノ如シ

家督相続

課税価格	税率	相続人カ被相続人ノ指定シタル者、民法第九百八十二條ニ依リ選定セラレタル者、被相続人ノ家族タル區系親屬又ハ入夫ナルトキ	相続人カ被相続人ノ指定シタル者、民法第九百八十五條ニ依リ選定セラレタル者ナルトキ
五千円以下ノ金額	千分ノ五	千分ノ六	千分ノ八
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ六	千分ノ七	千分ノ十
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ七	千分ノ八	千分ノ十二
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ八	千分ノ十	千分ノ十四
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ十	千分ノ十二	千分ノ十七
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ十二	千分ノ十四	千分ノ二十
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ十四	千分ノ十七	千分ノ二十五
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ十七	千分ノ二十	千分ノ三十
十万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ二十五	千分ノ四十
十五万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ三十	千分ノ五十
二十万円ヲ超ユル金額ハ其ノ十 万円毎ニ(百万円ニ至リテ止ム)	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ

遺産相続

税

率

課税価格

相続人分直系尊属ニルトキ
 相続人分配偶者又ハ直系尊属
 庶子ニルトキ
 相続人分其ノ他ノ者ニルトキ

千円以下ノ金額	千分ノ十	千分ノ十二	千分ノ十七
千円ヲ超ユル金額	千分ノ十二	千分ノ十四	千分ノ二十
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ十四	千分ノ十七	千分ノ二十五
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ十七	千分ノ二十	千分ノ三十
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ二十五	千分ノ三十五
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ三十	千分ノ四十
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ三十五	千分ノ四十五
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	千分ノ四十	千分ノ五十
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十	千分ノ四十五	千分ノ五十五
十万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十五	千分ノ五十	千分ノ六十
十五万円ヲ超ユル金額	千分ノ五十	千分ノ五十五	千分ノ六十五
二十万円ヲ超ユル金額ハ其ノ十 万円毎ニ(百万円ニ至リテ止ム)	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ

三 課税最低限

課税価額カ家督相続ニ在リテハ二千円、遺産相続ニ在リテハ五百円ニ滿サルトキハ相続税ヲ課セス

第四 課税上ノ特典

- 一 家督相続ノ場合ニ於テ課税価格三千円以下ナルトキハ二千円ヲ、五千円以下ナルトキハ五百円ヲ控除ス
- 二 軍人軍属ノ戦死又ハ戦争ノ為受ケタル傷痍疾病ニ基ク、爾後一年内ノ死亡ニ因リ相続開始シタルトキハ相続税ヲ課セス

- 三 相続カ引続キ頻繁ニ開始スルトキハ、相続税ノ課税ニ因リ相続財産ヲ著シク減損スルノ虞アルヲ以テ、相続税ヲ課セラレタル後五年以内ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ、前ノ相続額ニ対スル相続税ニ相当スル相続税ヲ免除シ、再開始カ七年以内ナルトキハ其ノ半額ニ相当スル相続税ヲ免除ス

第五 徴収手続

- 一 税務官庁ヲシテ相続開始ノ事実ヲ知ラシムルノ必要上、市町村長ヲシテ相続開始ノ原因トナルヘキ事実ノ届書ヲ受理シタルトキハ、之ヲ当該官庁ニ報告セシム
- 二 相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ヲシテ、一定ノ期間内ニ相続財産目録及相続財産ノ価額中ヨリ控除セラルヘキ金額ノ明細書ヲ提出セシム
- 三 課税価格ハ政府之ヲ決定シ、之ヲ前項ノ書類提出者ニ通知ス

第六 納期

相続税ハ課税価格決定ノ時一時ニ之ヲ納付セシムルヲ原則トスルモ、税金額百円以上ナルトキハ納税ノ為ニ財産ノ原本ヲ侵蝕セサラシメムカ為ニ、相続税ニ相当スル担保ヲ提供シ、五年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得セシム

第七 救済

一 審査 相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人、政府ノ為シタル課税価額ノ決定ニ付異議アルトキハ、通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ申立テ再審査ヲ求ムルコトヲ得、政府ハ各稅務署毎ニ稅務官吏二名及直接國稅百円以上ノ納稅者三名ヲ以テ組織セラレタル相続稅審査委員會ノ諮問ヲ經テ之ヲ決定ス

二 訴訟訴訟 課税価額ノ決定ニ對シ不服アルトキハ、訴訟又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第八 現行法ニ對スル批評

一 本税ノ長所ト認ムヘキ主要ナル点ヲ掲クレハ、大体左ノ如シ

イ 偶然ノ事實ヲ原因トスル財産ノ取得ニ課税スルモノナルカ故ニ、能ク個人ノ担稅力ニ応スルコトヲ得ヘシ

ロ 相続財産全部ヲ課税標準トスルカ故ニ、所得稅等他ノ租稅ニ於ケル賦課ノ不十分ナル点ヲ補充シ、之ニ依テ課税ノ公平ヲ維持スルコトヲ得

ハ 相続稅ハ國民資力ノ増加ト共ニ益々其ノ收入ヲ増大スヘキ性質ヲ有ス

二 現存セル財産ヲ課税ノ目的ト為スカ故ニ收入亦確實ナリ

ニ 本税ニ對スル欠点ト認ムヘキ主要ナル点ヲ挙クレハ、大体左ノ如シ

イ 我國ニ於テハ古來特有ノ家族制度ヲ存ス、然ルニ家督相続開始ノ場合直ニ其ノ財産ニ課税スルトキハ、延子家族制度ヲ傷クルノ虞アリ

ロ 動産タルト不動産タルトヲ問ハス相続財産全部ヲ課税標準トスルモ、事實上動産ノ調査ハ困難ナル場合多シ、從テ税金遁脱ノ弊ヲ生シ易ク、動モスレハ課税ノ均衡ヲ保ツコトヲ得サルノ嫌アリ

ハ 我國ノ相続稅ハ稅率概シテ低ク且ツ年賦延納ノ制ヲ認ムト雖、本來相続稅ハ所得ニ課セスシテ財産資本ニ課税

スルモノナルカ故ニ、財源ヲ涸渇シ生産ノ發達ヲ阻害ストノ批難ヲ招クノ虞アリ
 二 仮ニ本税ノ存立ヲ可トスルモ、現行法ニ於テハ左記ノ如キ欠点アリ

(1) 諸物価騰貴ノ結果、大正三年本法改正當時ニ比シ物価指數著シク上昇セル今日、課税最低限家督相続二千円、遺産相続五百円ハ低キニ失ス

(2) 現行法ノ規定ニ依レハ、推定相続人、分家ノ戸主又ハ家族ニ對シ不動産、船舶以外ノ贈与ヲ為シタルトキハ、遺産相続開始ト看做シ課税スルモ、無償ニテ他ヨリ財産ノ贈与ヲ受ケタル者ニ對シ課税セサルハ負担ノ公平ヲ失ス、就中近時個人ノ財産力其ノ相続人以外ノ血族ニ分配セラル、ノ傾向多キヲ加ヘ、次男以下ノ子女並女孀等ニ對シ生前ニ於テ之ヲ贈与スル者多シ、此ノ場合贈与者ニ付一年內ニ相続開始セサルトキハ課税ノ途ナク、全然租稅ノ負担ヲ免カル、コトノナリ、推定相続人ニ贈与セラレタル場合ト權衡ヲ得ス

大正六年度以降相続稅表

種別	家督相続			遺産相続			合計
	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種	
大正	三三三	二二二	一一一	一一一	二二二	三三三	一一一
人員	三三六	一九四	一七〇	二〇〇	一七〇	二〇〇	二〇〇
課税價格	四九四	二七〇	一七〇	一八五	一四一	一四一	一四一
度	三五六	二五九	二五五	三三二	二七二	二七二	二七二
稅額	〇五五	一三三	二七	三	六四	六四	六四
額	七八二	九六二	八五二	九三二	九三二	九三二	九三二

年度別	人員	稅額
明治三十八年度	一五〇九〇	一、二四二、一〇〇
同三十九年度	二三、六九三	二、一六三、五六〇
同四十年度	二八、六四八	二、一一五、六九九
同四十一年度	三六、一六九	三、四六二、九九一
同四十二年度	三九、二三五	四、二〇二、二六四
同四十三年度	三三、四四六	三、五二七、六三三
同四十四年度	五〇、〇六二	三、七〇〇、四二六
大正元年度	五一、四八四	四、三七六、八三一
同二年度	五〇、一二八	四、七〇七、三〇四
同三年度	四七、一五二	四、四六八、四八九
同四年度	四三、〇〇七	五、四七〇、二三一
同五年度	四四、七六二	三、九五四、六一二
同六年度	五四、四七五	三、九四九、五五九
同七年度	四三、三四二	三、九三〇、九五五
同八年度	六二、二六五	七、七〇五、八三四

明治三十八年度以降相統稅額表

稅率低減

稅率低減

種別	遺產相統			家督相統			種別
	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種	
合	計	計	計	計	計	計	合
人員	四一	一三	一	四四	二	一	四一
正員	三二	一六	一	三三	二	一	三二
課稅	三三	一五	一	三三	一	一	三三
年格	四二	三三	一	四二	二	一	四二
稅額	三三	二	二	三五	一	一	三三
度	〇三	三	一	〇三	一	一	〇三
稅	八五	二	一	八五	一	一	八五
年格	六七	九〇	七	六七	九〇	七	六七
稅額	五二	〇二	九	五二	〇二	九	五二
度	一〇	八一	〇	一〇	八一	〇	一〇
稅	六三	五五	三	六三	五五	三	六三
年格	九五	二〇	二	九五	二〇	二	九五
稅額	八二	六三	三	八二	六三	三	八二
度	三	三	二	三	三	二	三
稅	九七	七一	一九	九七	七一	一九	九七
年格	三六	二四	〇	三六	二四	〇	三六
稅額	〇九	一六	一	〇九	一六	一	〇九
度	九五	九三	二	九五	九三	二	九五
稅	五三	二二	八	五三	二二	八	五三
年格	五五	七四	四	五五	七四	四	五五
稅額	八二	〇五	八	八二	〇五	八	八二
度	七	六	六	七	六	六	七
稅	七八	七八	二	七八	七八	二	七八
年格	〇九	九六	三	〇九	九六	三	〇九
稅額	五五	六七	〇	五五	六七	〇	五五
度	八〇	一四	三	八〇	一四	三	八〇
稅	三六	九八	八	三六	九八	八	三六
年格	四五	二八	五	四五	二八	五	四五
稅額	四	九〇	三	四	九〇	三	四
度	六	六	六	六	六	六	六

直第一五六六号

大正九年十二月十五日

東京稅務監督局

稅務署御中

相統稅事務處理ニ關スル件

本年十月七日付直第一二九二号通牒相統稅事務調查處理ニ關シ、浦和稅務署ヨリノ調查狀況申報、別紙參考ノ為
右及通信候也

追テ、京橋、龜戸、東金、境、高崎各稅務署ヨリモ特別計圖ヲ樹テ鋭意調查中ノ旨申報アリタリ

(別紙)

直第一二八二号

大正九年十二月十三日

浦和稅務署長

東京稅務監督局長殿

相統稅整理狀況通信

相統稅ノ調査ニ付テハ(中略)常ニ停滞シ、殊ニ本年ノ如キハ各般ノ事務ニ忙殺セラレ、四月以降著シク未決件數ヲ
見ルニ至レリ、而シテ一面法第二十三条ノ調査ハ不徹底ノ嫌アリ、誠ニ遺憾トスル所ニ有之候処、客月來之レカ未決
件數一掃ノ整理ト、法第二十三条調査勵行ノ目的トノ基ニ計圖ヲ樹テ、一時内部事務ハ早出晚退以テ朝夕ニ其處理ヲ

為サシムルコトノシ、署員五名中二名ハ各町村役場ニ就キ法第十二条報告洩ノ有無、及二十三条該當事項ノ調査ヲ担
当セシメ、三名ハ法人ヲ兼行シ実地ノ調査ヲ担当セシメ、極力鞭撻ノ上進行ヲ計リ、漸ク本日ヲ以テ大体ノ終了ヲ告
ケ、法人調査ノ終了ト共ニ本稅モ左記ノ通り予期ノ目的ヲ達シタルヲ以テ、御參考迄
右通信候也

決定件數

件數 六九九

内 訳

種別 件數

家督相統 四七一

遺産相統 六〇

二十三条該當 一六八

追テ、法第十三条該當事項調査ノ方法ハ、法人原簿及法人ノ營業報告書ニヨリ出資者若クハ株主名、又ハ營業
繼續者ノ調査ヲ為スハ勿論、家族ニシテ大正六年以降新規所得納稅者トナリタルモノ、又ハ異稅ノ財産取得稅納
稅者(郡役所ニ就テ調査ス)ノ新ニ田畑其他土地建物ノ買入ヲ為シタルモノ、並ニ貸金ヲ為シタル者(貸金調査
簿ニ依リ新規貸付ノモノ)等ヲ調査シ、以テ町村役場ニ就キ該事項ヲ確メ、而シテ本人ニ就キ申告ヲ徴シ課稅シ
タルモノニ有之候

同	塚本 清治 (内務省地方局長)
同	岡本英太郎 (農商務省農務局長)
同	鶴見左吉雄 (農商務省商務局長)
同	下條 康麿 (内閣書記官)
同	堀切善兵衛 (大蔵大臣秘書官)
同	關係官
同	草間 秀雄 (大蔵書記官)
同	泉 至剛 (大蔵事務官)
同	藤井 真信 (大蔵省參事官)
同	田中広太郎 (内務事務官)

(本日議題トシタル直接国税及地方税整理案 左ノ如シ)

◇直接国税及地方税整理案 (大正十年七月七日小委員会決定)

目次

- 第一 財産税ノ創設並地租營業税ノ軽減
- 第二 其ノ他ノ直接税ノ整理
 - 甲 廃止スヘキモノ
 - 売葉營業税
 - 乙 改正スヘキモノ
 - 相続税

- 登録税
- 鈷業税
- 所得税
- 丙 改正セサルモノ
 - 通行税
 - 取引所營業税
 - 砂鈷区税
 - 兌換銀行券発行税
- 第三 地方税ノ整理

第一 財産税ノ創設並地租營業税ノ軽減
 第一 国税トシテ新ニ一般財産税ヲ創設シ、一般所得税ト相俟テ直接国税ノ体系ヲ構成セシメ、現行ノ地租及營業税ハ之ヲ地方税ニ委譲スルノ方針ヲ採ルコト

(理由) 前ノ小委員会ニ於テ作成セラレタル三個ノ直接税整理案中大体第一案ノ主義ヲ採ルヘキモノト認ム、其ノ理由左ノ如シ
 第三案ハ現行地租及營業税ヲ相当ニ修補シ、同時ニ建物税及資本利子税ヲ創設セムトスルニアルモ、該案ハ国税ノ種目ヲ増加シテ税制ヲ益々繁雜ナラシムルノ欠点アルノミナラス、現行地租及營業税ハ其ノ性質ヨリ觀ルモ又各國税制ノ傾向ニ照スモ、結局之ヲ地方税ニ委譲スヘキモノト認メラルルノミナラス、国税トシテハ充分

ニ之ヲ改善スルコト困難ナルモノナルヲ以テ、單ニ其ノ一部分ヲ修補シテ存続セシメムトスルカ如キハ税制ノ根本的改善策トシテ姑息ノ感ナキヲ得ス

第二案ハ地租及營業稅ヲ地方稅ニ委譲シ、一般所得稅ノ外ニ特別所得稅ヲ創設セムトスルニアルモ、元來特別所得稅ノ新設ハ一般所得稅ノ補完ヲ目的トスルモノナルニ拘ラス、等シク純收入ヲ以テ課稅標準ト為スカ故ニ、一般所得稅ノ欠点即チ純收入ノ調査困難ナルカ為ニ生スル負担ノ不權衡ヲ矯正スルコト能ハサルノミナラス、却テ其ノ欠点ヲ二重ニシテ益々不公平ナラシムルノ結果ヲ生シ、且ツ各種財産ノ自然増価及無收益財産等ニ對シ課稅スルコト能ハサルヲ以テ、補完稅トシテ充分ナルモノト認メ難シ

第一案ハ現行地租及營業稅ハ欠点多クシテ國稅タルニ適セサルヲ以テ之ヲ地方稅ニ委譲シ、其ノ課稅ヲシテ地方の事情ニ適応セシメ、併セテ地方財源ノ基礎ヲ適宜ニシ、一面國務トシテハ一般所得稅ノ補完トシテ一般財産稅ヲ創設スヘシト云フニアリ、而シテ一般財産稅ハ財産價額ヲ課稅標準トスルモノナルカ故ニ、純收益ヲ課稅標準トスルカ為ニ生スル一般所得稅ノ欠点ヲ調節シ、併セテ財産ヨリ生スル所得ニ重課スルノ目的ヲ達シ、又土地其ノ他ノ自然増価ニ因ル負担力ニ課稅シ、尚無收益財産ニ對シテモ課稅スルヲ以テ、無收益財産ヲ收益的ナラシムルノ利益アル等ノ幾多ノ特長ヲ備ヘ、一般所得稅ノ補完トシテ最も適當ノ性質ヲ有スルモノト認ム、固ヨリ財産稅ニ於テモ其ノ欠点トシテ數フヘキモノナキニアラス、就中実行上ノ困難即チ財産價額又ハ負債ノ調査容易ナラサル点ノ如キハ最も考慮スヘキコトニ屬スト雖、租稅制度ノ根本的改正ヲ斷行スルノ必要切迫シタル今日ナルヲ以テ、実行上ニ於ケル多少ノ困難ノ如キハ之ヲ忍ブノ必要アルノミナラス、財産價額又ハ負債ノ調査ハ現行相續稅ニ於ケル經驗ニ徴スルモ、必スシモ実行シ難キ問題ナリト認メ難シ、故ニ大体ニ於テ此ノ第一案ヲ直接稅整理ノ根本方針トシテ採用スルヲ相當ト認ム

第二 施行当初ニ於ケル一般財産稅ハ成ルヘク其ノ稅率ヲ輕クシ、之カ為ニ其ノ歳入カ現行地租及營業稅ノ總額ニ達セサル部分ハ、當分ノ間臨機ノ処置トシテ地租及營業稅ノ稅率ヲ平等ニ低減シテ此ノ兩稅ヲ存続セシメ、財産稅完成ノ時ニ於テ之ヲ地方稅ニ委譲スルコト

(理由) 一般財産稅ヲ創設シテ地租及營業稅ハ直ニ之ヲ地方稅ニ委譲スルヲ理想トスルモ、財産稅施行ノ初ヨリ其ノ稅率ヲ高クスルトキハ、或ハ其ノ施行ノ円滿ヲ害シ又ハ脱稅ノ弊害ヲ助長スルノ虞アリ、加之施行当初ニ於テハ課稅物件調査ノ完備ヲ期スルコト困難ナルヲ以テ、歳入ノ確實ヲ保證スルコト能ハス、故ニ當分其ノ稅率ヲ成ヘク低カラシメ、漸次其ノ發達ヲ図ルノ方針ヲ採リ、其ノ間ノ歳入不足ニ對シテハ一時的ニ現行地租及營業稅ノ幾分ヲ存続セシメ、財産稅ノ基礎確保トナリタル場合ニ於テ此ノ兩稅ヲ地方稅ニ委譲スルコトトシ、地方稅ハ當分ノ間從來ノ通附加稅ニ止ムルヲ可トス

地租及營業稅ハ初ヨリ之ヲ地方稅ニ委譲シ、財産稅ノ歳入不足ニ對シテハ一時的ニ特別所得稅ヲ新設シテ之ヲ補充スヘシトノ説アルモ、一般財産稅ノ外ニ當分ノ応急策トシテ特別所得稅ヲ新設シ、而カモ近キ將來ニ於テ之ヲ廢止スト云フカ如キハ、徒ニ國稅ノ制度ヲ混亂セシムルノミナラス、全然新ナル二個ノ租稅ヲ同時ニ實施シテ執行上非常ノ困難ヲ來サシムルモノニシテ、決シテ策ノ得タルモノト謂フヲ得ス、故ニ不完全ナカラモ從來多年繼續シ來リタル地租營業稅ヲ据置キ、之ニ對シテ財産稅ノ歳入ニ相當スル減稅ヲ行フニ止ムルヲ可ト認ム、又創設スヘキ財産稅ノ財源ヲ以テ地租或ハ營業稅ノ一方ヲ地方稅ニ委譲スルヲ可トストノ説アルモ、此ノ兩稅ハ土地ノ營業トノ負担ノ權衡ヲ図ルヲ目的トシ、兩稅相俟テ現行直稅制度ノ体系ヲ成スモノナルヲ以テ、仮令一時的ナリトハ云ヘ其ノ一方ノミヲ地方稅ニ委譲スルトキハ、國稅トシテノ組織ヲ乱雜ナラシムルノ嫌アルヲ以テ、財産稅ノ歳入ハ之ヲ地租ト營業稅トニ割當テ兩稅ノ稅率ヲ平等ニ輕減シ、財産稅ノ歳入増加スルニ

從テ漸次地租營業稅ノ稅率ヲ低下セシムルヲ可トス

第三 國稅トシテ存続スヘキ地租及營業稅ノ課稅標準並ニ其ノ最低限等ハ當分現行ノ通トシ、全部之ヲ地方稅ニ委譲スル場合ニ於テ適當ナル改善ヲ加フルコト

(理由) 現行地租及營業稅ニハ幾多ノ欠点アリト雖、之ヲ改善ニハ多大ノ努力ヲ経費トヲ要シ、且ツ之ヲ國稅トシテ存続セシムルハ過渡期ニ於ケル一時的ノ方便ナルヲ以テ當分之力修正ヲ為サス、財產稅完成シテ地租及營業稅ヲ地方稅ニ委譲スル場合ニ於テ、其ノ課稅標準等ニ對シ相當改善ヲ加フルヲ可トス

第四 一般財產稅ハ前ノ小委員會作成ニ係ル第一案ニ對シ、左記各項ノ変更ヲ加ヘタルモノニ依ルコト

(イ) 稅率ヲ千分ノ一、五ノ比例率トスルコト

(理由) 創設當時ヨリ其ノ稅率ヲ高クシ又ハ累進稅率ヲ適用スルトキハ脱稅等ノ弊害ヲ醸シ、其ノ円満ナル發達ヲ害スル虞アルヲ以テ成ヘク低キ比例稅率ヲ適當トス

(ロ) 課稅最低限ヲ二千円トスルコト

(理由) 前号ニ依リ稅率ヲ低クスルノ結果、相當ノ歳入ヲ擧ケムカ為ニハ最低限ヲ低下セシムルノ必要アリ、又一面衆議院議員ノ選挙資格及現行相續稅ニ於ケル課稅最低限等ヲ參酌シテ二千円トスルヲ可トス

(ハ) 所得納稅者ノ有スル財產ハ前号ノ最低限ニ達セサル場合ト雖、總テ課稅スルコト

(理由) 此ノ場合ノ財產ハ財產ノミヨリ觀レハ担稅力ナキニ似タリト雖、他ニ多クノ所得アリテ所得稅ヲ納ムル者ノ有スル財產ナル以上ハ、相當担稅力アル資産ナリト謂フヲ得ヘク、又財產稅ハ一般所得稅ノ補完トシテ

資産ヨリ生スル所得ニ重課スルノ目的ヲ有スルモノナルヲ以テ、此ノ点ヨリ觀ルモ所得納稅者ノ有スル財產

ニハ總テ課稅スルヲ可トス

(三) 不動産價格ノ四分ノ一ヲ課稅價格ヨリ控除セサルコト

(理由) 不動産ハ調査シ易ク動産ハ調査困難ナルヲ理由トシテ、課稅價格ノ計算上不動産ニ斟酌ヲ加フルモノト

セハ、動産ト雖其ノ全額ヲ調査シタル場合ハ之ヲ斟酌スルノ必要ヲ生スルノミナラス、前記ノ理由ヲ以テ不動産ニ斟酌ヲ加フルノ制度ヲ設クルトキハ、動産所有者ハ当然其ノ四分ノ一ヲ申告セサルモノナリトスルノ觀念ヲ醸成スル結果ヲ生スルノ虞アルヲ以テ、法律上ニ於テハ現行相續稅等ニ於ケルカ如ク動産不動産共ニ時価ヲ以テ計算スルコトニ定ムルヲ可トス、但實行上ニ於テハ相當斟酌ヲ加フルモノトス

(ホ) 無記名株式及公債仕價銀行預金等ハ源泉課稅トスルコト

(理由) 法人ノ有スル財產ニハ重複課稅ヲ避クルノ趣旨ヲ以テ課稅セサルコト、及個人ノ有スル株式又ハ持分等ヲ他ノ財產ト共ニ綜合課稅スルコト第一案ト變リナキモ、無記名株式等ニアリテハ之カ綜合困難ナルヲ以テ、一般所得稅ニ於ケル第二種所得ノ課稅方法ニ準シ之ヲ源泉課稅トスルヲ可トス

前各号ノ外 (一) 法人ニ對スル財產稅ノ課否 (二) 負債ヲ控除スルノ要否並其ノ範圍ヲ限定スルノ可否 (三) 國債ニ對シ免稅スルノ可否等ニ付キ論議シタルモ、此等ハ第一案ニ對シ變更ヲ加ヘサルコトトシ、即チ(一)ハ個人

人ニ綜合課稅シ、(二)ハ原則トシテ總テノ負債ヲ控除シ、(三)ハ國債ト雖免稅スヘキ限ニ在ラスト決議シタリ

第五 總財產価額及課稅財產価額ヲ再査更正シ、其ノ修正シタル課稅最低限及稅率ニ依リ計算スレハ、財產稅總額七

一、九三八千円ニシテ、此ノ内ヨリ徵稅費約七百万円ヲ控除スレハ実收額六四、九三八千円トナル、此ノ金額ハ現行地租及營業稅ノ軽減ニ充ツヘキモノナリト雖、他ノ直接稅整理ノ結果減額スヘキモノヲ差引スルニアラサレハ、直接稅全体ニ於テ國庫歳入ノ不足ヲ生スルヲ以テ之ヲ控除スルノ必要アリ、即チ右ノ金額ヨリ売業營業稅整理ノ結

果三因ル減額三三〇千円及鉅産税整理ノ結果三因ル減額一、八九六千円ヲ控除スレハ、殘額六一、八二二千円ニシテ、地租及營業税ノ合計一三八、八〇二千円（地租七四、一四〇千円、營業税六四、六六二千円）ノ四割四分五厘ニ相当スルヲ以テ、現行地租及營業税ハ各其ノ税率四割四分強ヲ低減シテ存続スルモノトス

（付言） 財産税徴収費約七百万円ヲ絶対ニ増加スルハ、地租營業税ノ一部ヲ国税トシテ保留スル期間中ニ限ル、地租營業税ノ全部ヲ地方税ニ委譲シタル咄ニハ、之ニ要スル徴稅費約六百參拾万円ハ、国費トシテ不用ニ掃スルヲ以テ、差引増加額百万円内外トナルヘシ、尤モ此ノ場合ニ於テ財産税ノ徴収額カ施行当初ノ倍額トナレハ、之カ為ニ市町村交付金略二百万円ヲ増加スルコトトナルヘシ

第六 前各項ノ決議ニ基キ修正シタル一般財産税要領別紙ノ通

（別紙） 一般財産税要領

第一 納稅義務者

一 財産ノ權利者、但シ法人ハ之ヲ除ク

（註） 法人ヲ除クハ重複課税ヲ避クルカ為ナリ

二 權利者ノ住所カ内國ニ在ルト外國ニ在ルトヲ問ハス、但シ第一項第一号（ハ）ノ財産ニ付テハ、其ノ住所カ内國ニ在ル者ニ限ル

第二 課税スヘキ財産

一 内國ニ在ル左記各号ノ財産

（註） 收益財産タルト無收益財産（生利シテ）タルトヲ問ハス

（イ） 動産及不動産

（ロ） 不動産ノ上ニ存スル權利

（ハ） 前二号ニ掲ケタル以外ノ財産權

（註） 本号ノ財産ニ付テハ權利者ノ所在地ヲ以テ財産ノ所在地ト看做ス

二 前号ノ財産価額中ヨリ權利者ニ屬スル一切ノ債務ヲ控除ス、但シ課税外ノ財産ヲ取得スル為ニ要シタル債務ハ之ヲ控除セズ

第三 課税外ト為スヘキ財産

一 同居家族ノ分ヲ合算シ總財産価額二千円未満ノ者ノ有スル財産、但シ第三種所得納稅者ノ有スル財産ハ、此ノ限ニ在ラス

二 公共ノ用ニ供シ又ハ公益ノ為ニ使用スル財産

三 動産中家具、什器、書籍、其ノ他生活ニ必要ナル家具日用品等

第四 課税方法

一 原則トシテ個人ニ綜合シテ課税スルコト

二 無記名株式、公債、社債、銀行預金等ハ源泉課税トシ、配当又ハ利子支払ノ際徴收スルコト

（註） 源泉課税トスルノ結果、免稅点以下ノモノニモ課税シ、又法人ノ所有スルモノニモ課税スルモノトス

第五 課税價格ノ算定

一 時価ヲ標準トスルコト

二 時価不明ナルモノハ收益ニ對スル一定倍數ヲ標準トシ、時価收益共ニ不明ナルモノハ評定價格ニ依ルコト

三 地上權、永小作權、定期金其ノ他特殊ノ權利ニ付テハ、大体現行相続税法ノ計算ニ依ルコト

二、総額ニ対スル財産階級毎ノ割合ハ、所得税ノ調査及土地階級毎分布状況等ヲ斟酌シテ推定シタルモノナリ

私有総財産価格調

種類	総財産価格	同上ノ内法人所有歩合	同上ノ内法人所有分	差引個人所有分	備考
土地	九八八、〇三七	〇・〇三	八三九、九四一	一五八、〇九六	別紙内訳ノ通
建物	八、九二六、三三二	別紙ノ通	四三七、七九一	八、四八八、五四一	同
山林立木	一、八一九、九四六	〇・〇一	一八、一九九	一、八〇一、七四七	同
船舶	六、四二二、八二〇	六〇	三、八四七、六九二	二、五六五、一二八	飲渡価格(農商務省調査)六四一、二八二千円ヲ利率一割ニテ価額ヲ還元ス
家畜	六四三、六一九	七五	四八一、九六四	一六〇、六五五	別紙内訳ノ通
機器器具	二八四、八八九	七五	二一三、六六七	七二、二二二	同
原料品	一七八、〇五六	六五	一一五、七三六	六二、三二〇	營業稅ヲ課セラレタル製造業資本金一七八〇、五五五、一三五円中、八割一、四二四、四四四、一〇八円ヲ固定資本トシ、其ノ二割ヲ機器器具ト見做シ計算ス
商品	六、四五二、〇九五	三五	二、二五八、二三三	四、一九三、八六二	同上ノ製造業資本金一、七八〇、五五五、一三六円中、二割三五六、一一一、〇二七円ヲ運搬資本トシ、其五割ヲ原料品ト見做リ計算ス

備考

- 一 財産価額ハ私有財産価額トス
- 二 各種財産ノ現在高ハ大正七年乃至大正九年ニ於テ調査シ得タルモノノ内、成ルヘク最近ノモノヲ採用シタリ
- 三 各種ノ生産物(最近農商務統計ニ拠レハ、生産物価額總計九、六三六、九八二、九三三円)及輸入貨物(大正八年度輸入貨物価額合計二、一七三、四五九、八八〇円)ニ付テハ、原料品及商品トシテ當時現在スト認ムル数量ノ価額ヲ掲記シタリ、而シテ其ノ見積方ハ本表内訳記載ノ通
- 四 機械器具、道具等ニ付テハ製造業ノ分ノミヲ計算シ、農業及商業用ノモノハ算入セサルコトトセリ
- 五 室内裝飾品、身辺裝飾品及自動車等ノ如キモノハ調査至難ナルカ故ニ之ヲ省キタリ
- 六 私設鉄道及軌道ノ価額ハ総テ法人ノ所有經營ニ属スルカ故ニ、株式其ノ他ノ法人投資額中ニ包含ス

種別	大正九年大月現在高ニ公定相場ヲ乗シテ計算ス	大正九年大月現在高ニ公定相場ヲ乗シテ計算ス	大正九年大月現在高ニ公定相場ヲ乗シテ計算ス	
國債	一、二七四、〇〇四	三〇	三八、一〇一	八九、八〇五
地方債	四〇二、九二四	三〇	二二〇、五七四	二八、三四〇
社債	四三、六〇八	三〇	二六、七八二	一七、八二六
銀行預金	七、六九五、二九二	二〇	一、五三九、〇五八	六、一五六、二三四
通貨	一、五二六、三九三	別紙ノ通	一、二四四、五七一	二八、八三三
株式其ノ他法人投資	一一、二七一、八六四	〇・五	五、六三三、六四三	一〇、七〇九、二二三
計	七五、六五六、九八〇		二二、一九〇、〇五二	六三、四六六、九二八

地目	段別	一段当売買價格	總價格	一段当地価	備考
田	二、九二二、五七五、五	四六九	一三、七〇六、八七九	三四・八六	単価(八)勸業銀行調査ノ大正八年四月現在價格ニ依ル
畑	三、五〇一、七八四、九	二四九	六、二二六、四四四	九・一三	同
宅地	三九三、一三五、七	郡其大坪他大都市一七、一五〇	六、二五九、九五七	一六九・七一	市街宅地中大都市八、地価ノ十五倍、其地他ノ地価ノ約十倍ニテ計算ス
塚田	五、六三〇、四	八〇〇	四五、〇二六	三二・〇四	二坪未満調査大正九年分
鉱泉地	三、三	一、五〇〇	一、四八五	七・六三	算地価ノ二十倍ヲ以テ計
山林	八、八八九、〇	二〇〇	一、六〇九、七七七	三三	農務局調査及相続税ノ調査ヲ参照シテ計算ス
池沼	一、二、六八七、〇	二〇〇	二、五三七	一・二三	山林價格ニ比準シテ計
原野	三三六、五四五、〇	一〇〇	一三三、六五四	二一	農務局調査及相続税ノ調査ヲ参照シテ計算ス
牧場	五〇、九六五、八	一〇	五、九六五	二〇	原野ニ比準シテ計算ス
雑種地	一四、〇二九、九	四五	六、三一三	九・三一	算地価ノ約五倍ヲ以テ計
計	一五、二八六、二四六、五		二七、九九八、〇三七		

宅地價格内訳表(合計)

市町村ノ種別	九年一月一日現在地価	倍數	倍數地価	(即時價下總)	備考
大大都市	二一三、八六六、四〇五	十五倍	三、二〇七、九九六、〇七五	四	
其ノ他ノ市区	八一、四六七、七五二	十倍	八一四、六七七、五二〇	四	
町	村三七二、八八〇、六三〇	六倍	二、二三七、二八三、七八〇	四	
計	六六八、二一四、七八七		六、二五九、九五七、三七五		市街宅地中大都市八、地価ノ十五倍、其地他ノ地価ノ約十倍ニテ計算ス

宅地價格内訳表(一坪当)

都市	現在地価	倍數	倍數地価	現在地価	倍數地価	現在地価	倍數地価
東京市	七・五〇	十五倍	一一二・五〇〇	一、八〇〇・〇〇	一・一〇	一六・五〇	一
横浜市	四・八八	同	七三・二〇〇	一一五・〇〇	一・一〇	一三・五〇	一
名古屋市	三・六八	同	五五・二〇〇	七二・五〇〇	一・一〇	八・五〇	一
大阪市	八・三二	同	一一二・四・八〇	一〇六・四二一	一・一〇	一三・五〇	一
京都市	三・二五	同	四八・七五	八四・〇〇	一・一〇	九・五〇	一
神戸市	六・六〇	同	九九・〇〇	九一・〇〇	一・一〇	一〇・五〇	一
外各市区ノ平均	一・七一	十倍	一七・一〇	一、三六五・〇〇	一・一〇	一・七〇	一
町村平均	三四	六倍	二・〇四				

二 建物価額調

区別	總価額	備考
家屋 (住宅及付属建物共)	八、三八三、一四八	市街地ノ戸数二六、一八〇七戸、一戸当座積平均七〇坪ト見積リ此ノ座積平均五、八三三、六八八坪市街地以外座積八、〇七八〇坪一戸当座積平均五、三三三、三三三坪市街地以外座積二、七五五、四〇八坪合計八、三八三、一四八坪ト見積リ此ノ座積平均五、八三三、六八八坪ト見積リ
倉庫	六、〇四二	営業税ヲ課セラレタル倉庫座積平均七一九、二八四坪中、敷地及店舗ノ分ヲ控除シタル倉庫ノ分ヲ七割ト見積リ、之ヲ利率一割ニテ還元シタル座積平均五、〇三四、九八八坪、外ニ営業者以外ヲ其ノ二割ト見積リ之ヲ加算セリ
工場	九〇、三一九	営業税ヲ課セラレタル製造業建物賃借座積平均一五、〇五三、二九四坪中、敷地及店舗ノ分ヲ控除シタル工場ノ分ヲ五割ト見積リ、之ヲ利率一割ニテ還元シタル座積平均七、二六五、六四五坪、外ニ営業者以外ヲ其ノ二割ト見積リ加算セリ
築造物	九、〇三二	築造物ハ工場ノ一割ト推定セリ
他家屋共ノ他	四三七、七九二	営業税ヲ課セラレタル法人ノ建物賃借座積平均一、五〇四、七九七坪中、敷地ノ分ヲ控除シタル建物ノ分ヲ八割五分ト見積リ、之ヲ利率一割ニテ還元セリ
計	八、九二六、三三二	

備考

營業税ハ大正九年決定額ニ依リ調査ス

三 山林立木調

- 一、大正九年分山林所得 (八年伐採) 八三、九九八、三五九九
- 二、伐採価額百円当所得歩合七十五円ニテ換算セル伐採金額 一一一、九九七、八一二
- 三、外ニ所得納税者以外ノ伐採ノ右ノ三割ト見積リタル伐採価額 三三、五九九、三四四
- 四、伐採価額合計 一四五、五九七、一五六
- 五、伐採価額ノ十二倍半ヲ以テ立木価額ト見積リ計算シタル金額 一、八一九、九六四、四五〇

備考

伐採年限ヲ大体五十年ト見積リ、現在立木総數竝ハ一ヶ年伐採量ノ五十倍ナレトモ、其ノ平均年數 (二十年)ニ相当スル立木単価ハ伐採期ニ達シタルモノノ四分ノ一ヲ相当ト認め、五十倍ノ四分ノ一即十二倍半ヲ以テ立木ノ総価額ト計算セリ

四 船舶価額調

種類	重量噸數	単価	価額	備考
汽船	三、九五四、二二〇噸	一五〇円	五九三、一一八	
帆船	九六六、四二二	五〇円	四八、三三二	
計	二九五、〇九三	四	一、一八〇	
備考			六四二、六一九	

備考

一 大正九年六月現在ニ依ル

二 重量噸數ハ逓信省調査ノ總噸數ヲ基礎トシ、単価ハ營業稅資料等ヲ基礎トシテ調査セリ

五 家畜価額調		種別	頭数	単価	価額	備考	
計	鷺	鶏	豚	山羊	山羊	馬	牛
		二五、〇一九、五二二	三五九、九九九	一八	六、四七九	一、五六〇、二四二	一、三〇四、三三一
	三七三、五三六			二	二一九		
				二	二一九		
				一	一〇七		
				一	一四九、九九八		
				一	一六六、九四五		
				一	三四九、一一一		
				一	三七三		

備考
頭数ハ農商務統計ニ依リ、価額ハ大正七年中ニ於ケル家畜市場ノ平均ニ依ル

六 通貨調

流通貨幣 二二五、三二六千円
 流通小額紙幣 一八四、八九〇
 流通兌換券 一、三三一、二六四

計 一、七二二、四八〇

内

銀行金銀有高 九一六、二七四
 差引 八〇五、二〇六

内

銀行以外ノ法人所有高 一六一、〇四二 (二割)
 調査洩見込高 三六二、三四三 (四割五分)
 差引個人所有高 二八一、八三三 (三割五分)

備考

- 一 大正九年六月現在ニ依ル
- 二 銀行以外ノ法人所有高、調査洩見込高及個人所有ノ分ノ各割合ハ推定トス

◇第一 其ノ他ノ直接税ノ整理

- 甲 廃止スヘキモノ
- 売薬営業税

売薬税法中売薬営業税ハ之ヲ廃止シ、營業税法ノ製造業トシテ課税スルコト

(理由) 現行売薬営業税ハ藥劑一方毎ノ製造定価総額ニ依リ税額ヲ定ムルカ故ニ、例ヘハ一ケ年ノ製造定価総額等シク五千円ナリトスルモ、藥劑一方ノミナル場合ノ税額二十円ナルニ、一方五百円ノモノ十方ニテ五千円トナル

場合ノ税額七十円トナルカ如キ結果ヲ生シ、又一方十万円以上ノモノニアリテハ其ノ製造高如何ニ多額ナルモ、十万円ノモノト同一ノ負担ニ止ムルカ如キ不公平ヲ生ス、故ニ之ヲ改正ヲ行フノ必要アリ、而シテ此点ノ改正ハ現行法ノ修正ニ依リテ之ヲ改替シ能ハサルニアラスト雖、元來売薬製造業ハ他ノ一般製造業ト其ノ性質異ナル所ナク、之ニ対シテ独立ノ税目ヲ設ケ置クトキハ普通ノ製造業トノ負担ノ公平ヲ失スルノ欠点アルヲ以テ、寧ロ此ノ機会ニ於テ売薬營業稅ハ之ヲ廃止シテ、營業稅法ヲ適用スルコトニ改ムルヲ可トス

税額ノ計算左ノ如シ

營業稅法ニ依リ課稅スル場合ノ税額ノ見込	八〇、二八五円
現行売薬營業稅(額九年度実額)	三二〇、五八五
差引減額	二三〇、三〇〇

乙 改正スヘキモノ

相統稅

一 相統稅ハ大体现行法ノ組織ノ儘之ヲ存置スルコト
(理由) 相統稅ハ本邦特有ノ美風タル家族制度ノ趣旨ニ反スルノ嫌アリ、加之財産稅ヲ創設シテ財産所有者ニ對シ特別ノ課稅ヲ為ス場合ニ於テ、尚此ノ稅ヲモ存置スルハ財産ニ對スル課稅重キニ過クトノ感ヲ生セシムルノ虞アリ、此ノ点ヨリ之ヲ觀レハ、寧ロ相統稅ヲ廢止スルハ所謂稅制整理ノ目的副フカ如ク認メラルモ、元來相統稅カ家族制度ヲ破壞スルノ虞アリヤ否ヤハ其ノ課稅ノ程度如何ノ問題ニシテ、負担スヘキ稅額カ多大ニ失スルコトナク、即チ家屋ヲ侵蝕シテ一家ノ存続ニ不安ヲ來サシムルカ如キ程度ニ達セサル限りハ、決シテ家族制

二 稅率ハ之ヲ据置クコト

度ノ趣旨ヲ没却スルモノト謂フヘカラス、又財産稅ヲ創設スルハ一定ノ財産ヲ所有スルノ事實カ担稅力ヲ表示スルモノナリト謂フノ趣旨ニ出ルモノナルモ、相統稅ニ在リテハ相統ニ因リ一時ニ多額ノ財産ヲ取得シ經濟上ニ於ケル地位ヲ増進スルモノナルカ故ニ、其ノ相統人ノ相当ノ担稅力アリト為スモノニシテ、此ノ兩稅ハ全ク課稅ノ目的ヲ異ニスルモノナルヲ以テ、財産稅ヲ創設スルカ為ニ相統稅ヲ廢止スヘシト謂フノ理由ナシ、又現行法ハ数次改良ノ結果最早顯著ナル欠点モ認メラレサルヲ以テ、第三項以下ニ記載シタル改正ヲ加フルノ外ハ、總テ現行ノ通トシテ之ヲ存続セシムルヲ可ト認ム

(理由) 相統稅ハ創設以來、明治四十三年及大正三年ニ於テ其ノ稅率ヲ降減シテ、創設當時ノ半額以下ニ低下セシメタルカ為、相統ニ對スル登錄稅ヲ加フルモ尙尠賈又ハ贈与ノ場合ニ於ケル登錄稅ニ比シ、非常ニ輕キ負担ヲ為スニ過キサルヲ以テ、之ヲ相当ニ引上クルコトモ一應理由アリト認メラルモ、其ノ稅率ヲ高クスルトキハ動モスレハ家族制度破壞ノ非難ヲ招キ易ク、又財産稅ヲ創設シテ尙相統稅ノ稅率ヲ引上クルトキハ、納稅者ヲシテ負担加重ノ感ヲ懷カシメ、財産稅ノ創設ヲ困難ナラシムルノ虞アリ、加之家族制度ニ對スル影響等ヲ慮リ既ニ前後二回ニ涉リ減稅ヲ為シタルニ拘ラス、其ノ後特殊ノ新事實モ發生セサル今日ニ於テ、再ヒ其ノ稅率ヲ引上クルカ如キハ頗ル穩當ヲ欠クノ嫌ナキニアラス、故ニ少クトモ此ノ際ハ之ヲ引上ヲ為ササルヲ可ト認ム

三 現行法第二十三條ニ依リ、遺産相統ト看做スヘキ贈与ハ推定相統人ニ對スルモノノミニ限ルモ、其ノ以外ノ親族ニ對シテ為シタルモノヲモ課稅スルコト

(理由) 推定相続人以外ノ者ニ対スル贈与ニ課税セサルトキハ、一旦推定相続人以外ノ親族ニ贈与シ、更ニ推定相続人ニ贈与スルノ手續ヲ取ルモノニ課税シ能ハサルヲ以テ、本条ノ目的ヲ充分ニ貫徹セシムルコトヲ得ス、故ニ推定相続人ニアラスト雖、自己ノ親族ニ対シ贈与シタルモノニハ課税スルヲ可トス

然ルニ推定相続人以外ノ親族ニ対スル贈与マテモ、之ヲ遺産相続ト看做スハ穩当ナラス、而カモ其ノ目的ハ脱税防止ノ為ナリトセハ、寧ロ進シテ親族以外ノ者ニ対シ贈与シタル場合ト併セテ之ヲ獨立ノ贈与税トスルヲ可トストノ説アルモ、現時本邦ノ社会状態ニ於テハ他人ニ対シテ單純ニ贈与ヲ為スカ如キモノ極メテ少カルヘク、又遺産贈与ノ手段トシテ全ク親族關係ナキ他人ニ贈与シテ之カ仲介ト為サシムルカ如キモノ亦稀有ナルヘク、況ンヤ贈与ニ課税スルトセハ其ノ贈与ノ目的ニ応シテ例外ヲ必要トシ、又ハ贈与ノ内容ニ依リ課否ノ疑問ヲ生スルモノ多々アルヘク、此等ノ点ヲ考慮スレハ此ノ際一般贈与税ヲ設クルノ必要ナシト認ム、又親族ニ対スル贈与ヲ本条ニ規定セムトスルハ、特ニ贈与税ヲ課スルノ趣旨ニ出ツルモノニアラスシテ、脱税ヲ防カムトスルノ精神ニ外ナラサルヲ以テ、相続税法中ニ之ヲ規定スルモ敢テ不当ニアラスト認ム

四 不動産及船舶ノ贈与ニ対シテモ法第二十三條ニ依リ遺産相続ト看做シ課税スルコト

(理由) 現行法ハ不動産及船舶ノ贈与ニ対シ高率ノ登録税ヲ課スルヲ以テ、相続税ヲ課スルノ必要ナシトスルノ主義ヲ採レルモ、其ノ税率余リニ高キ為カ事實上贈与ノ場合ニ於テモ、売買其ノ他ノ名義ヲ以テ登録ヲ為シ、已ヲ得サル場合ノ外贈与トシテ登記シ高キ登録税ヲ納ムル者極テ少ナキヲ以テ、立法ノ目的ヲ達シ能ハサル現状ニアリ、仮ニ登録税ニ於テ漏レナク高率ノ課税ヲ為シ得ルモノトスルモ、相続税ニ於テハ累進税率ヲ適用シアルニ拘ラス、比例税タル登録税ト差引シテ可ナリト認メ置クハ立法上不正ナリ、若シ此ノ主義ヲ是認セムカ、一般相続ノ場合ニ於テモ不動産ニ対シテハ單ニ登録税ヲ課スルニ止ムヘク、特別ノ手徴ヲ加ヘテ相続税ヲ課ス

五 船舶ノ価格ハ時価ニヨリ計算スルコト

ルノ必要ナシトスルノ結論ヲ生スルニ至ルヘシ、故ニ本案ノ如ク之ヲ改正スルヲ可トス

(理由) 現行法ニハ法第四條ニ於テ特別ノ計算方法ヲ規定スルカ故ニ、實際ノ価額ニ割ハサルモノ多シ、今日ニ於テハ船舶ノ時価ヲ見積ルコト敢テ困難ナラサルヲ以テ、機械ノ算出ニ依ラス時価ニ依リ計算スルヲ可トス

六 以上、各項整理ノ結果増加スヘキ税額不明ナルモ、登録税ノ減少ト差引シテ大体増減ナキモノト認ム

登録税

一 遺言、贈与、其他無償名義ニ因ル不動産及船舶ノ所有権取得中、親族間ノ贈与ニ対スル税率ハ遺産相続ニ依ル各所有権ノ取得ト同程度ノ税率ニ低減シ、親族以外ノ者ニ対スル贈与ニ付テハ普通売買等ノ登録税ヨリ若干ノ税率ヲ高ムルコト

(理由) 現行法ニ於テハ、推定相続人ニ対スル動産ノ贈与ニ付テハ相続税法ノ規定ニヨリ相続ト看做シテ課税スルモ、不動産及船舶ノ贈与ニ付テハ課税セス、其ノ代リ登録税ニ於テ千分ノ六十ノ税率ヲ以テ之ニ課税シ、事

實ニ於テハ相続税ヲ課シタルト同結果ヲ來サシムルコトニ為リ居ルモ、相続税整理案ノ如ク不動産及船舶ト雖、親族ニ対シ贈与ヲ為シタルモノハ總テ相続税ヲ課スルコトニ改正スル方適當ト認メ別ニ其案ヲ立テタリ、從テ登録税ハ同法中ノ遺産相続ニ依ル所有権ノ取得ニ付テ課スル税率ト同様ノ課税ヲ為スコトニ改メ、尚親族以外ノ者ニ付テハ普通売買等ヨリ若干ノ税率ヲ高ムルヲ適當ト認ム

二 現行法中不動産及船舶等ノ売買ニ因ル所有権取得ノ場合ニ於ケル登記価格ハ、實際ノ売買価格ヨリ低シト認メラルルヲ以テ、之ヲ實際価格ニテ登記セシムル様勵行スルト同時ニ、其ノ税率ヲ相当低減スルコト

(理由) 現行法中不動産船舶ノ売買並贈与ニ因ル所有権取得ノ税率ハ過重ノ嫌アリテ、動モスレハ不正ノ申告ヲ為

シ、課税価格ヲ隱匿シ以テ事實上脱税ヲ図ルモノ尠カラス、殊ニ財産税設定後ニ於テ財産税ノ課税価格ト登録税ノ課税価格トニ著シク差違ヲ生スルハ妥當ナラサルヲ以テ、登録税ノ課税価格モ亦財産税ノ如ク時価實際買価格ニ依ラシムルコトトシ、之ト同時ニ登録税ハ其ノ課税価格ノ引上ニ依リテ得ヘキ収入ノ範圍ニ於テ相当税率ヲ低減スルコト

(付言) 登録税ノ整理ニ関連シ地方税中不動産取得税ノ整理ヲ要スルモノアリ、本税ノ税率ハ各府県ノ情況ニヨリ課税率ヲ異ニスト雖、最高率ハ府県市町村税ヲ通シテ不動産価格ノ千分ノ三十一ノ課税率ヲ為スヲ以テ、登録税率ノ低減ヲ為ストキハ、之トノ權衡上不動産取得税ノ税率モ亦相当程度迄低減ヲ為スコトニ考慮ノ要アリト認ム

三 其他現行法中各種ノ登録ニ対シ課税上不權衡ト認ムルモノニ付テハ追加若ハ増減税ヲ為スコト

四 登録税ノ脱税防遏策トシテ制裁ノ規定ヲ設クルコト

(理由) 現行法ニ於テハ何等ノ規定ナキヲ以テ脱税ヲ図ルモノ尠カラス、況ンヤ今後課税価格ノ充實ヲ勵行セムトセハ一層制裁ヲ要スルヲ以テ、相当制裁規定ヲ備クノ必要アリト認ム

(付言) 財産税創設ノ結果、財産税ノ課税価格ト登録税ノ課税価格トニ著シク差違ヲ生スルハ妥當ナラサルヲ以テ、登録税課税価格ノ決定ニ付テハ司法省ハ大蔵省ト協議ヲ遂ケ、之ヲ統一ヲ期スル必要アリト認ム

五 以上、各項整理ノ結果税額多少減スヘキ見込ナルモ、相統税ノ増加ト差引シテ大体増減ナキモノト認ム

鉱業税

現行鉱業税中鉱産税ノ税率ハ之ヲ半減シ、鉱区税ハ現行法ノ通行價スルコト

(理由) 鉱業税ハ鉱産税ト鉱区税トニ区分セラレ、鉱産税ハ産出鉱物ノ價格ヲ標準トシテ之ニ課税シ、鉱区税ハ鉱

区ノ坪数ヲ課税標準トシテ之ニ課税セリ、而シテ鉱業税ノ性質ヲ以テ全然収益税ナリトセハ、財産税ヲ創設セムトスル以上ハ、地租及營業税ノ廃止ニ伴ヒ本税ノ廃止亦当然ナリトノ説アルヘキモ、鉱業税ハ単ニ収益税ノ性質ノミヲ有スルニ止ラス、鉱業権者ニ対シテ鉱物ノ採収ニ付国家力特ニ独占的權利ヲ与フルモノナルヲ以テ、鉱区税ハ勿論鉱産税ノ一部分ハ共ニ特許税ノ性質ヲ有スルモノト認ム、故ニ鉱産税中収益税ノ部分ニ対シテハ相当税率ノ低減ヲ必要トスヘキモ、他ノ特許税ノ性質ヲ有スル部分及鉱区税ハ之ヲ存置スヘキモノト認ム、而シテ其ノ収益税ノ部分カ果シテ何程ナルヤ固ヨリ明確ナラスト雖、大体ニ於テ約半額トシ現行鉱産税額ノ二分ノ一ヲ低減スルヲ可トス

所得税

現行所得税法ハ最近根本的改正ヲ加ヘラレタルヲ以テ、大体ニ於テ之ヲ改正ヲ要スル点少シト認ムルモ、二三研究ヲ要スト認ムル事項ナキニアラス、即チ左ノ如シ

一 法人ト個人トノ課税方法ヲ異ニスル結果、近來資産家中個人所得税ノ輕減ヲ主タル目的トシテ財産保全会社ヲ設立スルモノ少ナカラサルカ如シ、此ノ点ヲ改正シテ課税ノ公平ヲ期スルノ方法ナキヤ

二 第二種所得ノ税率稍低キニ過クル感アリ、之レカ為ニ法人カ増資ノ代リニ社債ヲ発行シテ第一種及第三種所得税ヲ免レムトスル傾向ナキニアラス、故ニ社債ニ対スル税率ヲ引上グルカ、又ハ進ンテ第二種所得税ヲ廢シテ個人ニ綜合課税スルノ必要ナキヤ

三 現行法ハ大体ニ於テ法人ノ利益ハ實質上ニ於テ株主又ハ社員ノ利益ナリトスルノ主義ヲ採ルモノノ如キモ、又法人ヲ獨立ノ所得主体ナリト謂ハサレハ説明シカタク点モアリテ主義ノ徹底ヲ欠クノ嫌アリ、此ノ点ヲ明カニセサレハ財産税ニ於テ法人ニ課税スヘキヤ否ヤノ問題ニモ關係アルヲ以テ、其ノ根本ノ主義ヲ明瞭ニスルノ必

四 信託契約ニ依ル受益者ノ所得ハ如何ニ課税スヘキヤ

以上各項ハ何レモ相当研究ヲ要スル事項ナルモ、改正所得税法ハ実施後日淺ク從テ前述研究事項ノ如キモ、少クトモ今後二三年ヲ經過シタル後ニアラサレハ確定的ニ論結スルヲ得ス、故ニ此ノ際ハ之レカ改正ヲ見合セ置クラ可トスルカ如シ、然レトモ第一ニ記載シタル事項ノ如キハ其ノ弊害顯著ニシテ再經過ヲ許サスト認メラルルヲ以テ、特殊ノ法人例ヘハ少数ノ株主又ハ社員ヲ以テ組織スル法人ニシテ、其ノ株式又ハ出資ノ大部分カ親族ノ者ヨリ成リ、其ノ目的ハ大体財産ノ保全管理ニ止マルカ如キモノニ付テハ、稅務官署ノ認定ニ依リ個人ト同一ニ第三種所得稅ヲ課税シ得ルコトトシ、不服ノ者ハ行政裁判所ニ出訴シテ救済ヲ求メ得ルノ途ヲ開カハ、相当取締ヲ為シ得ヘキモノト認メラルルヲ以テ、此ノ趣意ヲ以テ此ノ際法律ヲ改正スルコト

丙 改正セサルモノ

通行稅

一 通行稅ヲ廢止スヘキヤ、又ハ存続セシムヘキヤニ付テハ、從來種々ノ說アリト雖、其ノ廢止論ノ要点ハ通行稅ハ負擔力ノ微弱ナルモノニモ課税スルノ結果ヲ生シ甚タ苛酷ナリト云フニアリ、然レトモ現行通行稅ノ稅率ハ極メテ輕微ニシテ、賃金支払ノ際現ニ通行稅ヲ納付シツアルモノ殆ト之ヲ感知セサルカ如キ状態ニアリ、納稅者ラシテ著シキ苦痛ヲ感セシムルモノト認メ難ク、又其ノ徵收手續モ頗ル簡便ニシテ、多額ノ徵稅費ヲ要スルコトナク、而モ能ク九百余万円ノ歳入ヲ擧ケ、且年々増加ノ傾向ヲ示スモノナルヲ以テ、他ニ之ニ代ハルヘキ好財源ナキ以上俄ニ之ヲ廢止スルヲ得サルモノト認ム

(参照) 通行稅額

大正七年度	七、三八一、千円
同 八年度	八、八二九
同 九年度	九、一八二

二 本稅ヲ存続スルモノトスルモ、之ニ相当ノ改善ヲ加フヘシトスル說アリ、而シテ其ノ要点ハ負擔力ノ弱キ者ニ課税セサルノ趣旨ヲ以テ、下級ノ乗客又ハ短距離ノ乗客ニ免稅スヘシト云フニアルモ、左ノ理由ニ依リ之ヲ改正スルノ要ナシト認ム

(イ) 一、二等ノ乗客ノミニ課税スヘシト云フノ說アルモ、下級ノモノニ對シテハ其ノ課稅率頗ル輕微ナルヲ以テ事實上負擔ニ堪ヘサルモノトハ認メ難ク、而カモ尚之ヲ免稅ストセハ總稅額ノ約九割ヲ失フコトトナリ、殆ト本稅ノ存続ヲ無意義ナラシムルノ結果ヲ生ス

(ロ) 十哩未満又ハ十海里未満ノ通行ニ對シ免稅スヘシトスルノ說アルモ、広大ナル区域ニ互リ賃金均一制度ヲ採用シ、又ハ同一賃金ニテ乗換ヲ認ムル市街電車ノ如キモノ、又ハ區間賃金ノ連続切符ヲ発売スルモノ等ニ付テハ、課否ヲ区分スルコト甚タ困難ナルノミナラス、之カ為ニ七割以上ノ減稅トナル

(ハ) 市内又ハ準市内ノ通行ニ對シ免稅スヘシトスルノ說アルモ、其ノ區域ヲ定ムルコト困難ニシテ、且交通機關ノ發達ニ伴ヒ煩雜ニ其ノ指定地域ヲ變更スルノ煩累アリ、又其ノ結果トシテ約五割ノ減稅トナルノミナラス、市内ノ通行ナルカ故ニ租稅力少ナシトスヘキ理由ナシト認ム

三 現行法ハ回数券又ハ定期乘車券等ニ對シテハ一律ニ定額五倍ノ稅金ヲ課スルモ、右ハ回数ノ多少又ハ期間ノ長短ニ応シ適當ニ區分課税スヘシトノ說アルモ、通行稅ノ如キ便宜營業者ヲシテ之ヲ徵收セシムル稅金ニ在リテハ、成ルヘク其ノ稅率ノ簡單ナルヲ要ス、然ラサレハ其ノ執行ノ円滑ヲ期シ難キヲ以テ之ヲ改正スルノ要ナシト認ム

四 現行法ハ汽車、汽船、電車ノ通行ニ限り課税スルモ、権衡上自働車又ハ石油発動機船ニモ課税スヘシトノ説アルモ、自働車ノ走行距離ハ多クハ随時乗客ノ依頼ニ応シテ定マルモノニシテ、其ノ都度課税距離ヲ定ムルコト難シ、尤モ一定区間ノ走行ヲ營業トスルモノナキニシモアラスト雖、如此モノモ亦随時乗客ノ需ニ応シテ変更スルコト多キヲ以テ、課税ノ煩煩雜ヲ来スノ虞アリ、又乗客用石油発動機船ノ如キハ事実頗ル稀ナルヲ以テ殆ト論スルノ価値ナシ、從テ此ノ兩者共課税セサルヲ可ト認ム

取引所營業稅

現行取引所營業稅ハ普通ノ營業ニ對スル營業稅ニ相當スルモノナルヲ以テ、国税タル營業稅ヲ廢止スル以上ハ取引所營業稅ノ存廢ニ就テモ相當考究ヲ要スルモノト認メラルルモ、政府ニ於テ目下取引所法ノ改正審議中ノ趣ナルヲ以テ、其ノ結果或ハ取引所稅法全体ニ對シ改正ヲ為スノ必要ヲ生スルヤモ計リ難ク、從テ差向之方廢止又ハ改正ヲ為ササルヲ相當ト認ム

砂鋳區稅

一 現行法ノ通存置スルコト
 (理由) 本稅ハ明治四十三年ノ制定ニ係リ、施行後逐年砂鋳區域ヲ減少シ又砂金採取高モ著シク減スルニ至リ、鋳業ノ發達ヲ阻害スルモノト認メラルルノミナラス、稅額僅々毫万余円ニ過キササルヲ以テ寧ロ廢止スルヲ可ナリト謂フモノアルヘキモ、將來財産稅ノ創設ヲ見ルモ、鋳業稅中ノ鋳區稅ト同一理由ニ依リ本稅ハ尚存置スルノ要アリト認ム

兌換銀行券發行稅

現行兌換銀行券發行稅ハ、一定制限内ノ保證準備發行ニ對スルモノト、制限外發行ニ對スルモノトニ区分セラル、前

者ハ兌換券ノ發行ヲ為シ得ル特權ヨリ生スル特別ノ收益ニ課税セムトスルモノニシテ、其ノ發行高ニ對シ一ケ年千分ノ十二半ノ稅率ヲ適用シ、後者ハ寧ロ兌換券發行高ノ調節ヲ計ルヲ主タル目的トシテ其ノ稅率ヲ稍々高クセリ、即制限外發行高ニ對シ百分ノ五ヲ下ラサル範圍ニ於テ、其ノ時々大藏大臣之ヲ定ムルノ制ヲ採レリ(現在百分ノ七)課税ノ根拠以上ノ如クナルヲ以テ、本稅ハ將來ト雖之ヲ存続セシムルノ必要アリ、而シテ其ノ稅率ハ本稅ノ目的及外國ノ立法例等ヨリ勘案シ大体相當ト認メラルルヲ以テ、現行法ノ通存置クヲ可ト認ム

整理ノ結果ニ依ル直接國稅異動表

稅目	現行法ニ依ル稅額		整理増		整理減		整理案ニ依ル稅額		備考
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
地租	一七、一四〇	一七、一四〇	三二、九九三	四一、一四七	地方稅へ委託ニ依リ減				
營業稅	六四、五八一	八〇、二八、八一	八〇、二八、八一	三五、八四二	減ハ地方稅へ委託ニ依ル、増ハ充實製造業編入ニ依ル				
相続稅	一〇、六三七	一〇、六三七	一〇、六三七	一〇、六三七	本稅ハ増加スヘキ登録稅ノ整理減ト差引シテ増減ナシト認ム				
登録稅	六九、一三八	六九、一三八	六九、一三八	六九、一三八	本稅ハ減スヘキモ、相続稅ノ整理増ト差引シテ増減ナシト計算ス				
飲業稅	一〇、三〇二	二、八九六	二、八九六	七、四〇六	釀造稅ノ半額ヲ地方稅へ委託ニ依リ減				
充實營業稅	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	營業稅へ編入ニ依リ減				
財産稅	—	七、九三八	七、〇〇〇	六四、九三八	減ノ部七百万円ハ徵稅費ナリ				
其ノ他	二一三、二九九	—	—	二一三、二九九	—				
計	四四二、四〇七	七二、〇一八	七二、〇一八	四四二、四〇七					

備考

- 一 現行法ニ依ル税額ハ大正九年度分トス、但シ登録税ハ大正八年度分ニ依ル
- 二 其ノ他ハ異動ナキ税目ニシテ、所得税、通行税、取引所營業税、兌換券銀行券発行税及砂鉾区税ノ合計額ヲ掲ク

◇第二 地方税整理案要領

目次

甲 道府県税

- 第一 従来ノ戸数割及之ニ代ル家屋税ヲ廢シ、賃貸価格ヲ標準トシテ課スル定率税ノ家屋税ヲ新設スルコト
 - 第二 市町村ノ所得税附加税ヲ府県ニ委譲シ、府県ノ所得税附加税率ヲ現在ノ制限率ニ市町村ノ附加税率ヲ加ヘタルモノマテ引上クルコト
 - 第三 府県税營業税雜種税ヲ整理スルコト
 - 第四 鉾業税及砂鉾区税ノ附加税ヲ廢シ、新ニ鉾業及砂鉾業ニ對シ府県税營業税ヲ課スルコト
- 乙 市町村税
- 第一 地租及營業税ノ附加税率ヲ高メ、且家屋税附加税ヲ新設スルコト
 - 第二 鉾業税及砂鉾区税ノ附加税ヲ廢シ、鉾業及砂鉾業ニ對スル府県税營業税ノ附加税ヲ認ムルコト
 - 第三 従来ノ戸数割附加税及之ニ代ル家屋税附加税ヲ廢シ、所得ヲ主トシテ課税標準トスル戸数割ヲ市町村ニ設ケ、現在ノ家屋税施行地ニモ施行スルコト
 - 第四 戸数割ノ負担ヲ軽減スルコト

我國現時ノ地方税体系ハ国税ニ對スル附加税ト国税ノ遺ス所ノ税源ニ對スル特別税ヲ以テ組成セリ、而シテ其国税附加税ハ嚴重ナル制限ニ局促セラレ、其特別税亦大ナル財源タル能ハス、然ルニ輓近地方歳出劇増シタルカ為メ之カ財源ノ涸竭ニ苦シシ、勢ヒ現行戸数割ノ如キ比較的良税ナラサルモノニ偏重シ、又ハ或種ノ營業税雜種税ノ如キ零細ナル税種ヲ涉獵シテ其ノ財源ニ充足シツツアリ、此ノ如クニシテ今日ノ地方税ハ全ク歳入ノ不足ニ伴ヒ、或ハ増額或ハ濫設セラレ、雖然トシテ其間何等脈絡系統ナク、之カ整理改善ハ地方財政ノ窘窮ニ隨ヒ益々其ノ緊要ナルモノアリ

抑々地方税制ノ体系ヲ確立スルニ當リ、之カ大宗タル税種ハ應能主義ニ適合シ、而カモ應益主義ヲ加味シ得ル租税ヲ以テスルヲ至当トス、故ニ道府県ニ於テハ地租家屋税及營業税ヲ中軸トシテ、之ニ配スルニ所得税附加税ヲ以テシ、且適當ナル雜種税ヲ認ムルコトトナスヘク、市町村ニ於テハ地租家屋税及營業税ノ附加税ヲ中軸トシテ、之ニ配スルニ戸数割ヲ以テシ、尚地方ノ事情ニ応シテ特別税ヲ設ケシムルヲ可トス、而シテ此ノ如キ地方税ノ体系ハ他日國ノ財産税完成シ、今日ノ地租及營業税ヲ全ク地方ニ委譲シタル場合ニ於テ完備セシムルコトトシ、此ノ經過的時期ニ於テハ根本主義ニ順応スル方針ヲ以テ地方税ノ整理ヲ行フヲ適當ナリト信ス、故ニ此際地租及營業税カ財産税ノ新設ニ依リ軽減セラレタル分ハ之ヲ地方財源ニ委譲シ、是ニ依リテ生スル余裕ヲ以テ如上ノ根本方針ニ從ヒ、地方税中當ニ廢滅スヘキ税種ノ整理ニ充ツルヲ可ナリト認ム

國ニ一般財産税ヲ起シ國税トシテ軽減シタル地租及營業税ヲ更ニ地方税トシテ徴收スレハ、財産税ヲ納ムル者ノ土地及營業ハ負担加重セラルルコトトナルヘシ、然レトモ今日地方税中ニハ整理ノ急ヲ要スルモノ少カラサルヲ以テ、此際土地及營業ノ負担ノ加重ハ姑ク之ヲ忍ビ、以テ地方税ノ整理ヲ断行スルヲ可トス

上述ノ方針ノ下ニ地方税整理ヲ行ハントセハ、即左ノ如シ

甲 道府県税

第一 従来ノ戸数割及之二代ノ家屋税ヲ廢シ、賃賃価格ヲ標準トシテ課スル定率税ノ家屋税ヲ新設スルコト

現今戸数割ハ府県ニ於テ直接個人ニ賦課セス、一先之ヲ市町村ニ配賦シ、各個ノ賦課額ハ市町村会ノ決議ニ一任セリ

元来今日地方税トシテ各人ノ所得ニ對シテハ所得税附加税アリ、土地ニ對シテハ地租附加税及段別割アリ、營業ニ對シテハ營業税附加税、營業税及雜種税其他各種ノ物件行爲收入等ニ對シテモ課税シ、税納広ク各般ニ行渡レルニ拘ラス、猶且戸数割ノ存スル所以ノモノハ蓋シ其ノ初メ地方団体力各種ノ税源ニ其ノ收入ヲ求メテ、尙足ラサル場合ニ於テ各人ハ齊シク其ノ分ニ応シ自治体ニ對シ出捐スルコト当然ナリトイフ觀念ニ基クナルヘシ、故ニ戸数割ハ人ノ生活状態等ヲ斟酌シテ其ノ資力ヲ測リ、之ニ応シ賦課スルヲ以テ本則トス、然ルニ此ノ如キハ府県ノ如キ区域ノ広キ管内ヲ通シテ公平ニ行ハレ難キハ勿論ナルヲ以テ、直接課税ノ方法ニ依ルコト能ハス、勢ヒニ段課税方法ヲ採ルノ外ナシ、而シテ之ヲ單ニ戸数ニ応シ各市町村ニ配賦スルハ固ヨリ不公平ナルヘク、サリトテ各市町村ヨリ所得ノ如キ資力算定資料ヲ調査申告セシムルコト可ナルカ如シト雖、此ノ如クセハ各市町村競フテ課税標準又ハ其ノ資料ヲ内輪ニ見積リテ申告シ配賦公平ナルヲ得ス、又市町村ノ貧富ニ応シ之ニ等級ヲ付スル如キモ理論上及實際上不適当ナリ、若シ又郡數分賦ノ例ニ倣ヒ各市町村ノ直接國府県賦課額ヲ戸數ト合セテ標準トナシ、戸數割ヲ配賦スルモ貧富ノ懸隔アル市町村ノ資力ニ適應スル配賦ヲ行フコト殆ト不可能ナリトス、從テ此ノ如キ配賦ヲ基礎トシタル戸數割ハ結局府県内各人ノ分ニ応シタル課税タル能ハサルナリ

此ノ如ク本質上府県税トシテ負担ノ公平ヲ期シ得ラレサル稅ハ之ヲ廢止シテ寧ロ市町村稅トナシ、市町村ヲシテ其ノ住民ノ生活状態等ヲ斟酌シ、能ク其ノ資力ニ応シテ課税セシムルコトトナスヲ適當ナリト認ム、尙戸數割ヲ廢止

スルモノトセハ、従来戸數割ニ代ヘテ一部ノ地方ニ課セラレタル家屋税モ其儘存置スヘキモノニ非サルヘシ

然レトモ今日土地及營業ハ地方税ヲ課セラルルニ拘ラス、独リ家屋ニ對シ未タ広ク一般ニ課税セラルルナキハ、彼此均衡ヲ失セルモノト謂ハサルヘカラス、故ニ従来ノ家屋税ノ如ク戸數割ニ代ヘテ課スルモノハ之ヲ廢スルモ、新ニ定率税トシテ家屋税ヲ設クルヲ適當ナリト認ム、農村ノ実情ハ家屋税ノ課税標準ノ査定困難ナルモノアラシモ、

國ニ於テ一般財産税ヲ施行セハ之ヲ調査ト相俟テ其困難ヲ排除シ得ヘキナリ

第二 市町村ノ所得税附加税ヲ府県ニ委譲シ、府県ノ所得税附加税率ヲ現在ノ制限率ニ市町村ノ附加税率ヲ加ヘタルモノマテ引上グルコト

府県税トシテ戸數割ハ已ニ之ヲ廢シ、土地家屋營業ニ對スル課税ヲ其中軸トシ、之ニ配スルニ所得税附加税ヲ以テスルコトトナシタルモ、只今日府県ノ所得税附加税ハ其率頗ル低キヲ以テ物税ニ對スル人税ノ割合均衡ヲ得ス、然ルニ一方ニ於テ市町村ハ人税タル戸數割附加税ノ巨額ニ違セルニ加ヘテ所得税附加税ヲ課スルヲ以テ、人税ノ物税ニ對スル割合過大ニ失セル嫌アルカ故ニ、市町村ノ所得税附加税ヲ廢シテ其ノ人税ノ割合ヲ低下シ、他ノ一方ニ於テ府県ノ所得税附加税率ヲ現在ノ附加税率ト市町村ノ附加税率トヲ加ヘタル程度迄高メテ、戸數割廢止ニ依ル人税ノ減少ヲ補フヲ可トス、此ノ如クセハ亦以テ府県税制ニ一層伸縮性ヲ帯ハシムルヲ得ヘキナリ

第三 府県稅營業稅雜種稅ヲ整理スルコト

府県ノ營業稅ハ國稅ニ於テ之ヲ課スルニハ余リニ小營業者トシテ遺棄シタルモノニ課スルモノナルカ故ニ、能フヘク其ノ總テヲ廢スルコト、所謂稅制ノ社会政策化ヲ期スル所以ナリ、少クトモ其中比較的大ナル營業者ニ對スル課稅ヲ除キ、職工稅其他細民ニ課スル稅ノ如キハ之ヲ廢スルヲ当然ノコトナリト信ス(其ノ廢止見込ノモノ別表ノ通)

又雑種税ニハ營業税の性質ヲ有スルモノアリ、物件行為等ニ課スルモノアリテ多種多様ニ亘リ、中ニハ演劇興行税ノ如キ、自動車税ノ如キ、適當ナル税種ヲキニ非スト雖、又細民ニ苦痛ヲ与フルモノモ少ナカラス、此等ハ此際宜シク整理シテ以テ社会政策的の税制ヲシムルコトヲ期スルト共ニ、雜然タル税制ヲ整理シテ秩序アルモノヲラシメサルヘカラス（其ノ廢止見込ノモノ別表ノ通）

尚營業税雜種税中勞働者又ハ主トシテ細民ニ課スルカ如キモノハ之ヲ廢止スル趣旨ヲ以テ、營業税雜種税ノ税目ヲ限定シ又雑種税中其ノ税質營業税ナルモノハ之ヲ營業税ニ組替フルヲ可トス

第四 鈹業税及砂鈹区税ノ附加税ヲ廢シ、新ニ鈹業及砂鈹業ニ對シ府県税營業税ヲ課スルコト

鈹業税ハ鈹産税ト鈹区税トニ分タル、鈹区税カ特許ニ對スル報償金ノ性質ヲ有スルハ論ナカルヘク、鈹産税モ亦半ハ同性質ヲ有スルヲ争ハス、然レトモ又同時ニ其半ハ營業税の性質ヲ帯ヘルモノト認メサルヲ得ス、故ニ鈹区税並鈹産税ノ半ハ之ヲ国税トシテ存シ、其營業税の性質ヲ帯ヘル部分ハ国税營業税ヲ地方ニ委譲シタルカ如ク、之ヲ地方ニ委譲スルヲ相当ナリト認ム、已ニ報償金ノ性質ヲ帯フル部分ノミヲ鈹業税トシテ国税ニ留保シタル以上ハ、地方ニ於テ之ニ附加税ヲ課スルヨリモ、鈹業ノ營業タル事實ニ對シ府県税トシテ營業税ヲ設置スルヲ至当トス、而シテ其ノ税額ハ之ヲ現在府県ノ鈹業税附加税額ノ範圍ニ止メ、鈹業税ノ地方ニ委譲セラレタル部分ハ之ヲ国税營業税同様に町村ニ与フルヲ可トス

砂鈹区税附加税モ亦鈹区税附加税ニ準シテ整理スルヲ可トス

以上ノ趣意ヲ以テ道府県税ヲ整理セハ、道府県ニ於テ失フ税額左ノ如シ（大正十年度予算）

戸数割廢止ノ為 三九、二五一、一六八円
 家屋税廢止ノ為 七、七三三、七九三

營業税整理ノ為 一、四六一、六八四
 雑種税整理ノ為 五六四、六一六

猶、家屋税ヲ新設セハ私法人建物税ハ家屋税中ニ包含セラルルコトナルヲ以テ、雑種税トシテハ廢セラル其ノ額 一、五四〇、九〇五

計 五〇、五五三、一六六

備考

廢止セラルル鈹業税及砂鈹区税ノ附加税額ト、鈹業及砂鈹業ニ對スル新設ノ營業税額トハ相等シカラシムルコトトナセルヲ以テ、府県税整理ノ計算上ヨリ之ヲ除ク

右矢フ所ノ財源ノ欠陥ハ、先ツ之ヲ道府県ノ所得税附加税率ノ引上ニ依ル増収額三五、五五九、三八二円ヲ以テ之ニ充テ、次ニ其殘額一四、九九二、七八四円ハ之ヲ新設シタル家屋税ヲ以テ充テントス、即家屋税ハ建物貸賃価格八九一、七二九、九五四円ノ百分ノ一、六八一三ノ税率トナルヘシ、但各府県ニ就キテ之ヲ見レハ整理セントスル府県税額ト所得税附加税ノ増収額トノ差額ニ大小アルノミナラス、課税標準タルヘキ建物ノ貸賃価格ニモ相違アルヲ以テ、從テ家屋税ノ税率ハ府県ニヨリ同シカラサルコト勿論ナリトス

右整理ノ結果、道府県ノ重ナル税ノ收入額左ノ如シ

地租附加税 七三、五六二、四九〇
 家屋税 一四、九九二、七八四
 營業税附加税 一六、七四二、〇八九
 營業税 九、三五五、四四六
 一一四、六五二、八〇九

所得稅附加稅 三九、二三五、四二二
雜種稅 三三、三三七、八〇六

而シテ道府県ハ其稅制ヲ整理スルニ當リ、地方ニ委讓セラレタル地租及營業稅ニ依ルコトナクシテ能ク其ノ目的ヲ達シ得ルカ故ニ、其ノ委讓ヲ受クヘキ國稅額ハ之ヲ市町村ノ整理財源ニ充ツルコトヲ得

乙 市町村稅

第一 地租營業稅ノ附加稅率ヲ高メ、且家屋稅附加稅ヲ新設スルコト

前述ノ如ク地租及營業稅ノ委讓額ハ道府県ニ於テ其稅制整理ニ充テサルヲ以テ、市町村ハ之レヲ收メテ地租及營業稅ノ現行附加稅率ヲ高ムルコトトス、猶又市町村ニ於テ地租及營業稅ノ附加稅ヲ賦課スル以上ハ、之ト權衡ヲ保ツカ為メ道府県ニ新設シタル家屋稅ニ附加稅ヲ設クルヲ至當トス、其稅率ハ本稅ノ百分ノ五十ヲ以テ相當ト認ム

此ノ如クニシテ此三附加稅ヲ整ヘ以テ市町村稅體系ノ中軸タルヘキ素地ヲ作り、以テ他日國ニ於テ一般財產完成^{稅上}シ、地租及營業稅ノ地方ニ委讓セララルル際ニ於ケル市町村稅體系ノ完備ニ一歩ヲ進ムルヲ要ス

第二 鈷業稅及砂鈷區稅ノ附加稅ヲ廢シ、鈷業及砂鈷業ニ對スル府縣稅營業稅ノ附加稅ヲ認ムルコト

國稅ニ存置シタル鈷業稅ニ附加稅ヲ課スルノ適當ナラサルコト府縣稅ニ付述ヘタルカ如シ、仍テ市町村ノ鈷業稅附加稅モ亦之ヲ廢シ、新設ケタル鈷業ニ對スル府縣稅營業稅ニ附加稅ヲ課スルコトトス、而シテ今其ノ率ヲ幾何ナラシムヘキカラ考フルニ、鈷業地ノ市町村ハ鈷業ノ發展ニ伴ヒ多數ノ坑夫來往シテ漸次義務教育費衛生費等著シク增大シ、其財政窮迫ノ狀態ニ在ルヲ以テ、鈷業營業稅ノ附加稅ノ程度ハ現在市町村カ鈷業稅附加稅トシテ徵收セルモノニ加フルニ、國稅鈷業稅ニ於テ輕減シタル稅額ノ範圍マテ擴張シ、以テ市町村財政ノ緩和ヲ圖ルニ資セントス

砂鈷區稅附加稅モ亦之ヲ廢シ、砂鈷稅ニ對スル府縣稅營業稅ノ附加稅トナスヘキコト勿論トス

第三 従来ノ戸數割附加稅及之ニ代ル家屋稅ノ附加稅ヲ廢シ、所得ヲ主トシテ課稅標準トスル戸數割ヲ市町村ニ設ケ、現在ノ家屋稅施行地ニモ施行スルコト

戸數割ハ資力ニ對シ之ヲ課スルヲ可トスルモノナルヲ以テ、府縣ノ如キ広キ區域ニ施行スルニ適セサルニ、幾ニ述ヘタル如シト雖、之ニ多少ノ修補ヲ加ヘテ之ヲ市町村稅トセハ、其ノ施行區域モ狭小ナルカ故ニ能ク各人ノ資力ヲ周密ニ調査シテ課稅シ得ヘシ、故ニ之ヲ市町村稅トシ所得ヲ主タル課稅標準トナシテ課スルモノトシ、以テ地租家屋稅及營業稅ノ附加稅ニ配スルハ市町村稅體系上適當ナリト信ス

備考

従来市町村ニシテ戸數割附加稅ニ代ヘ家屋稅附加稅ヲ賦課シ來リタルモノニ在リテハ之ヲ廢シ、戸數割ヲ賦課スルコトトナリタルモ、新設シタル府縣稅ノ家屋稅附加稅ヲ課スルコト已ニ述ヘタルカ如シ

第四 戸數割ノ負擔ヲ輕減スルコト

地租及營業稅附加稅ノ増率ニ依ル増收額及新設シタル家屋稅附加稅額ハ之ヲ市町村ノ新財源トシ、先ツ以テ市町村ノ所得稅附加稅ヲ道府県ヘ移シタル財源ノ欠陥補填、並道府縣稅營業稅雜種稅ノ整理稅目ニ對スル附加稅ノ減收補填ニ充テサルヘカラス

而シテ次ニ処理如何ヲ考フルニ市町村ノ戸數割ヲ輕減スルヲ相當ナリト信ス、蓋シ現時市町村ノ戸數割附加稅ハ一億七千九百万円ノ巨額ニ達シ、市ヲ除キ町村ノミニ付テ之ヲ見レハ稅收入ノ七割三分ヲ占ムルノ狀態ナルカ故ニ、如何ニ戸數割ヲ良稅ニ改ムルモ、町村稅ノ大部分ヲ戸數割ニ求メントスルカ如キハ、各人ノ担稅力ニ応スル所以ニアラサルノミナラス、將來市町村稅ノ體系ヲ整フル上ニモ必ス其ノ輕減ヲ計ラサルヘカラサルナリ

右整理ノ結果、市町村ノ算ナル税ノ収入額左ノ如シ

地租附加税 五五、九五七、五八一
 家屋税附加税 七、四九六、三九二

二二二、二九九、〇〇八円

国税營業稅附加税 四一、〇五七、四六七

府県稅營業稅附加税 八、七八七、五六八

一五三、〇四三、五〇八

戸數割

雜種稅附加稅

一七、三二〇、八二八

特別稅

以上ノ如ク、道府県ハ其ノ新設シ又ハ増率シタル税ニ依ル財源ヲ以テ其ノ整理ヲ行ヒ、市町村ハ地租及營業稅ノ委譲

額ヲ以テ主トシテ戸數割ノ軽減ヲ計リ、他日國ニ於テ財產稅完成シタル時ヲ俟テ、戸數割ノ稅額ヲ其ノ地租家屋稅營業稅附加稅ノ稅額ト同額以下タラシメ、以テ其ノ租稅體系ノ整備ヲ期スヘキモノトス

參照

道府県稅營業稅中廢止見込課目 (大正十年度予算)

露店ニ對スル營業稅

四八、七五八円

(福岡県ニ於ケル露店稅ノ物品売買稅ニ對スル割合二分三厘五毛ナルヨリ推算)

職工

一、一五七、二七九円

行商

一三五、四三六

炭燒業	六一、四三六
紙漚業	九、四六五
木賃宿業	九、七八九
賃機織業	二〇、四六四
売菓請売業	六、五一五
売菓行商業	五、六七七
賣燃糸業	四、三九九
繰糸業	七五七
蹄鉄工業	六七六
牛馬宿業	六三〇
仲仕業	二六四
渡船業	五〇
塗物業	三三三
修繕業	二二
日雇業	一四
飛脚業	一〇
手伝業	六
杣業	五

計 一、四六一、六八四

雜種稅廢止見込課目

牛馬	五〇七、二六七
運送夫業	三二、八〇一
質取牛馬	八、八五九
仲仕	五、四二五
荷積車前轆牛馬	四、三八四
後乘	二、六五二
竹木流下業	一、五七〇
船乘	九六四
僮駕籠	三〇九
視眼鏡	一八二
易占	一〇五
死畜取扱人	七九
屠手	一九
計	五六四、六一六

本整理案ニ基ク計算、即左ノ如シ

道府県ニ於テ失フ税額

戸数割廃止額	三九、二五一、一六八円
家屋税廃止額	七、七三三、七九三
営業税整理額	一、四六一、六八四
雜種稅整理額	二、一〇五、五二二
計	五〇、五五二、一六六

右失フ所ノ財源ノ欠陥ハ、道府県ノ所得稅附加稅率引上ニ依ル增收額三五、五五九、三八二円ヲ以テ之ヲ補充シ、不足額一四、九九二、七八四円ハ新設家屋稅ノ賦課ニ依リ之ヲ補充ス
右整理ノ結果、道府県稅收入ノ状況左ノ如シ

地租附加税 (現在通)	七三、五六二、四九〇
家屋税 (新設)	一四、九九二、七八四
營業稅附加税 (現在額)	一六、七三三、七九一
附加税編入額	八、二九八
營業稅 (現在額)	一六、七四二、〇八九
新設營業稅額	九、四一九、〇六四
營業稅額	六七四、四二四
雜種稅ヨリ編入額	七二三、六四二
整理怪減額	一、四六一、六八四
所得稅附加税 (現在額)	九、三五五、四四六
增徴額	三、六七六、〇二九
現在額	三五、五五九、三八二
雜種稅 (整理怪減額)	三五、一六六、九六九
營業稅へ編入額	二、一〇五、五二一
營業稅	七二三、六四二
市町村ニ於テ失フ稅額	
一 所得稅附加税ノ委讓額	二七、六一五、三三九円
一 營業稅雜種稅附加税ノ減收額	二、六五〇、一八七
計	三〇、二六五、五五二

右矢フ所ノ財源ノ欠陥ハ新設セル府県家屋稅ノ附加稅七、四九六、三九二円ヲ以テ之ヲ補充ス、其殘額二、七六九、一三四円ヲ地租、營業稅及鉅業稅ノ委讓額六四、七〇八、〇〇〇円 (内、地租三、九九二、六七六、營業稅二八、八一九、三三四、鉅業稅一、八九六、〇〇〇) ヲ以テ補充スレハ、各委讓殘額二四一、九三八、八六円ノ殘余ヲ生ス、此殘余額ハ之ヲ戶數割ノ怪減ニ充ツ

右ノ結果ニ依ル市町村稅收入ノ狀況左ノ如シ

地租附加税 (現在額)	一三三、九六四、九〇五
家屋稅附加税 (新設)	三三、九九二、六七六
營業稅附加税 (現在額)	一三、二三四、〇四〇
附加税編入額	二八、八一九、三三四
鉅業營業稅	一四、一〇三
現在額	二、八九九、一三九
鉅業稅委讓額	二、八九六、〇〇〇
鉅業稅附加税	四五四、八九〇
雜種稅附加税	五三一、八七七
ヨリノ編入額	一、〇七四、三三八
整理怪減額	
府県營業稅附加税	
計	二一三、二九九、〇〇八円

戸数割	戸数割及家屋税ノ附加税ノ現在額	
	整理軽減額	現在ノ戸数割及家屋税ノ附加税ノ七割八分
現在ノ額	一九四、九八二、三七四	一五三、〇四三、五〇八円
整理軽減額	四一、九三八、八六六	
雑種税附加税ノ編入額	一九、四二八、五五四	
整理軽減額	五三二、八七七	一七、三三〇、八二八円
特別税 (現在通)	一、五七五、八四九	一九、六六二、六九三円

道府県税ト市町村税トヲ通シテ地方税ノ増減左ノ如シ

地租附加税ニ於テ三三、九九二、六七六円ヲ増シ

営業税附加税ニ於テ二八、八四一、七二五円ヲ増シ(現業税附加税ノ加税ヲ含ム)

家屋税及其ノ附加税ノ新設ニ依リ二二、四八九、一七六円ヲ増シ

所得税附加税ハ現在市町村ニ於テ法定制限率以下ノ課率ヲ以テ徴収セルモ、府県税附加税ニ移ス場合ニ於テハ制限率

迄徴収スルモノトスルニ依リ、七、九四四、〇四三円ヲ増シ

府県税営業税及其附加税ニ於テ二、七四四、八一円ヲ増シ(現業税附加税及其ノ附加税ヲ含ム)

右五税ニ於テ合計九五、〇二二、四三二円ヲ増シタリ

然レトモ他方ニ於テ

雑種税及其附加税ニ於テ四、九三六、八八九円ヲ減シ

戸数割家屋税及其附加税ニ於テ府県税及之ニ代フル家屋税ヲ廃シタル為、四六、九八四、九六一円ヲ減シ、市町村ノ

附加税ヲ軽減シタル為、四一、九三八、八六六円ヲ減シ (将来設クル市町村戸数割ト差引シタル計算ヲ示ス)

売薬営業税附加税ヲ廃シタル為、二二、四〇二円ヲ減シ

鉱業税及砂鉱区税附加税ヲ廃シタル為、一、二二九、三二四円ヲ減シ、右四税ニ於テ合計九五、〇二二、四三二円ヲ

減シタリ、故ニ地方税ノ総計ニ於テハ増減ナシ

現在ノ税収ト整理後ノ税収入ノ比較

- 道府県 大正九年税初年算額
- 市町村 大正九年税初年算額
- 一 國税ハ地租、営業税及鉱業税中六四、七〇七、〇〇〇円 (地租三三、九九二、六七六 営業税二八、八一九、三二四)
- 二 四 鉱業税二、八九六、〇〇〇円ヲ地方財源ニ委譲シ、財産税ヲ新設ス

二 地方税八国税ノ委譲額ヲ財源トシテ整理ヲ行フ結果、道府県市区町村税ヲ通算シタル税収入状況、左表ノ如シ

種別	現在ノ税収入額	整理ニ依ル増減額	整理後ノ税収入額
地租 附加税	九六、五二七、三九五	三三、九九二、六七六	二九、五二〇、〇七一
營業税 附加税	二八、九五七、八三一	二八、八四一、七五五	五七、七九九、五五六
道府県營業税及其附加税	一五、三九八、二〇三	二、七四四、八一	一八、一四三、〇一四
家屋税及其附加税(新設)	三一、二九一、三六八	二、四八九、一七六	二、四八九、一七六
所得税 附加税	三、二九一、三六八	七、九四四、〇四三	三九、二三五、四一一
戸数割 (新設)	五、四、五九五、五二三	一五三、〇四三、五〇八	一五三、〇四三、五〇八
雑種税及其附加税	二二八、〇〇〇、二五七	四、九三六、八八九	四九、六五八、六三四
戸数割及其附加税	二、三、九六七、〇七八	二、三、九六七、〇七八	二、三、九六七、〇七八
家屋税及其附加税	一、一二四、六五九	一、一二四、六五九	一、一二四、六五九
鉱業税 附加税	四、六五五	四、六五五	四、六五五
砂鉱区税 附加税	二、二、四〇一	二、二、四〇一	二、二、四〇一
炭業營業税 附加税	三三九、九一一		三三九、九一一
取引所營業税 附加税	一、〇二二、五一		一、〇二二、五一
水産税及其附加税	七、九五二、七五四		七、九五二、七五四
市町村分賦額	一、三〇七、四〇六		一、三〇七、四〇六
夫 別 割	四、七二二、四〇九		四、七二二、四〇九
段 別 割	一五、七二八、三二〇		一五、七二八、三二〇
特別 (段別割ヲ除ク) 税	五〇〇、九五二、六八一		五〇〇、九五二、六八一
計			

現在ノ税収入ト整理後ノ税収入比較 道府県

種別	現在ノ税収入額	整理ニ依ル増減額	整理後ノ税収入額
地租 附加税	七三、五六二、四九〇	〔整理ニ依ル増減額〕	七三、五六二、四九〇
營業税 附加税	一六、七三三、七九一	〔整理ニ依ル増減額〕	一六、七三三、七九一
營業 税	九、四一九、〇六四	〔整理ニ依ル増減額〕	九、四一九、〇六四
家屋税 (新設)	九、四一九、〇六四	〔整理ニ依ル増減額〕	九、四一九、〇六四
小 計	九九、七一五、三四五	〔整理ニ依ル増減額〕	九九、七一五、三四五
所得税 附加税	三、六七六、〇二九	〔整理ニ依ル増減額〕	三、六七六、〇二九
雑 種 税	三五、一六六、九六九	〔整理ニ依ル増減額〕	三五、一六六、九六九
戸 数 割	三九、二五一、一六八	〔整理ニ依ル増減額〕	三九、二五一、一六八
家 屋 税	七、七三三、七九三	〔整理ニ依ル増減額〕	七、七三三、七九三
鉱業税 附加税	六七〇、八七八	〔整理ニ依ル増減額〕	六七〇、八七八
砂鉱区税 附加税	三、五四六	〔整理ニ依ル増減額〕	三、五四六
炭業營業税 附加税	八、二九八	〔整理ニ依ル増減額〕	八、二九八
取引所營業税 附加税	一九六、二六七	〔整理ニ依ル増減額〕	一九六、二六七
水 産 税	四三二、〇六二	〔整理ニ依ル増減額〕	四三二、〇六二
市町村分賦額	七、九五二、七五四	〔整理ニ依ル増減額〕	七、九五二、七五四
夫 別 割	四一、〇〇四	〔整理ニ依ル増減額〕	四一、〇〇四
段 別 割	七七八、〇三六	〔整理ニ依ル増減額〕	七七八、〇三六
合 計	一九五、六二六、一四九	〔整理ニ依ル増減額〕	一九五、六二六、一四九

種別	現在ノ稅收入	整理ニ依ル増減額	整理後ノ稅收入
現在ノ稅收入ト整理後ノ稅收入比較 市町村 (単位)			
地租附加稅	三三、九六四、九〇五	三三、九九一、六七六	五五、九五七、五八一
國稅營業稅附加稅	二二、三三四、〇四〇	二八、八三三、四二七	四一、〇五七、四六七
道府縣營業稅附加稅	五、九七九、一三九	一、〇七四、三三八	八、七八七、五六八
家屋稅附加稅	四一、一六八、〇八四	三、八八一、七六七	七、四九六、三九二
小數割 (新設)	一七八、七四九、〇八九	七、四九六、三九二	一三三、二九九、〇〇八
戸數割 (新設)	一六、二三三、二八五	一五三、〇四三、五〇八	一五三、〇四三、五〇八
家屋稅附加稅	一九、四一八、五五四	一六、二三三、二八五	一七、三三〇、八二八
道府縣雜種稅附加稅	二七、六一五、三三九	二七、六一五、三三九	二七、三三〇、八二八
所得稅附加稅	四一、一六八、〇八四	四一、一六八、〇八四	四一、一六八、〇八四
鉅業稅附加稅	一四、一〇三	一四、一〇三	一四、一〇三
砂鉅區稅附加稅	一四、一〇三	一四、一〇三	一四、一〇三
壳業營業稅附加稅	一四、一〇三	一四、一〇三	一四、一〇三
取引所營業稅附加稅	一四、一〇三	一四、一〇三	一四、一〇三
水產稅附加稅	一四、一〇三	一四、一〇三	一四、一〇三
夫別割	一、二六六、四〇二	一、二六六、四〇二	一、二六六、四〇二
段別割	三、九三四、三七三	三、九三四、三七三	三、九三四、三七三
特別割	一五、七二八、三二〇	一五、七二八、三二〇	一五、七二八、三二〇
(段別割ヲ除ク)	三〇五、三三五、五三二	三〇五、三三五、五三二	三〇五、三三五、五三二
合計	三〇五、三三五、五三二	三〇五、三三五、五三二	三〇五、三三五、五三二

備考

地租及營業稅全部委譲ノ場合ニ於ケル

地方稅整理案綱領

右整理案ニ基ク計算

地租及營業稅ヲ地方稅トスル場合ニ於ケル

課稅方法並國家ノ之ニ對スル監督方法

地租及營業稅全部委譲ノ場合ニ於ケル

地方稅整理案綱領

甲 道府縣稅

第一 道府縣ニ於テハ地租、家屋稅及營業稅ヲ中軸トシ、之ニ配スルニ所得稅ヲ以テ、且適當ナル雜種稅ヲ認ムルコト

第二 前項ノ方針ノ下ニ左ノ整理ヲ行フコト

一 地租ハ貸賃價格ヲ標準トシテ課スルコトトシ、從前道府縣ニ於テ賦課セル地租附加稅額ニ相當スル程度ニ於テ徵收スルコト

二 營業稅ハ法令ヲ以テ其ノ課稅方法等ヲ統一明定シ、労働者又ハ主トシテ細民ニ課スルカ如キ營業稅ハ之ヲ廢止シ、從前道府縣ニ於ケル國稅營業稅附加稅、壳業營業稅附加稅、府縣稅營業稅 (整理シタル稅目ヲ除ク) 並營業的性質ノ稅目ノ雜種稅額ヲ限度トシテ之ヲ徵收セシムルコト

- 三 鉱業税及砂鉱区税ノ附加税ヲ廢シ、新ニ鉱業及砂鉱業ニ対シ營業税ヲ課スルコト
- 四 従来ノ戸数割及之ニ代フル家屋税ヲ廢シ、賃賃価格ヲ標準トシテ課スル定率税ノ家屋税ヲ新設スルコト
- 五 労働者ハ主トシテ細民ニ課スルカ如キ雜種税ハ之ヲ廢止スル趣旨ヲ以テ其ノ税目ヲ限定シ、尚雜種税中其ノ税質營業税ナルモノハ之ヲ營業税ニ組替フルコト

乙 市町村税

第一 市町村ニ於テハ府県税地租、家屋税及營業税ノ附加税ヲ中軸トシ、之ニ配スルニ独立税戸数割ヲ以テシ、該戸數割ノ税額ヲ地租、家屋税及營業税ノ附加税額ト同額以下タラシメ、且雜種税附加税及地方ノ事情ニ依ル特別税ヲ認ムルコト

第二 前項ノ方針ニ左ノ整理ヲ行フコト

- 一 地租及營業税ノ附加税ハ現在ノ地租及營業税（完業營業税ヲ含ム）ノ委譲額ト、其ノ市町村ノ附加税額ヲ合算シタル程度迄徴収スルコト
- 二 鉱業税及砂鉱区税ノ附加税ヲ廢シ、鉱業及砂鉱業及營業税ニ対スル府県營業税ノ附加税ヲ現在ノ鉱業税ノ委譲額ト、其ノ市町村ノ附加税額ヲ合算シタル程度迄徴収スルコト
- 三 新設シタル府県家屋税ノ附加税ヲ課スルコト
- 四 従来ノ戸数割及家屋税ノ附加税ヲ廢シ戸數割ヲ市町村ノ独立税トシ、所得ヲ主トシテ課税標準トナシ、現在ノ家屋税施行地ニモ施行スルコト
- 五 所得税附加税ヲ道府県ニ委譲スルコト
- 六 府県營業税雜種税ノ整理税目ニ対スル附加税、当然消滅ノコト

七 現在ノ地租、營業税及鉱業税ノ委譲並新設家^{附税}税附加税ノ賦課ニ依リ生シタル財源ハ、所得税附加税ノ廢止ニ依リ生シタル財源ノ欠陥ト營業税雜種税ノ整理ニ伴フ附加税ノ消滅ニ依ル財源ノ欠陥ヲ補填シ、其ノ殘額タケ新設スヘキ戸數割ヲ現在ノ戸數割及家屋税ノ附加税ヨリ低カラシムルコト

本整理案ニ基ク計算、即左ノ如シ

道府県ニ於テ失フ税額

戸數割廢止額	三九、二五二、一六八円
家屋税廢止額	七、七三三、七九三
營業税整理額	一、四六一、六八四
雜種税整理額	二、一〇五、五二一
計	五〇、五五二、一六六

右失フ所ノ財源ノ欠陥ハ道府県ノ所得税附加税率引上ニ依ル增收額三五、五五九、三八二円ヲ以テ之ヲ補充シ、不足額一四、九九二、七八四円ハ新設家屋税ノ賦課ニ依リ之ヲ補填ス

右整理ノ結果、道府県税收入ノ状況左ノ如シ

地 租	七三、五六二、四九〇円
家屋 税	一四、九九二、七八四
營業 税	二六、〇九七、五三五
} 一一四、六五二、八〇九円	

所得稅附加稅 三九、二三五、四一一
 雜種稅 三三、三三七、八〇六

市町村ニ於テ失フ稅額

- 一 所得稅附加稅額 二七、六一五、三三九
- 一 營業稅及雜種稅ノ附加稅ノ整理減收額 二、六五〇、一八七
- 計 三〇、二六五、五二六

右失フ所ノ財源ノ欠陥ハ、新設セル府県家屋稅ノ附加稅七、四九六、三九二円ヲ以テ之レヲ補充ス、其殘額二、七六九、一三四円ヲ地租營業稅及釐業稅ノ委讓額ニ依リ補填ス

右ノ結果ニ依ル市町村稅收入ノ狀況ヲ見ルニ

地租附加稅	三五、三二八、五四四円	七四、二五六、一四二円
家屋稅附加稅	七、四九六、三九二	
營業稅附加稅	三一、四三一、二〇六	
戶數割		一九四、九八二、三七四
雜種稅附加稅		一七、三三〇、八二八
特別稅		一九、六六二、六九三

今此地租、家屋稅及營業稅ノ附加稅額ト戶數割トヲ同額ニセントセハ、其ノ額各二三四、六一九、二五八円ナリ、故ニ地租及營業稅ノ附加稅ヲ更ニ六〇、三六三、一一六円徴收シ、其徴收額タケ戶數割ヲ輕減スルヲ要ス、即地租及營業稅ノ附加稅ハ之ヲ通算シ結局八〇、二三六、二五〇円ノ増徴ヲ要スルコトナリ、此増徴額ハ現在地租及營業稅(完

業營業稅ヲ含ム) 二三八、八〇二、三八六円ノ五割七分八厘ニ當ル

右整理ノ結果、市町村稅ノ收入狀況左ノ如シ

地租附加稅	六七、五六二、四四八円	一三四、六一九、二五八円
家屋稅附加稅	七、四九六、三九二	
營業稅附加稅	五九、五六〇、四一八	
戶數割		一三四、六一九、二五八 <small>(現在ノ戶數割及營業稅附加稅ノ六割九分)</small>
雜種稅附加稅		一七、五三三、七九五
特別稅		一九、六六二、六九三

地租及營業稅ヲ地方稅トスル場合ニ於ケル課稅方法並國家ノ之ニ對スル監督方法

地租及營業稅ヲ地方稅ニ移ス場合ニ於テ、此ノ兩稅ノ課稅方法ヲ全然各地方ノ隨意ニ任スヘキヤ、又ハ國家ニ於テ相當ノ監督ヲ為シ全國ノ統一ヲ圖ル必要アリヤハ單純ニ決スルヲ得スト雖、之ヲ地方稅ニ委讓スルノ理由ニ鑑ミ大体ニ於テ各地方ノ事情ニ適応シタル課稅ヲ為サシムルヲ可トスヘシ、然レトモ若シ之ヲ全ク各地ノ自由ニ放任スルトキハ、各地ノ土地及營業ニ對スル負擔ニ著シキ輕重ヲ生シ、各地間ノ産業ノ消長ニ關スル所少ナカラサルヘシト認メラルルヲ以テ、左記各項ノ要領ニ依リ大体ノ統一ヲ圖ルノ必要アリト認ム

- 一 兩稅共法律ヲ以テ其ノ組織及課稅方法等ヲ規定スルコト
- 二 前項ニ依リ規定スヘキ要領ハ大体前回ノ小委員會ニ於テ決定シタル第三案ノ地租及營業稅要領ニ準ス、即チ左

ノ通り
 (イ) 地租ノ課稅標準ハ法定地価ヲ廢シテ賃賃價格ニ依リコトトシ、其ノ調査決定ニ付テハ現行所得稅法ニ準シ

タル調査委員会ノ制度ヲ設クルコト

(ロ) 營業稅ハ大体現行法ノ通トシ、其ノ課稅標準中ヨリ原則トシテ建物賃貸價格ヲ削除シ、其ノ他各業体ニ応

シ課稅標準ノ種目又ハ計算方法等ヲ修補スルニ止ムルコト、但シ課稅最低限ハ之ヲ低下セシムルコト

三 兩稅ノ稅率ハ各地方全然同一ナラシムルヲ得スト雖、現行地租及營業稅ハ相互權衡ヲ保持セサルモノト認メラ

ルルヲ以テ之ヲ改正シ、其ノ収益ヲ根拠トシテ兩稅間ノ權衡ヲ保持シタル最高稅率ヲ法律ニテ規定スルコト、

而シテ若シ之ヲ超過シテ課稅スルノ必要アルトキハ中央政府ノ認可ヲ受ケシムルコト、但シ此ノ場合ハ兩稅共

其ノ最高率ニ達シタルトキニ限ル

四 家屋稅モ大体前各項ニ準スルコト

郷委員長開會ヲ宣シタル後、小委員會ノ經過並決議要領ヲ報告ス、其ノ要領左ノ如シ

彙ニ小委員會ニ於テ直接國稅整理ニ關シ審議ノ結果、一般財產稅ヲ創設シ現行地租及營業稅ヲ地方稅ニ委譲スル方針ヲ採リ、其ノ實行ノ円満ヲ期スルカ爲、施行当初ニ於テハ財產稅ノ課稅ヲ輕クシ、其ノ歳入不足ハ当分ノ間一時ニ地租及營業稅ノ一部分ヲ存続シテ之ヲ補充スルノ案ヲ樹テ、本委員會ニ報告シ置キタル所、其ノ可否ヲ決スル以前之ト相關連スル地方稅及其ノ他ノ直接國稅ノ調査ヲ必要トスルノ故ヲ以テ、之ヲ審議ヲ再ヒ小委員會ニ付託セラレタルニ依リ、小委員會ハ六月十五日ヨリ會議ヲ始メ、地方稅及其ノ他ノ直接國稅ノ整理ヲ審議シタル上、更ニ翻テ一般財產稅ノ創設及地租營業稅ノ整理ニ關スル前報告案ノ当否ヲモ考慮スル所アリ、前後八回ノ會議ヲ経テ本月七日、前記ノ如キ整理案ヲ作成シタリ、今其ノ要領ヲ略説スレハ次ノ如シ

第一 直接國稅ニ於テハ一般所得稅ヲ中軸トシ、其ノ補充トシテ一般財產稅ヲ創設シ、此ノ兩者ヲ以テ直接國稅ノ

根本体系ヲラシムルヲ理想トシ、現行地租及營業稅ハ之ヲ地方稅ニ委譲スルノ方針ヲ採ルコト、彙ニ報告シ置キタル通りナリ、而シテ現行地租及營業稅ノ委譲ニ付テハ過渡期ニ於ケル一時ノ方便ヲ廢シ、当初ヨリ其ノ全部ヲ地方稅ト爲ス可トスルノ説モアリ、種々審議ヲ重ネタルモ結局前報告ノ通、施行ノ当初ニ於テハ施行ノ円満ト及歳入ノ安全ヲ期スルコトヲ主トシ、漸ヲ追テ理想ヲ遂行スルヲ穩當ト認メ、前回ノ報告案ニ變更ヲ加ヘサルコトトセリ、唯財產稅課稅課額ノ見積リニ付少シク變更ヲ加ヘタリ

第二 其ノ他ノ直接國稅ニ付テハ売葉營業稅ヲ廢止シ、相続稅、登録稅、鉱業稅及所得稅ニ修正ヲ加ヘ、通行稅、取引所營業稅、砂鉱區稅及兌換銀行券發行稅ハ現行ノ儘存続スルコトトセリ、其ノ大要左ノ如シ

(イ) 売葉營業稅 現行売葉稅法中ノ売葉印紙稅ハ売葉ノ需用者ニ對スル消費稅ナルモ、売葉營業稅ハ葉劑製造ノ収益ニ課稅スルモノニシテ、普通ノ物品ヲ製造スル者ニ對スル營業稅ト異ナル所ナク、而カモ其ノ課稅内容ニ公平ヲ失スル点アルヲ以テ、此ノ機會ニ於テ之ヲ全廢シ他ノ製造業ト同シク營業稅法ヲ適用シテ課稅ノ統一ヲ期スルコトトセリ

(ロ) 相続稅 相続稅ハ家族制度ヲ破壞スルノ虞アルヲ以テ之ヲ廢止スヘシトノ説ナキニアラサルモ、相続ニ依リ一時ニ多額ノ財產ヲ取得スルモノナルヲ以テ之ニ對シ適當ノ課稅ヲ爲スヘキハ當然ニシテ、之ヲ廢止スヘキ理由ナク、寧ロ其ノ稅率ヲ高ムルノ必要アリトノ説アリタル程ナルモ、之ヲ高クスレハ直ニ家族制度破壞ノ非難ヲ招クノ虞アリ、且財產稅ヲ創設シ更ニ相続稅ヲ増稅スルトキハ、動モスレハ財產所有者ノ負擔ヲ過重ナラシムルノ疑ヲ生シ易キヲ以テ、此ノ際之ヲ修正ヲ爲ササルコトトシ、唯脫稅ノ弊害ヲ除キ課稅ノ公平ヲ期スルヲ爲シ多少ノ修正ヲ加ヘタリ

(ハ) 登録稅 登録稅ハ特ニ修正ヲ要スル事項ナキモ、相続稅修正ノ結果ト課稅ノ充實公平ヲ期スルノ必要トニ

鑑ミ部分的修正ヲ為シタリ

(三) 鉱業税 鉱業税中ノ鉱産税ニハ収益税タル性質、即チ普通ノ營業ニ於ケル營業税ニ相当スル部分アルコト明カナルヲ以テ、鉱産税中ノ略半額ヲ其ノ部分ト認定シ之ヲ減額スルコトトセリ、尤モ此ノ収益税ニ相当スル部分ハ充實營業税ノ如ク營業税法ニ於テ課税スルヲ相当トスルカ如キモ、鉱業ニ付テハ營業税法中ニ之ヲ包含スル業名ナキヲ以テ、之カ為ニ特ニ營業税法ヲ改正スルノ煩ヲ避ケ、軽減スヘキ全部ヲ地方税ニ委譲スルヲ相当ト認メタリ

(ホ) 所得税 所得税ハ最近根本的改正ヲ為シタルノミニシテ特ニ改善ヲ要スト認ムル事項ナキモ、脱税ノ手段顯著ナルモノニ対シ相當取締ノ必要ヲ感シ、之カ矯正ノ為ニ多少修正ヲ加フルコトトセリ

(ハ) 通行税 通行税ハ之ヲ全廃スヘシトスルノ説アルモ、其ノ負担輕微ニシテ敢テ不當ノ課税ナリト認メ難ク、而カモ其ノ歳入ノ欠陥ヲ補充スヘキ好財源ナキヲ以テ之ヲ存続セシムルコトトシ、本税ノ部分的改正モ亦実行困難ナルヲ以テ之ヲ見合せタリ

(ト) 其ノ他 取引所營業税ハ取引所法ノ改正後ニ於テ整理スルヲ相当トシ、砂鉱区税ハ鉱業税中ノ鉱区税ト同シク鉱業特許税タルノ意味ニ於テ之ヲ存続シ、兌換銀行券發行税亦特ニ改正ノ必要ナシト認メ之ヲ現行ノ通據置クコトニ決議シタリ

第三 地方税ニ在リテハ道府県市町村ト依リ自ラ其ノ税種ヲ異ニスルノ必要アリ、其ノ根本的整理トシテ道府県ニ於テハ国税ヨリ委譲セラルヘキ地租及營業税ヲ中軸トシ、之ニ配スルニ所得税附加税ヲ以テシ、從來ノ戸數割及之ニ代ルヘキ家屋税ハ之ヲ全廃シ、地租トノ權衡ヲ得セシムルカ為ニ新ニ定率税タル家屋税ヲ設クルヲ可トシ、市町村ニ於テハ地租、家屋税及營業税ノ附加税ヲ中軸トシテ、之ニ配スル戸數割ヲ以テスルヲ可トス、然レ

トモ地租及營業税ハ当分地方税ニ委譲セラレサルヲ以テ、当分ノ応急策トシテハ国税ニ於テ軽減セラルヘキ部分ヲ地方ニ於ケル附加税ニ於テ増徴シ、其ノ財源ノ範圍内ニ於テ前述ノ根本的整理方針ニ從ヒ、左記ノ如キ整理ヲ為スコトトセリ

甲 道府県税

- 一 從來ノ戸數割及之ニ代ルヘキ家屋税ハ府県税トシテ課税ノ公平ヲ図ルコト困難ナルヲ以テ之ヲ廢止シ、地租附加税トノ權衡上賃賃價格ヲ標準トスル定率税ノ家屋税ヲ新設スルコト
- 二 市町村ノ所得税附加税ヲ府県税ニ委譲シ、府県ノ所得税附加税率ヲ現在ノ制限率ニ市町村ノ附加税ヲ加ヘタルモノ迄引上クルコト
- 三 府県稅營業稅雜種稅ハ複雜ニ過クルヲ以テ之ニ相當整理ヲ加ヘ、職工稅其ノ他細民ニ課スルカ如キ稅種ヲ廢止スルコト
- 四 鉱業稅及砂鉱區稅ノ附加稅ヲ廢シ、新ニ鉱業及砂鉱業ニ對シ府縣稅營業稅ヲ課スルコト

乙 市町村税

- 一 地租及營業稅ノ附加稅ヲ地方稅ノ中軸トスルノ趣旨ニ依リ、国税ヨリ委譲セラレタル財源ヲ以テ其ノ税率ヲ高メ、且新設スヘキ府縣稅家屋稅ニ對スル附加稅ヲ課スルコト
- 二 鉱業稅及砂鉱區稅ノ附加稅ヲ廢シ、鉱業砂鉱業ニ對シ新設スヘキ府縣稅營業稅ノ附加稅ヲ課スルコト
- 三 戸數割ハ府縣稅トシテ不適当ナルモ、市町村内ニ於テハ能ク其ノ權衡ヲ保持シ得ヘシト認メラルルヲ以テ、主トシテ所得ヲ課稅標準トスル戸數割ヲ設ケ、現在ノ家屋稅施行地ニモ之ヲ施行スルコト、但シ從來ノ戸數割及家屋稅ハ府縣稅ヨリ削除セラルルヲ以テ、之ニ對スル從來ノ市町村附加稅ヲキコトトナル

四 地租及營業稅附加稅ノ増率ニ依ル増収額及新設シタル家屋稅附加稅ノ收入ヲ以テ、市町村ノ所得稅附加稅ヲ道府県ヘ移シタル財源ノ欠陥、及道府県ニ於ケル營業稅雜稅ノ整理稅目ニ對スル附加稅ノ減收ヲ補填シ、其ノ殘額ヲ以テ市町村戶數割ヲ輕減スルコト

以上、各項整理ノ詳細ハ別冊整理案ニ記載シアルカ如クニシテ、各稅目ノ歳入ニ増減アリト雖、國稅地方稅ヲ通シタル合計ノ実収額ニ於テハ從來ト異ナル所ナキモノトス

以上ハ整理案ノ大要ナリ、詳細ハ御質問ニ依リ本員又ハ幹事ヨリ答フル所アルヘシ
添田委員 財產稅ノ稅率ヲ千分ノ一、五ト決定シタル根拠如何

郷委員長 財產稅ヲ以テ現行地租營業稅ノ約半額ニ相當スル歳入ヲ得ムトスル計算ヨリ出テタルモノナリ

水町委員 地方稅ノ整理ヲ審議セムカ爲ニハ、其ノ前提トシテ現在地方ノ歳出ヲ考査スルノ必要アリ、小委員會ニ於テハ現在ノ地方歳出ヲ適當ト認メタリヤ

郷委員長 歳出關係ハ本委員會ノ權限外ナルヲ以テ審議セス、現在ノ歳入額ノ範圍内ニ於テ如何ニ稅制ヲ整理スヘキヤヲ研究シタルノミ

水町委員 整理案中ニハ社會政策的の稅制又ハ稅制ノ社會政策化ト云フカ如キ文字アリ、其ノ意義如何

郷委員長 社會的事情ニ適應シタル相當ノ稅制ト云フ輕キ意味ナリ

浜口委員 財產稅ノ收入力増加スルニ從テ漸次地租營業稅ノ稅率ヲ輕減スト云フハ、年々稅率ヲ變更スルノ意ナリヤ

郷委員長 最後ニ全部ノ委譲ヲ爲スマテハ稅率ヲ變更セサル積リナリ、尤モ財產稅ニ於テ非常ナル増収アリタルトキ

ハ、或ハ稅率ヲ輕減スルコトモアルヘシ

波多野委員 財產稅ノ課稅最低額二千円、稅率千分ノ一、五ヲ以テ地租及營業稅ノ半額委譲ニ代ハルヘキ歳入ヲ算ケ

ムトスルノ趣旨ハ了知シタルモ、若シ調稅最低額ヲ四千円トスレハ稅額何程トナルヤノ計算ナキヤ

郷委員長 整理案ニ添付シアル各階級毎ノ財產價額ニ稅率ヲ乘シテ見レハ大体ノ計數ヲ得ヘシ

水町委員 財產稅ノ徵稅費ヲ略七百万円ト計算シタル基礎ヲ知り度シ

松本幹事 計算内訳ヲ説明ス

藤山委員 所得稅ヲ以テ國費ヲ支弁スルニ足ルモノト假定スル場合ニ於テハ、財產稅ヲ起スノ必要ナキモノナリヤ、又ハ所得稅ノ歳入如何ニ拘ハラズ財產稅ヲ設クルノ必要アリヤ

郷委員長 小委員會ハ議ノ小委員會決定ニ係ル三案ノ内、何レヲ採用スヘキヤト云フ事項ヲ調査スヘク付託セラレタ

ルモノナルヲ以テ、財產稅ヲ補充稅トシテ適當ナリト審議シタル訳ナリ、又理論上ヨリ見ルモ所得稅ニハ種々ノ欠陥アルカ故ニ、其ノ歳入額ノ如何ニ拘ハラズ、其ノ欠陥ヲ補充スルノ趣旨ヲ以テ財產稅ヲ置クヘキモノト認ム

田中委員 歳入額計算ノ基礎タル鉱山價額ノ見積リ方正當ナラスト認ム、即チ鉱產物價額ヨリ還元スレハ適實ナラサルヘシ

松本幹事 或ハ不適實ナルヤモ知レサルモ、他ニ適當ノ方法ヲ案出シ得サルヲ以テ、已ムヲ得ス此ノ方法ニ依リ大体ノ推算ヲ為シタルナリ、若シ他ニ二名案アラハ承リタシ

田中委員 鉱山ノ見積リハ或ハ不可能ナラスヤト思ハレ、本員モ別ニ二名案アル訳ニアラス、要スルニ俄カ作りノ案ニテ財產稅ヲ施行スルハ不安ノ感アリ

松本幹事 小委員會ノ計算或ハ不正權ナラム、然レトモ一般財產ノ売買價格ハ大体其ノ收益ヨリ還元シ得ル筈ナリ、

鉱山ト雖モ其ノ鉱山ノ利回ヲ見テ抗資スルモノト推定スルハ敢テ不当ナラサルヘシ、故ニ此ノ計算ヲ採リタルナリ
藤山委員 無記名株式ハ配当金支払ノ際源泉課税ヲ為ストノコトナルカ、若シ配当ナキトキハ如何ニスヘキカ
松本幹事 全ク配当ナキトキハ課税スルヲ得サルコトナルヘシ、又實質上ヨリ見ルモ配当ナキカ如キモノニハ課税
セシテ可ナルヘシト思ハル

横井委員 山林ノ立木、土地又ハ鉱山ノ如キハ價格ノ評定頗ル困難ナルヘシ、之ヲ適當ニ評価セムカ為ニハ特別ニ從
事員ヲ養成スルノ方法ヲ講スルノ必要アルカ如シ、小委員会ニ於テ之ニ付キ審議アリタルヤ

郷委員長 小委員会ニ於テハ問題トナラス、愈実行スル際ニ於テ考フヘキコトナルヘシト思ハル

浜口委員 大体実行シ得ルノ確信ナケレハ審議シテモ無益ナリ、只今横井委員ノ質問ノ如キ事項ヲ如何ニシテ実行ス
ルヤノ腹案ヲ心得置キタシ

松本幹事 評定ノ困難ナルコトハ承知シ居レリ、特ニ鉱山、山林等ニ於テ然リ、然レトモ其ノ見積リハ必スシモ専門
家ニアラサレハ不能ナリト云フ程ノモノニアラスト信ス、稅務官庁ニ於テ売買ノ实例等ヲ參酌シテ之ヲ調査シ、更

ニ調査委員会ニ於テ相当ノ審議ヲ重ヌレハ大体適當ノ結果ヲ得ヘク、必スシモ実行不能ナラスト認ム

藤山委員 彙ニ所得稅法ヲ改正シ綜合所得稅主義ヲ採リテ負担ヲ重クシ、更ニ又財產稅ヲ課スルトキハ、例ヘハ株式
ノ如キニ於テ其ノ稅額カ配当ヨリモ多額ナルカ如キ結果ヲ生セシヤ、從テ株式ノ價格ヲ低落セシムルカ如キ虞ナキ

ヤ

郷委員長 千分ノ一、五位ノ課稅ニテハ稀有ノ例外ニアラサレハ、稅額カ配当ヨリモ多シト云フカ如キ結果ヲ生スル

コトナルヘシト認ム

松本幹事 例ヘハ日本銀行株ノ如キハ時価ニ對シ利回りノ低キ株ト認ムルカ、其ノ額面二百圓ニシテ配當年一割二分

トシ、時価ハ八百圓トスレハ一株ニ對シ配當二十四圓ニシテ、其ノ財產稅額ハ一円二十錢トナルヘシ、故ニ稅額カ
配當ヨリモ多クナルト云フカ如キハ殆ト杞憂ナルヘシ

波多野委員 鉱山、山林等ノ價格ハ特ニ見積リ困難ナリトノコトナルモ、其ノ反對ニ諸種ノ機械、骨董品等ノ見積ハ
容易ナリト云フノ意ナリヤ

松本幹事 比較的ノ問題ニシテ、他ノ財產ト雖簡單ナリト云フニアラス

高橋委員 地租營業稅ノ幾分ヲ存置シテ財產稅ヲ起スモノトセハ、財產稅ノ價格ト地租ノ課稅標準タル地価トノ一致
セサルモノ多數アルヘク、甚タ面白カラサル結果ヲ生セシヤ

郷委員長 原則トシテハ全部ヲ地方ニ委譲スル方針ニシテ、唯一時ノ方便トシテ地租ノ半額ヲ置クノ趣旨ナルヲ以テ、
過渡期ニ於テ質問ノ如キ不一致ヲ生スルモ巴ムヲ得サルヘシト認ム

横井委員 土地ヲ有スルモノハ所得稅、財產稅、地租ノ三稅ヲ課セラレ、株式ヲ有スルモノハ所得稅、財產稅ノミヲ
課セラルルコトナルノミナラス、不動産ハ動産ニ比シ調査シ易キヲ以テ不動産ノミニ課ナル嫌ヲ生セシヤ

郷委員長 不動産ハ其ノ價額ヲ幾分斟酌スルノ方針ナリ、又土地ニ對スル課稅種目多シト云フモ、地租ハ地方稅トシ
テ徵收スヘキモノヲ當分國稅トシテ存置スルニ過キサルモノニシテ、全体ノ負担ニハ大ナル相違ナカルヘシト認ム、
本日ハ之レニテ散會ス(午後六時十五分)

(昭 59 本校 74)

58、大正12年7月 相統税法第十二条に依る報告に関する件

直第七九六号

大正拾貳年七月四日

稅務署 御中

東京稅務監督局印

相統税法第拾貳条ニ依ル報告ニ関スル件

最近各管管内ニ於ケル各市区町村ノ稅法第拾貳条ニ依ル相統事項報告狀況別表ノ如クニシテ、其ノ成績良好ナラサル向少ナカラス、甚シキニ至リテハ舊ケ年以上報告皆無ノモノアリ、頗ル遺憾ニ被存候ニ就テハ、之等ノ或時期ヨリ全然報告皆無ノモノニ對シテハ勿論、又報告アルモ其ノ件数僅少ニシテ脱漏アリト認メラル、市区町村アルトキハ、此際報告減ヲ一掃シ將來必ス遅延セサル様特別ナル協議ヲ遂ケ報告実行方ニ付一層留意致サレ度右及通牒候也

相統税法第十二条ニ依ル町村報告成績表(大正十二年六月現在)

署名	市区町村数	同ノ内ノ報告成績				
		同上ノ間報告皆無ノモノ	十一月ヨリ十二月間報告皆無ノモノ	十一月ヨリ六月間報告皆無ノモノ	十一月ヨリ五月間報告皆無ノモノ	十一月ヨリ四月間報告皆無ノモノ
全管計	二、一〇一	一、六五三	一八六	一五一	五二	五九
神田橋	二	二				
永代橋	一	一				
京橋	一	一				
幸橋	三	三				
四谷	三	三				
水道橋	二	二				
厩橋	二	二				
兩國橋	二	二				
品川	九	七	二	一		
淀橋	一	一				
板橋	二	二				
亀戸	三	三				
青梅	七	三	四	〇	一	
八王子	一	二	七			五

下土龍麻松太水	足大矢柄真鹿宇	都龍緞石甲	北木
館浦崎生原田戸	利田原板木岡沼	留崎沢和府	更津
三六五四二六四 一二八二〇七九	三三一三二二二 一一六五〇一二	四四四六五 二二五〇三	四四 三三
二四五四二五四 四八五〇八四	二二一一一一一 一一七四七三	二三三五五 六九七二三	三三 一一
三三 六	二六一四二 四	一二五二	四二
四一三 二五	四四四三三四	一一二一	四七
一	四	九 一 二	
一	四 一 一 一	五 三	四一

茂東銚佐佐松千	粕忍熊秩比川浦	厚小大藤橫川橫
原金子原倉戸葉	壁谷父企越和	木田原磯沢賀崎浜
四三三四三四三 九二一一一一九	七四六三二六六 三九〇二八三六	三四二三一三 九六七五四一六
三二一三一一一 七一三二七九九	六四五二二五四 二〇四五五六三	三二二三一一二 六六一一三六二
二一〇二二九〇	五二三三一四六	五二二一三四
六一七一五六	六六一三一三三	三四三二
二八 六三二	二 四	三
二二二 四五	一 一 一	八 一 二

宗道	二七	二〇	五	二	一
境	二五	三〇	一	一	一
前橋	三四	三三	一	一	一
高崎	五六	五六	一	一	一
藤岡	一八	一六	一	一	一
富岡	二三	三四	一	一	一
中之条	一一	一三	一	一	一
沼田	一一	一四	一	一	一
桐生	一一	一四	一	一	一
館林	三五	三八	一	一	一

(昭56 東京 2149)

54、大正13年4月 震災被害者の相続税取扱方の件

直機第三六号

大正十三年四月二十九日

東京稅務監督局長圖

稅務署長殿

震災被害者ノ相続稅取扱方ノ件

相続稅ノ課稅價格ハ相続開始當時ノ現況ニ依リ算定スヘキモノナルモ、大正十二年八月三十一日以前ニ相続開始シタ

ルモノニシテ、今回ノ大震災ニ依リ相続財產滅失シ、又ハ價格ノ低落シタルモノニ付テハ、左記各項ニ依リ取扱可相成
右及通牒候也

震災ニ因リ財產ノ滅失又ハ價格低落シタルモノ、相続稅取扱方

第一、震災ニ因リ滅失セル財產ハ之ヲ課稅價格ニ算入セサルコト

第二、震災ニ因リ毀損其ノ他ノ被害ノ為價格低落セリト認メラル、財產ニ付テハ、課稅價格決定ノ際ノ現況ニ依リ其ノ價格ヲ斟酌決定スルコト

第三、被害財產ニ修理ヲ加ヘタル結果、課稅價格決定當時ニ於テハ既ニ全部又ハ一部復旧セルモノト雖、震災ニ因ル被害ノ事實ヲ認定シ得ラル、トキハ、仮ニ修理ヲ加ヘサルモノトシテノ價格カ課稅價格決定當時ノ現況ニ徴シ低落セリト認メラル、モノニ限り、其價格ヲ斟酌決定スルコト、此場合ニ於テ該復旧費カ相続財產タル預金、現金其他ノ財產ニ關係ナキヤ否ヤヲ調査スルコト勿論トス

第四、株式又ハ出資ノ評価ニ付、当該会社ノ事業又ハ資産カ震災ニ因リ直接被害ヲ受ケタルモノニ対シテハ第二項ニ依リ取扱ヒ、單ニ震災後一般經濟界ノ變動ニ因リ價格ニ増減ヲ來シタルモノ、如キハ相続開始當時ノ時價ニ依ルコト

第五、債務者カ震災ニ因リ直接被害ヲ受ケタル為、債務ノ全部又ハ一部ノ履行不能ト認メラルル債權ノ評價ニ付テハ第一項、第二項ニ依リ取扱フコト

第六、震災ニ因リ相続財產ニ被害ヲ受ケタル者ノ課稅処分ハ、成ルヘク申告ヲ採リ円満ニ執行スルコト

第七、第一項又ハ第二項ニ依リ課税価格ヲ斟酌低減スルハ、担税ノ苦痛ヲ緩和スル特別ノ取扱ナルガ故、此場合猶且
ツ緊急勅令ニ依ル徴収猶予ノ申請ハ之ヲ為ササル様、予メ納税者ニ説示スルコト

(昭56 東京 2149)

55、大正13年7月 稅務署事務取扱規程の改正

訓令第一三号

稅務署

稅務署事務取扱規程第二編第六章(相統稅)中左ノ通改正ス

大正十三年七月五日

仙台稅務監督局長 保倉熊三郎 印

第五條 相統財產價格ハ實地調査ニ依ルモノノ外、土地、建物及立木ニ付テハ別ニ標準價格ヲ設ケ之ニ依リ算出シ、

營業用器具機械ニ付テハ營業稅調査ノ為設ケタル標準價格ニ依リ之ヲ算出スヘシ

第五條ノ二 土地、建物及立木ノ標準價格ノ基礎ハ概ネ左ノ各号ニ依リ之ヲ調査スヘシ

- 一 売買實例ヲ調査當時ヨリ一ケ年間溯リテ調査シ、尚不充ナルトキハ更ニ二ケ年間溯及調査シ、売買實例調査簿ニ登載スルコト(第五号ノ一様式乃至第五号ノ四様式)
- 二 売買實例ハ売買當事者、売買仲介者等ニ就キ調査スルコト
- 三 建物アル土地又ハ立木アル土地ヲ、其ノ建物又ハ立木ト共ニ売買シタルモノノ實例ハ、売買當事者、売買仲介

者等ノ意見ヲ徴シ、其ノ價格ヲ区分調査スルコト

四 売買實例調査ニ依リテ得タル資料ノ当否ヲ判定スル為、土地及建物ノ一般売買價格ハ市町村吏員、売買仲介業者、其ノ他事情精通者等ニ、建物ノ一般建築費ハ調査當時ニ接近シタル時期ニ於テ建物ヲ建設シタル者、建築請負業者等ニ、立木ノ一般売買價格ハ營林官公署、製材業者、薪炭業者等ニ就キ調査シ、其ノ事蹟ヲ實例調査簿末尾ニ登載スルコト

第五條ノ三 標準價格ハ蒐集シタル資料ヲ參酌シテ、左記各号ニ依リ詮定調理スヘシ

- 一 標準價格ハ左ノ等級金額表ニ依リ其ノ等級金額ヲ定ムルコト

等級		金額		等級		金額		等級		金額	
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
二	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六
三	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
四	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
三	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
三	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
五	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
三	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇

福島県 郡山町 平町 白河町
 秋田県 能代湊町 横手町
 青森県 八戸町
 山形県 酒田町 鶴岡町
 [様式は省略]

(昭 61 仙台 71)

56、大正14年3月 稅務署屬より任命する相統稅審查委員の件

稅務署屬ヨリ命セラルル相統稅審查委員ノ件

訓令第一号

稅 務 署

稅務署屬ニシテ稅務署長ニ補セラレ、又ハ直稅課長ヲ命セラレタル者ハ別ニ辭令ヲ用キス、其ノ署在勤中当該稅務署所轄内相統稅審查委員ヲ命セラレタルモノト心得ヘシ

大正十四年三月三日

東京稅務監督局長

(理由)

稅務署屬ノ稅務署長及直稅課長ハ、事務ノ衝撞上別ニ辭令ヲ用キスシテ、其ノ在勤稅務署所轄内相統稅審查委員ヲ命セラレタルコトニ取扱ヒ来リタル所、明治四十二年十二月一日元東京稅務監督局訓令第八十六号ニ依レハ、当該審查

委員ノ任期満了後ト雖、其ノ署ニ勤続中ハ辭令ヲ用キス再任ヲ命シタル主旨ナリヤ否ヤノ疑ヲ存セルヲ以テ、今回此ノ点ヲ明カニセルモノナリ、尚從前ノ令違ニシテ今回ノ訓令ト重複又ハ抵触スルモノハ自然ニ消滅スルハ勿論トス

(昭 53 東京 92、1)

57、大正14年8月 相統稅法第二十三條該當事項調査方の件

直第九一九号

東京稅務監督局長印

稅務署長殿

相統稅法第二十三條該當事項調査方の件

相統稅法第二十三條該當事項調査ニ付テハ、從來各署共相當計画ヲ樹テ調査処理ニ銳意努力ノ結果、大正十一年度課稅件數一万余八百八十五件ノ多キニ達セシモ、俄然大正十二年度ハ六千二百六十四件、同十三年度ハ三千五百八十五件ニ低下シテ著シキ減少ヲ示シタリ、之カ主因ハ大正十二年度下半期及同十三年度ハ震災復旧事務及減免稅事務等ニ忙殺セラレ、之ニ全力ヲ傾注セル結果、震災地ノ各署ニ在リテハ已ムヲ得サリシコトナルヘキモ、一面又各署トモ大正十二、十三兩年度ハ從來ノ如ク当局ニ於テ調査計画及整理成績報告ヲ徴シ、処理進捗上奮勵ヲ加ヘル等ノ積極的施設ヲ差控ヘ、加之昨秋ハ行政整理ニ因ル人員淘汰ノ世評ニ脅サレ署員ノ人心動搖シ、其ノ結果遂ニ緊張味ヲ欠キタルコトモ確ニ其ノ一因ト認メラル、而シテ本年度ニ至リテハ震災關係事務モ完了ヲ告ケタルト共ニ、密冬ノ行政整理ニ因リテ一般署員ノ人心モ安定シ、今ヤ全ク平常ニ復シ第三種所得事務モ不日一段落ヲ見ルヘキニ付、之ヲ機トシテ此際更ニ陣容ヲ新ニシ、別紙調査方法ニ依リ本年度内必ス実行シ得ヘキ適切ノ計画ヲ樹テ、更ニ一層気分ヲ緊張シテ調査

処理ニ奮勵努力シ、以テ課税ノ充實ヲ期セラレ度
右及通牒候也

追テ、計画及調査成績報告ハ、別紙様式備考記載所定期二夫々報告相成度候

税法第二十三条該當事項調査方法

- 甲 非戸主ノ受ケタル贈与財産ニ付調査スルコトヲ主眼トシ、左記各号ニ依リ資料調査ヲナスコト
- (一) 株式及出資金調査票並ニ配当所得資料等ニ依リ同住所同姓者ヲ小票ニ書抜クコト、非戸主ニシテ新規取得ノモノ又ハ増加ノモノニ付テハ特ニ注意ヲ要ス(株式又ハ出資持分其ノモノ、贈与シタルカ、又ハ其ノ取得資金ヲ贈与シタルカノ資料トナル)
- (二) 官報又ハ法人調査簿ニ依リ新設会社ヲ調査シ、其ノ株式ニ付テハ株式名簿ニ依リ同姓同住所者ヲ書面照会又ハ実地調査シ、出資持分ニ付テハ定款ニ依リ同姓同住所者ヲ小票ニ書抜クコト(株式又ハ出資額払込資金贈与ノ資料トナル)
- (三) 会社ノ事業年度終了毎ニ、其ノ事業年度中ノ株式又ハ出資金ノ異動事項ヲ書面照会、又ハ実地調査ニ依リ之ヲ小票ニ書抜クコト(第(一)号ト同様資料トナル)
- (四) 第三種所得調査簿及各種所得資料ニ依リ家族毎ニ新ニ所得ノ基本ヲ生シタルモノ、又ハ増加セルモノヲ各年度別ニ調査シ之ヲ小票ニ書抜クコト(所得基本其ノモノヲ贈与シタルカ、又ハ該基本ノ取得資金ヲ贈与シタルカノ資料トナル)
- (五) 營業稅調査簿又ハ營業新規開業、継続届書類ニ依リ、同姓者間ニ於ケル營業ノ新規及譲渡ノ分ヲ各年度毎ニ

調査シ之ヲ小票ニ書抜クコト(營業及其ノ資金ノ贈与シタル資料トナル)

(六) 貸金調査簿ニ依リ、債権名義変更ノモノ及家族ト認ムルモノニシテ新ニ貸金ヲナシタルモノ、又ハ貸金ノ増加シタルモノヲ調査シ小票ニ書抜クコト(債権ノ贈与及債権取得資金贈与ノ資料トナル)

(七) 地租名寄帳又ハ登記済通知書ニ依リ家族ノ土地買得事項ヲ調査シ、其ノ他適宜ノ方法ニ依リ蒐集セル資料ヲ小票ニ書抜クコト(土地買得資金ノ贈与資料トナル)

(八) 建物ノ新築又ハ買得ヲ市町村ト協議シ通報ヲ求ムルカ、又ハ郡役所ニ就キ不動産取得稅資料ニ依リ調査シ小票ニ書抜クコト(建物新築又ハ買得資金贈与ノ資料トナル)

(九) 耕地整理地価配賦換地説明書ニ依リ、同住所同姓者間ニ於テ従前ノ土地ニ対シ一方ハ換地減少シ、他方ニ換地ノ増加シタルモノヲ小票ニ書抜クコト(相続人カ支払フヘキ精算金ヲ被相続人カ支出シ、又相続人カ徴収セラルベキ精算金ニ被相続人ノ受クヘキ精算交付金ヲ充当シタル場合ノ贈与資料トナル)

前各号ノ書抜キ小票中他管ニ属スル分ハ速ニ之ヲ通報シ、管内ニ属スル分ハ先ツ市区町村別トシ、後住所同シキ同姓者ヲ一括シ(仮家族寄)トシ、重複ノ有無ヲ調査整理シ家族寄毎ニ身分ノ統柄ヲ調査シ、税法第二十三条該當スルモノト認ムルモノニ限り贈与事實ヲ調査シ処理スルモノトス

前記方法ノ(一)号乃至(八)号ノ總テヲ継続調査シ、最後ニ本人ニ就クトキハ、多数ノ日子ヲ要シ却テ処理上煩雜ナル虞アル畧ニ在リテハ、(一)号乃至(八)号ノ内最効果アリト認メラル、モノヲ選択、調査処理ヲ了シタル後順次他号ノ調査処理ヲ為スヲ妨ケス

乙 市区町村長ノ報告ニ依ルカ又ハ市区町村役場ニ就キ各年度毎ニ分家事項ヲ小票ニ書抜キ、適宜ノ方法ニ依リ分家ノ戸主又ハ家族ノ所有財産ヲ調査シ、財産アルモノニ限り其ノ財産又ハ財産取得資金ノ贈与關係ヲ調査シ処理ス

ルモノトス

丙 税法第二十三條ノニ依ル信託ノ利益ヲ受クヘキ權利ヲ贈与又ハ遺贈ト看做シ税法第二十三條ヲ適用スル場合ト
 ハ、信託ヲ受クヘキ權利ノ價格カ五百円以上ニシテ左ノ場合ニ該当スルトキハ委託者ニ付相續開始シタルモノト
 看做シ、信託ノ利益ヲ受クヘキ權利ノ價格ヲ課税價格トシ受益者ニ対シ課税スヘキモノニ付、第三種所得資料ニ
 依リ信託受益者ヲ小票ニ書抜キ税法第二十三條該當ノ有無ヲ調査シ処理スルモノトス

(一) 税法施行地ニ住所ヲ有スル被相續人カ信託行為ニ依リ法定ノ推定家督相續人又ハ法定ノ推定遺産相續人ニ信託ノ利益ヲ有セシメタルトキ

(二) 分家ヲ為スニ際シ、又ハ分家ヲ為シタル後本家ノ戸主又ハ家族カ信託契約ニ依リ分家ノ戸主又ハ家族ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ權利ヲ有セシメタルトキ

〔別紙様式は略〕

(昭 56 東京 2149)

58、大正 14 年 11 月 相統稅等の決定等の処分通知に関する件

直機八二号

大正十四年十一月十七日

東京稅務監督局印

稅務署長殿

所得稅、營業稅、相統稅等の決定、其他ノ処分通知ニ關スル件

所得稅、營業稅、相統稅等の決定取消、訂正、更訂、又ハ免除処分等ニ關シ、稅務代弁者其ノ他ノ代理人カ介在スルコト近時漸ク多キヲ加ヘ、其ノ間種々ナル弊害ノ伴フコトハ屢々耳ニスル処ニシテ、之カ取締ニ關シテハ竊ニ及通牒置候処、其弊害防止ノ一策トシテ爾今前記各稅ノ処分済通知書ヲ交付スル際ハ、仮令正式ニ代理人ヲ定メテ申請セル事項ト雖、必ス直接本人ニ郵送交付スル等ノ方法ヲ採リ、代理人ニハ交付セサルヤウ取扱相成度右及通牒候也

(昭 56 東京 2120)

59、大正 14 年 12 月 相統稅事務規程

訓令第二一九号

稅 務 署

相統稅事務規程別冊ノ通相定ム

大正三年三月二十八日訓令第二十号相統稅事務規程 其ノ他從來ノ令違ニシテ本規程ト重複又ハ抵触スルモノハ之ヲ廢止ス

大正十四年十二月二十日

東京稅務監督局長 勝 正憲

相統稅事務規程

第一章 通 則

- 一 相続税ニ關スル事務ハ總テ本規程ニ依リ取扱フモノトス
- 二 稅務署ニ於テハ常ニ各人ノ資産ノ増減ニ注意シ、出來得ヘクシハ其ノ價格ヲ推算シ徵キ課税上ノ參考ト為スヘシ
(三八、一、大臣訓示第一)
- 三 課稅價格ノ決定ヲ為スニ當リテハ、大体ニ於テ其ノ實額ヲ定ムルコトニ注意シ、徒ニ些細ノ點ニ關スル計算ニ重キヲ置クカ如キコトナキヲ要ス(三八、一、大臣訓示第二)
- 四 相続税ハ營業收益税又ハ第三種所得稅等ノ如ク、諮問機關ヲ經ス直ニ其ノ課稅價格ヲ決定スルノミナラス、相続開始ノ時期、資産ノ内容等複雜多岐ニ亘ルヲ以テ、相続毎ニ特ニ資産上ノ大數觀察ニ著眼シ以テ過誤ナキヲ期スヘシ
- 五 課稅ヲ遲延スルハ納稅義務者ヲシテ不安ナラシムルモノナルカ故ニ、課稅價格ヲ決定シ之ヲ通知スルハ特殊ノ故障ナキ限りハ、稅法第十一條ノ書類ヲ受理シタル後一箇月以内ニ之ヲ為スコトヲ要ス(三八、一、大臣訓示第九)
- 六 申告ノ注意又ハ催告ヲ為スモ稅法第十一條ノ書類提出ナキモノハ、可成速ニ調査額ニ依リ処理スルヲ要ス
- 七 從事員ハ本稅取扱上ノ方針及調査方法ヲ諒解スルニ非サレハ調査徹底セサルニ付、克ク本規程ヲ會得シ又各員ハ同一歩調ヲ採リ其ノ間ニ寬嚴粗密ナキヲ期スヘシ

第二章 管 轄

- 八 管轄(稅法施行規則第一條)
- 九 相続開始地下認ムル土地ニ相続人ノ住所ナキ場合ハ、相続人ノ意思ニ基キ相続開始地下認ムル土地ノ所轄稅務署ト協議ノ上相続人ノ住所ヲ相続開始地下看做シ、其ノ所轄稅務署ニ於テ課稅処分スルモ妨ナシ

一〇 住所(民法第二二條乃至第三三條、第九六五條、第九九三條)

第三章 適用ノ範圍

- 一一 適用ヲ受クヘキ人ト財産(稅法第一條、第二條)
- 一二 稅法第二條ニ掲クル相続財産ハ總テ課稅價格ニ算入スヘキモノナリト雖、動産中家宝、什器、書籍、家具、其ノ他日用品等ノ如キ、當利ノ目的ヲ以テ所有スルニ非スシテ直接所得ヲ生セサルモノハ、相続財産目錄中ニ掲記シアラサルモ、強テ掲記セシメテ課稅價格ニ算入スルニ及ハサルモノトス(三八、一、大臣訓示第四)
- 一三 相続税ヲ課スヘキ財産ハ相続ニ因リ相続人ニ移転スヘキ財産ニ限ルヲ以テ、保險契約ニ基キ支払ヲ受クル保險金ノ如キハ相続税ヲ課スヘキモノニ非ス(三八、一、大臣訓示第五)
- 一四 隱居者及入夫婚姻ヲ為ス女戸主ハ、遺留分ニ關スル規定ニ違反シテ相続財産ヲ留保スルコトヲ得サルハ民法第九百八十八條ニ依リ明カナリト雖、其ノ留保ハ果シテ遺留分ノ規程ニ違反スルモノナルヤ否ヤハ、爭アル場合ニ於テ初メテ裁判所ノ決定スル所ナルヲ以テ、其ノ決定アラサル以上ハ留保財産ノ全部ニ課稅セサルヲ認當トス(四二、五、省議決定)
- 一五 留保ハ確定日付アル証書ニ依リ其ノ効力ヲ生シ、若確定日付カ相続開始後ノ日付ナルトキハ否認スヘキモノナリ

一六 永代借地權(稅法第三條第三項)

一七 永代借地上ニ築造セラルル建物ノ價格ハ、永代借地ノ價格ト同シク相続税ノ課稅價格ニ算入セサルコト(四二、六、主秘第八〇号主稅局長通牒)

一八 公共団体又ハ慈善其ノ他ノ公益事業ニ對シタル贈与及遺贈(稅法第三條第四項)

ヲ所轄署ニ移牒スヘシ、但シ被相続人カ非戸主ニシテ其ノ職業年齢等ニ依リ無資産者ト認ムルモノハ通報ヲ省略スルモ妨ケナシ

他稅務署ノ移牒其ノ他ニ依リ相続ノ開始又ハ稅法第二十三條該當事実ヲ認知シタルトキハ、第一項ニ準シ取扱フヘシ

署長ハ毎月一回以上整理簿ヲ檢閲シ処理遲滞ナキヲ期スヘシ

三一 市区町村長ヨリ稅法第十二條ニ依リ報告ヲ收受シ、又ハ他署ヨリ相続開始ニ関スル事項ノ通報ヲ受ケタル場合等ニ於テ、相続財産價格概算二十万円以上ト認メラルルモノ及知名ノ者アルトキハ、其ノ都度申報スルモノトス
(第二号様式)

第六章 申告及催告

三一 申告(稅法第二一條)(稅法施行規則第二一條)

三二 稅法第十二條ノ報告又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ相続開始ヲ認知シタルトキハ、速ニ相続財産其ノ他ノ調査ヲ遂ケ、納稅資格者又ハ課稅最低限ニ近キ者ト認メラルル者ニ付テハ相続稅調査書ニ登載シ置キ、且相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ニ対シ施行規則第二一條ノ書類提出注意書ヲ發スヘシ(第三号第四号様式甲、乙)

三四 催告(稅法第二二條)(施行規則第三三條)

三五 稅法第十一條ノ期限内ニ施行規則第二一條ノ書類ヲ提出セサル者ニ対シテハ、十五日以内ノ期間ヲ提定シテ催告スヘシ、但シ遠隔ノ地ニ居住スル者ニ対シテハ、其ノ距離ニ応シ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得(第五号様式)

三六 稅法第二二條ニ於テ催告ニ関スル費用及税金ノ十分ノ一二相当スル金額ヲ徴收スルコトヲ得ル規定ヲ設ケタルハ、書類提出ノ遲延ヲ防クノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、其ノ故意怠慢ニ因ルモノノ外ハ之ヲ適用スルニ

及ハサルモノトス(三八、一、大臣訓示第二二)

三七 單身戸主死亡ノ場合財産ノ有無ハ管理人ノ調査ニ因リ始メテ定マルヘキニ付、管理人ノ選定ハ之ヲ為ササルヘカラス(三三、八、民刑第一四五〇号対田辺区裁判所民刑局長回答)

三八 相続稅ハ第一種所得ノ調査ト同シク動モスレハ其ノ処理遲延スル弊アルヲ以テ、一層其ノ申告ノ促進ヲ図リ課稅決定ノ迅速ヲ期スヘシ(大正六、七、往第七一七一号主稅局長通牒)

三九 調査終了後無申告者ニ対シ調査書ニ依リ調査額通告ヲ促ス場合ハ、強テ財産及控除金ノ各内訳ヲ一々記載セシメス各合計額ノミニテ妨ケナシ

第七章 一般資料

四〇 常ニ左記各号ニ注意シ、稅法第二條及第二十三條、第二十三條ノニ該當贈与、其ノ他一般課稅上ノ資料タルヘキモノヲ調査シ課稅ノ遺漏ナキヲ期スヘシ

一 法人ニ關スル登記公告及法人ノ定款、營業報告又ハ事業報告並法人調査簿中

イ 株式ノ払込又ハ出資契約

ロ 株式、出資持分ノ売買譲渡又ハ相続

ハ 重役、株主又ハ出資社員ノ死亡

二 信託財産及利益額並受益關係(所得稅法施行規則第二十二條ノ二ノ信託計算書ニ依ル)

二 登記所ヨリ通知セル土地所有權ノ移転及質權、地上權ノ設定、移転

三 所得稅、營業收益稅(旧營業稅)納稅者ノ死亡、所得ヲ生スル資産ノ増減及營業繼續

四 新聞雜誌ノ記載事項

五 前各号ノ外各人ノ資産及其ノ異動ノ状況

前項調査ノ結果相当資料ヲ発見シタルトキハ、適宜資料簿ヲ作成シテ採録シ置キ、又他稅務署ノ資料トナルヘキモノアリタルトキハ速ニ所轄稅務署ニ通報スヘシ

留保財産ハ之ヲ留保財産整理簿ニ登載シ後日ノ資料ニ供スヘシ(第六号様式)

四一 株式及出資金額ハ第三種所得資料ノ利益及利息ノ配当金資料ニ依リ調査スヘシ、但シ配当金又ハ分配金ナキ法人ニ付テハ、可成毎年一回以上適當ノ時期ニ調査シ調査票ヲ作成シ、所轄外居住者ニ屬スルモノハ之ヲ其ノ所轄稅務署ニ送付スヘシ(第七号様式甲)

船舶其ノ他ノ資料ハ前項但書ニ準シ調査スヘシ(第七号様式乙)

四二 税法第二十三條該當事項調査ノ場合ハ、調査資料簿ニ記載処理スヘシ(第八号様式)

四三 同族会社ト認ムルモノニ付テハ、法人調査簿ニ依リ株主又ハ出資者ノ株數、出資額及身分統柄等ヲ税法第二十三條該當事項調査簿ニ登載シ置キ処理スルモノトス(第九号様式)

第八章 財產

四四 相続財産(民法第九八六條、第九八八條、第一〇〇一條)

四五 税法第三條ノ所謂相続財産中ニハ被相続人ノ為シタル遺贈ヲ包含スルモノナリ、從テ遺贈ハ税法第三條、第二十三條ノ所謂贈与トハ別個ノモノナリ

四六 民法施行前ニ於テモ家督相続開始スルトキハ、其ノ財産ハ相続人ニ傳スヘキハ通例トスルモ、隱居者力隱居ヲ為スニ際シ其ノ財産ヲ留保セムトスル意思ヲ明示又ハ默示ニテ表示シタルトキハ例外トス、此ノ意思表示ノ有無ハ彼日ノ事情ニヨリテモ認定シ得ヘキニ付、単ニ名義ヲ更正セサルノミニヨリ直ニ留保セルモノト認メ難ク、要

スルニ事實ノ如何ニ因リ決定スヘキモノトス(三八、一二、往第一三八六〇号對丸龜局照會主稅局回答)

四七 明治十六年當時ニアリテハ、土地ノ讓渡ニツキテハ明治十三年太政官布告第五十二号土地賣讓渡規則ノ行ハレタルモノニシテ、隱居ニ因ル家督相続ノ場合ニ於テモ土地ニ付テハ該規則ノ適用ヲ受クヘキモノナリ、而シテ其ノ第一條及第四條ニ依レハ土地所有權ノ移轉ヲ為スニハ戸長役場ノ與書及割印ヲ要シ、之ヲ以テ權利移轉ノ方式トナシ、此方式ヲ履行スルニ非サレハ所有權ノ移轉ハ其ノ効力ヲ生セサルモノナリ(大正九、二、判決)

四八 相続拋棄ノモノアルトキハ、裁判所ニ於ケル申述受理ヲ確認シタル上、其ノ要領ヲ相続稅調査書又ハ届書ニ付記シ処理スヘシ

四九 贈与財産(民法第五四九條)(税法第三條、第三條、第三條ノ二)

五〇 税法第三條ニ依リ相続開始前一年内ニ為シタル贈与ノ価額ヲ相続財産中ニ加算スルハ、相続稅ノ遁脱ヲ防クノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、財産ノ一部ヲ分与シタリト認ムヘキ贈与ヲ為シタル場合ニ限り為スヘキモノニシテ、些細ナル贈与ノ如キハ之ヲ加算スルニ及ハサルモノトス(三八、一、大臣訓示第六)

五一、税法第三條ノ規定ニ依ル一年内ノ贈与ノ価額ハ、相続開始ノ時ノ価額ニ依ルヘキモノナルモ、贈与ノ目的タル財産力滅失シ又ハ受贈者ニ於テ其ノ財産ヲ變形シタルトキハ、贈与當時ノ原状ニテ存スルモノト看做シ算定スヘキモノトス、尤モ贈与ノ目的タル財産力不可抗力ニ因リ滅失シタル場合ニ於テハ、相続財産価額ニ加算スヘキモノニアラス(大正二、五、往第四六七八号對會計検査院照會主稅局回答)

(決議要領)

税法第三條中相続財産ノ価額ニ一年内ノ贈与ノ価額ヲ加ヘ課稅價格トシタル所以ノモノハ、贈与財産ヲ以テ相続財産ト看做シタルニ外ナラスシテ、畢竟贈与アリタルカ為ニ相続稅ノ課稅額ヲ減殺サレザルノ趣旨ナリトス、果

シテ然ラハ相続財産ノ価格ニシテ相続開始ノ時ノ価額ニ依リ之ヲ定ムヘキモノトセハ、之ニ加算スヘキ贈与ノ価額モ亦其ノ時ノ価額ニ依リ之ヲ定メサルヘカラサルハ論ヲ俟タス、然レトモ若贈与ノ目的タル財産力滅失シ、又ハ受贈者ニ於テ其ノ財産ヲ変形シタルトキハ、贈与当時ノ原状ニテ存スルモノト看做スヲ相当トス、尤贈与ノ目的タル財産力不可抗力ニ因リ滅失シタル場合ニ於テハ、相続財産ノ価格ニ加算スヘキモノニアラス、是レ則チ立法ノ精神ニシテ贈与ナキ以前ト同一ノ状態ニ於テ課税スルノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ、而シテ實際一年以内ニ於テ目的物ノ滅失、増減シ価額ノ算定上困難ナルカ如キハ稀有ノ事實ニシテ取扱上支障ナキモノトス

五二 贈与ハ契約締結ノトキ之カ履行ノ有無ニ拘ラス、契約当時ノ事實ニ依リ課税スヘキモノトス(大正四、三、往第一八四二号対会計検査院照会主税局回答)

五三 相続開始前一年以内ニ於テ権利ノ移転シタル不動産其ノ他ノ財産権ハ、名ヲ売買ニ藉リ實際ニ於テハ贈与ヲ為シタルモノニアラサルヤ、若事實ノ売買ナリトセハ其ノ代金ノ收受ヲ調査シ、既収ナルトキハ其ノ使途又ハ変形財産ヲ、又未収ナルトキハ債權トシテ相続財産ニ加算スヘシ

五四 贈与カ負担付ナル場合ニ於テハ、該負担ノ価格ヲ控除シタル残額ヲ贈与ノ價格トシテ取扱フモノトス(大正四、一、指令第四六号対足利警備訓局指令)

第九章 価格

五五 価格(税法第四条、第五条第一項)

五六 価格ノ調査ハ概ネ左ノ各号ニ依リ之ヲ行フヘシ

一 本規程二七ニ依ル市区町村長ノ通報、其ノ他本規程ニ依リ調査セル一切ノ資料及所得税、營業収益税調査簿(但營業税調査簿)、並其ノ調査資料、関税ノ賦課及検査ニ係ル簿書等ニ依リ、資産、負債ノ有無及其ノ種類、員数等

ヲ調査シ、尚事情精通者ノ意見等ヲモ參酌シテ調査ノ適実ヲ期スヘシ

二 相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ニ就キ全般ノ調査ヲ為ス外、必要ニ応ジ相続財産ノ所在又ハ債權者債務者等ニ就キ実査スヘシ、但シ相続財産及控除金ノ内容單純ナルモノ(前項)ハ實地調査ヲ省略スルモ妨ケナシ

三 相続財産ノ價格ハ標準率、売買実例ニ照シ尙市区町村吏員、營業者又ハ相当技能アル者ノ意見ヲ徴スル等、適実ノ方法ニ依リ之ヲ評定スヘシ

五七 土地建物立竹木等各地各人ノ通有の財産ニ對シテハ、夫々標準ヲ設ケ不均衡ナカラシムルコトヲ期シアリト雖之カ適用如何ト各署ノ横行、從事者ノ手心等ニ依リ其ノ間又課税ノ均衡ヲ得サルコトナキヲ保セス、故ニ之等ノ價格調査ニ當リテハ売買仲介業者ノ意見ヲ徴シ、又ハ從事者互ニ意見ノ交換ヲ為スト共ニ、隣接畷間ニ於テモ屢々打合セラ為シ、課税ノ均衡上常ニ注意ヲ怠ラサルヲ要ス

五八 土地ノ異動多キ地域ニ於ケル宅地以外ノ土地ハ、單ニ土地台帳面ノ地目ニ依ラズ實地ノ用法ニ注意シ標準率ノ適用ヲ誤ラサルヲ要ス

五九 税法第四条第一項二相続開始ノ時ノ價格トアルハ相続開始當時ノ時價ヲ指スモノニシテ、其ノ時價ハ同法施行規則第三條第一項前段ニ依リ稅務署長ノ評定スヘキモノナリ、地租條例第九條ニ依リ定メラレタル法定地價ヲ指スモノニアラス(四三、裁決)

五九 税法第四条第二項第一号ノ船舶トハ、船舶法第四条乃至第十九條ヲ適用スル船舶ヲ指称スルモノトス(大正七、五、殿第七二〇号対熊本局照会主税局回答)

六〇 税法第四条第二項第四号但書並ニ第五号ノ「二年ノ定期金」ニ關シ、年々ノ定期金額等シカラサル場合ニ於ケ

ル其ノ年額認定ハ、無期ノモノハ相統開始當時ニ依リ、有期ノモノハ相統開始當時ヨリ二十ヶ年分ヲ合算シテ平均シテ定ムルコト(四二、七、往第九〇三九号主税局長通牒)

六一 存続期間ヲ立木ニ代限トシテ設定セル地上権ハ存続期間ノ定ナキモノトシ、税法第四条第二項第二号ヲ適用スルモノナリトノ説アリト雖、元來「立木ニ代限」トハ地上権設定ノ時ヨリ其ノ地上ニ生茂スル立木ノ用法ニ從ヒ、收取スル時期迄ヲ期間トシテ設定シタルモノト認ムルヲ得ヘク、而シテ其ノ期間ハ不確定ノモノトス、故ニ本件ハ税法第五条ニ依リ其價格ヲ評定スヘキモノトス(四五、五、主税局決議)

六二 停止条件付權利ハ条件ノ成否未定ノ權利ニシテ、將來条件成就セルトキハ其ノ効力ヲ生シ、權利トシテハ不確定ナル感ナキニアラサルモ、民法第百二十九条ニ依レハ処分、相統、保存又ハ担保スルコトヲ得トアリ、明ニ財産権ヲ構成スルモノナレハ条件ノ種類及諸般ノ事情ヲ參酌シ其ノ價格ヲ適宜ニ算定スヘキモノトス

六三 解除条件付權利ハ既ニ有スル權利ヲ条件ノ成就ニ因リ消滅セシムルモノニシテ、前号ニ準シ適當ニ評定スルモノトス、而シテ条件成就ノ時ニ於テ其ノ權利ヲ失フモノナレハ、普通權利ニ比シ其ノ價格ノ少額ナルヲ常トシ、又停止条件付權利ハ未タ取得ニ至ラサルモ本權利ハ既ニ取得シアル權利ナレハ、停止条件付權利ニ比スルトキハ高価ナルヲ普通トスルモノノ如シ

六四 國債所有ノ見込アルモノハ國債取扱店ニ対シ甲種國債登錄簿及乙種國債登錄簿ノ内容回示方ヲ照會調査スヘシ

六五 相統稅調査ノ必要上稅務署ヨリ國債事務取扱店ニ対シ甲種國債登錄簿ノ内容調査方照會シタル場合ニ於テハ、相当回示スルコトナリタルモ、右ハ甲種登錄制度創始以來ノ慣行ヲ變更セラレタル次第ニ付、納稅義務ノ発生セサル者ニ對シテ迄モ一齊ニ多數ノ調査ヲ為スカキハ之ヲ避ケ、相統開始ノ時々之ヲ所持セルコト確實ナル者ニ限り調査スル等、其ノ取扱方急激ニ互ラサル様注意ヲ要ス(大正四、一〇、往第八五三三三号主税局長通牒)

六六 相統稅調査ノ必要上稅務署ヨリ國債事務取扱店ニ對シ甲種國債登錄簿ノ内容回示方照會シタル場合ニ、相当回示スルコトナリタル旨、大正四年十月往第八五三三三号ヲ以テ通牒ノ處、今般乙種國債登錄簿ノ内容照會ニ對シテモ同様回示スルコトナリタルニ付、前通牒ト同様慎重ノ注意ヲ払ヒ各取扱店ニ照會ヲナスヲ要ス(大正七、三、往第一二四〇号主税局長通牒)

六七 公債、社債、株式ノ價格ハ取引所ノ實物取引價格ニ依リ、實物取引ナキモノハ取引業者ノ現物買入價格、最近ノ売買實例、類似セル公債、社債、株式ノ價格等ヨリ推定スヘシ

六八 合資、株式合資会社又ハ組合ニ對スル出資持分ノ價格ハ、相統ニ依リ社員又ハ組合員タリシ地位ノ承継ヲ為スモノニ在リテハ、他会社ノ株式價格ヨリ其ノ会社又ハ組合ノ總出資持分ノ價格ヲ推定シ、之ヲ被相統人ノ出資持分ニ割當テ、又相統開始ニ依リ其ノ出資持分ニ応シ返還ヲ受クヘキモノニ在リテハ、会社又ハ組合ノ資產額ヨリ其ノ債務及分割費見積額ヲ控除シ之ヲ被相統人ノ出資持分ニ割當計算スヘシ

六八 株式又ハ總出資持分ノ價格ヲ他会社ノ株式價格ヨリ推定調査スルニハ、概テ左ノ各号ニ依ルヘシ

(一) 事業ノ狀態、聲望等類似セル会社ノ最近事業年度ノ收益金(貸借対照表配当金、剰余金、及前年度繰越金、合計額ニヨリ前年度繰越金ヲ除ク)ヲ、其ノ株式價格ニテ除シ得タル收益割合ヲ以テ調査スヘキ会社又ハ組合ノ最近事業年度ノ收益金ヲ除シ之ヲ其ノ株式又ハ總出資持分ノ價格ト為スヘシ、但シ其ノ調査スヘキ会社又ハ組合ノ收益金額比較ニ適セズト認メラルモノナルカ、又ハ損益計算ノ方法等ニ比較上不適當ト認メラルル点アルモノハ、前事業年度分ヲ參照シ若ハ事業ノ將來ヲ勘案シ、其ノ收益金額又ハ收益割合ヲ適當ニ増減計算スヘシ

(二) 類似セル会社ナキモノハ同一事業会社ノ株式價格ニ對スル收益割合ヲ參照スル等、適當ノ方法ニ依リ相當ノ收益割合ヲ勘案シ前号ノ計算ヲ為スヘシ

(三) 同族会社及其ノ他売買ノ行ハレサル種類ノ会社又ハ組合ニ在リテハ、其ノ正味財産価格ニ依リ計算スヘシ
六九 公債証券其他公定相場アル有価証券ノ価格調査ニ当リテハ一層周密ナル調査ヲ遂ケ、公定相場著クハ之ト違カ
ラサル程度ニ於テ決定スルヲ要ス(四五、三、主税第一九号主税局長通牒)

七〇 相続財産中貸金、預金ノ利子ハ相続開始ノ前月分迄計算スルコト(大正四、一一、往第九二六〇号主税局長通牒)
七一 現金預金ニ付テハ左記各号ニ依リ調査スルモノトス

(一) 毎年ノ所得金額ハ如何ニ使用スルカヲ調査スルコト

(二) 相続開始前ノ山林伐採金額ハ如何ニ使用セルカヲ調査スルコト

(三) 葬式費用ノ出所ヲ調査スルコト

(四) 相続開始後ニ於テ為シタル債務ノ弁済金ノ出所ヲ調査スルコト

七二 預金、信用貸金等不表現の資産及之カ利子ハ、其ノ実数ヲ補提スルコト困難ナリト雖、被相続人ノ地位所得ノ
關係等諸般ノ事物ニ付稽查シ適宜ニ見積調査スルモノトス

七三 沖縄県下那覇、首里両区ニ在住スル旧藩士ニ対シテハ、在藩時代ノ勤功及其ノ家格階級等ニ依リ金禄ト称シ毎
年國庫ヨリ戸主ニ金額ヲ下付セラレ(第百九号代官ニ金禄ノ發給ノ規程ヲ示セラル、第三号代官ニ金禄ノ發給ノ規程ヲ示セラル) 該金禄ハ特種ニシテ債權ノ目的トナラサ
ルモ、戸主死亡其ノ他ノ原因ニ依リ家督相続シタトキハ該相続者其ノ權利ヲ繼承スルニ付、相続税ハ定期預金ト

シテ税法第四條第二項第四号以下ノ各号ニ依リ相続財産ノ價格ヲ評定シ賦課スルモノトス(三八、一二往第一三

六〇六号對鹿兒島局問合主税局回答)

七四 頼母子講ノ掛金ニ對スル相続財産価額計算方ハ、何レモ掛金ノ全額ヲ計算スル取扱ヲ相当トス(大正五、六、
往第六六五五号對鹿兒島局問合主税局回答)

七五 被相続人カ定期売買ヲ約シ其ノ期限ノ到来セサル時、又ハ決済ニ到ラサル以前家督相続開始アリタルトキハ、
買付ノ未払代金及未払口銭手数料ヲ債務トシ、証拠金並ニ右買付ニ係ル定期物ノ相続開始ノ日ニ於ケル公定相場

ニ依ル價格ヲ價權トシテ計上スヘキモノトス(大正四、一、指令第一二六号都留學訓局指令)

七六 現在商品ハ商品仕入ノ数量ト売却数量トヲ対比スルノ外、商品ノ繰越状況、需給ノ多少回轉ノ遲速、仕入及販
売ノ時期等、商品ノ種類ニ鑑ミ適宜ニ其ノ價格ヲ計算スルモノトス

七七 欲業權、特許權、商標權、商号權、暖簾權等ノ價格ハ可成裏例ヲ基礎トシ、其ノ利益ノ持續年数及利益金等ヲ
參酌シ適宜ニ調査スヘシ

七八 營業權、借地權ノ類ハ其ノ價格著シク昂騰シ、千円乃至數万円ノ高價ヲ以テ讓渡行ハルル地方アリ、是等ノ地
方ニ於テハ營業ノ状態、土地ノ実況ニ鑑ミ可成売買ノ実例ニ比準シ、其ノ權利價格ヲ適當ニ見積リ課税價格ニ算
入スルモノトス、但シ売買ノ行ハレサル地方、又ハ売買行ハルルモ其ノ價格千円未満ノ如キ少額ノモノヲモ強テ
算入スルカ如キ苛察ニ亘ラサル程度ニ於テ取扱フヲ要ス

七九 庭園ノ設備ハ其ノ設備ノ程度ニ応シ土地ノ價格ニ加算スヘシ

八〇 田畑未收穫ハ土地ノ價格ニ計算スヘキモノトス(大正四、九、往第七〇四九号對會計検査院問合主税局回答)

八一 田畑自作地ノ未收穫ニ對スル價格計算方ハ、成熟時期ニ達シタルモノニ付其ノ成熟程度ニ応シ收穫予想數量ノ
約六割乃至八割ヲ見積リ、相続開始當時ノ時価ニ依リ評價加算スルモノトス(大正七、三、直第五七八号局通牒)

八二 田畑ノ小作料ヲ收穫物ニテ支払フ契約アルモノニシテ、未タ其ノ取得時期ニ達セサル小作料ノ價格ハ左記各号
ニ依リ之ヲ計算スヘシ

(一) 相続開始當時ノ現況ニ依リ小作料取得時期ニ於ケル收穫物ノ價格ヲ見積リ、之ニ依リ小作料ノ金額ヲ予定シ

(八) 信用債務ハ前各号ノ外債権者ニ就キ本証書ノ閲覧ヲ求メ、其ノ作成経過等ノ事蹟

(九) 保証債務ハ主トシテ債務者破産ノ状態ニ在リヤ否、又債務者ヨリ求償ノ見込ナキヤ否

九三 税法第三条第一項第三号ニ依ル債務中、連帯債務及保証債務ハ左ノ通取扱フコト(四三、五、往第五九三〇号
主税局長通牒)

(一) 連帯債務ハ負担部分ニ依リ、負担部分不明ナルトキハ平等トス

(二) 保証債務ハ控除セズ

(三) 保証債務ハ控除セサル取扱ナルモ、主タル債務者破産ノ状態ニ在ル為メ債務ヲ履行セサルヘカラサルニ至リ、
且主タル債務者ヨリ求償ノ見込ナキ場合ニ於テ、其代償スヘキ保証債務ハ之ヲ相続財産中ヨリ控除スルコト(大
正六、七、往第七一七二号主税局長通牒)

九四 相続財産タル有期定期金、無期定期金及終身定期金ニ付テハ、税法第四条第一項第四号乃至第六号ノ方法ニ依
リ其ノ価格ヲ計算スヘキ取扱ヒノ所、右定期金ヲ給付者ノ財産価格中ヨリ債務トシテ控除スヘキ場合ニ於テハ、
前項条項ノ規程ヲ準用シ評定価格ニ相当スル金額ヲ債務トシテ之ヲ控除スルモノトス(四三、三、往第三〇四一
号対名古屋照会主税局回答)

(決議要領) 定期金ノ債権債務ハ支払時期ノ到来セシモノタルト否ト問ハス全部相続人ニ移転スルモノトス、
故ニ定期金債務額ノ計算ハ、定期債権ノ価格評定ニ關スル法第四條第一項第四号乃至第六号ノ規程ヲ準用シ可
然、而シテ名古屋局長ノ申出ニ係ル無期零贈金恩給及扶助料(何レモ無償ノモノナリト雖、契約当事者ノ意思
ハ給付ヲ受クルモノ、生存中又ハ存在中ハ其ノ効力アルモノト為セシコトハ之ヲ認め得ヘキヲ以テ、右等ノ定
期金債務額ハ相続財産ノ価格ヨリ控除スヘキモノトス

九五 農工銀行ニ対スル債務ノ弁済方法ヲ償還元金ト利息トヲ合算シ便宜均等ニ其ノ償還額ヲ定メラレタルモノナル
モ、其ノ元金ト利息トハ明カニ区分シ得ルモノナルヲ以テ、普通債務ト何等異ナル所ナキ故ニ、定期金トハ全
然其ノ性質ヲ異ニスルモノナレハ、相続開始後ニ屬スル債務ニ対スル利息ハ相続財産ヨリ控除スヘキモノニアラ
ズ(大正四、七、往第六〇〇九号対仙台局照会主税局回答)

九六 相続財産ヨリ控除スヘキ借入金ノ利子ハ相続開始ノ当月分マテヲ計算スルコト(大正五、一、往第二二三二号
対仙台局照会主税局回答)

九七 税法第三条ニヨリ控除スヘキ債務ハ其ノ債務ニ対スル担保ノ有無及種類、数量ヲ調査スルニ於テハ、他方相続
財産ノ調査脱漏ヲ発見シ併テ価格評定ノ資料トモナルヘキニ付、債務ニ対シテハ必ズ之ヲ調査ヲ遂行スルヲ要ス

九八 公課ハ概ネ左記各号ノ例ニ依リ、被相続人納付ノ義務ヲ有シ相続開始ノ際未納ノモノヲ計算スヘシ

(一) 地租ハ納期開始ノモノ

(二) 所得税、乙種資本利子税、營業收益税ハ課税価格決定通知済ノモノ

(三) 旧規程(一) 所得税ハ所得金額決定通知済ノモノ

(四) 旧規程(三) 營業税ハ納期開始ノモノ、相続開始ノ同時又ハ其ノ以前ニ廢業セルモノノ月割税額

(五) 相続税ハ課税価額決定通知済ナルト否トニ拘ハラズ、被相続人ノ納付スヘキ義務ニ屬スルモノ

(六) 釵産税ハ納期開始ノモノ、相続開始ノ同時又ハ其ノ以前ニ釵業權ノ消滅セルモノノ税額

(七) 釵区税ハ釵業權ノ設定若ハ変更ニ依リ納付スヘキ月割税額

(八) 酒類造石税ハ査定済ノモノ(大正二五年三月以前相続開始ノモノハ醬油造石税共)

(九) 旧規程(八) 自家用醬油税ハ其ノ年分又自一月至三月相続開始ニ付テハ其ノ年分及前年分

(七) 延納、滞納、徴収猶予ニ係ル税額

前項以外ノ公課ハ其ノ性質ニ從ヒ前項ノ例ニ準シ之ヲ定ムルモノトス

九九 納期ノ開始シタル營業税ハ相続開始ト同時ニ、其ノ營業ヲ廃止シタルト否トヲ問ハス相続財産価額ヨリ控除スヘキモノトス (大正元、一〇、往第二三三三号対大阪局照会主税局回答)

一〇〇 隠居ニ因ル相続ニ於テ控除セラルヘキ公課中ノ所得税ニシテ、被相続人ニ專屬(被相続人ノ専屬)スルモノアルトキハ、全部之ヲ相続財産中ヨリ控除スルコト、但シ其ノ所得税ハ徴収法第四条ノ三依リ被相続人ヨリ徴収スルコトヲ前提トス (大正四、一一、往第九二六〇号主税局長通牒) (大正五、二、往第一二三三三号対仙台局照会主税局回答)

一〇一 相続開始ノ際未納ニ属スル公課アリト雖、其ノ公課力被相続人ノ留保シタル財産ニ対スル公課ナルトキハ、財産価格中ヨリ控除スヘキモノニアラス

一〇二 前ノ相続ニ対スル相続税課税価格決定以前重テ相続開始シ、後ノ相続人ニ対シ同時ニ課税価格ノ決定ヲ為ス場合ト雖、前ノ相続ニ対スル相続税ハ後ノ相続財産価格ヨリ控除スルモノニ付注意ヲ要ス

一〇三 第二次相続開始ニ対スル課税価格ヲ決定スル場合、第一次相続ニ対スル分ノ年賦延納其ノ他ニヨル未納相続税アル場合ハ之ヲ控除スルモノニ付注意ヲ要ス

一〇四 葬式費用ハ被相続人及相続人ノ地位、名望並資産ノ状況等ニ照シ其ノ当否ヲ判定スヘシ
多額ノ葬式費用ヲ要シタルモノハ大体ノ内訳書ヲ徴スヘシ

一〇五 左記各号ニ該当スルモノハ相続財産ヨリ控除スヘキ葬式費用トシテ取扱フヘシ
(一) 葬送ノ儀式及其ノ以前ノ儀式ニ關シ要シタル費用

(二) 葬送ニ際シ又ハ其ノ以前ニ於テ埋葬、火葬、納棺及遺骸、遺灰ノ回送、其ノ他ノ処置ニ關シ要シタル費用

(三) 葬送ニ際シ其ノ墓所ノ施設ニ要シタル諸費

(四) 葬式ニ關シ相当ノ程度ニ於テ物品金円等ヲ寄進施与シタルモノ

(五) 葬式ノ前後ニ生シタルモノニシテ、通常葬式ニ伴フ失費ト認メラルモノ

一〇六 仮葬式ト本葬式トヲ行フモノニ在リテハ、課税価格決定ノ時迄ニ執行セシモノニ限り兩者ノ費用ヲ相続財産ヨリ控除スヘシ

一〇七 水死者ノ相続開始ニ付死体ノ搜索又ハ遺骨ノ運搬等ハ葬式付随ノ行為ナルカ故ニ、之ニ要スル経費ヲ以テ葬式費用ト見ルコトヲ得ヘク、且妥当ノ取扱トス (四四、九、往第九五四二号対秋田局照会主税局回答)

一〇八 左記各号ニ該当スルモノハ相続財産ヨリ控除スヘキ葬式費用以外トシテ取扱フヘシ

(一) 香奠返戻費

(二) 墓地買入費及借入敷地料

(三) 医学上裁判上等特別ノ処置ニ要シタル費用

(四) 国府県市町村葬、校葬、店葬等相続人以外ノ者ニ於テ為シタル葬式費用

一〇九 控除金ニ關スル墓碑ニ付テハ左ノ通取扱フヘシ (四四、九、対鹿児島局照会主税局回答)

(一) 被相続人ノ生存中ニ墓碑ヲ買入レ(其代業)埋葬当日或ハ其ノ後ニ建設スルモノハ、墓碑ハ相続財産ニ算入シ、

其ノ未払代金ハ債務トシテ控除スルコト

(二) 被相続人ノ埋葬当日墓碑ヲ買入レ建設スルモノニシテ、事実葬式ニ伴フモノハ控除スルコト

(三) 被相続人ノ埋葬後墓碑ヲ買入レ建設スルモノハ控除セサルコト

第十二章 特殊遺産相続

一一〇 相続(税法第三條、第三條ノ二)

一一一 税法第二十三條第一項第一号ノ親族トハ、民法第七百二十五條ニ規定スル(一)六親等内ノ血族、(二)配偶者、(三)三親等内ノ姻族ヲ指稱スルモノナリ(旧法ノ推定家督相続人トハ民法ニ規定スル法定ノ推定家督相続人ヲ指稱ス)

一一二 税法第二十三條第一項第二号適用方ニ關スル件ハ、第一相続税法施行前分家ヲ為シタル事實ニ對シテハ課稅セス、第二「分家ヲ為シタル後」トハ永久ノ趣旨ニアラスシテ、分家ヲ為シタル後贈与者、受贈者共二分家當時ニ於ケル身分關係存続中ニ贈与アリタル場合ニ限ルモノトス、第三贈与ハ原因ノ如何ヲ問ハサルモノトス(大正二、三、往第三三三三号對丸龜局照會主稅局回答)

(決議要領)

丸龜局照會ノ要旨ハ税法第二十三條第一項第二号ノ適用上、第一税法施行前分家ヲ為シ施行後ニ至リ財產贈与ヲ為シタル事實ニ對シ課稅スルヤ、第二「分家ヲ為シタル後」トハ祖先ノ時二分家シタルモノト雖、本家分家ノ關係アルトキハ永久ニ之ヲ適用スルヤ、第三贈与ハ一家創立ノ資トシテ供給サレタル場合、即チ分家ト贈与トハ因果關係アル場合ノ外ハ課稅ノ範圍外トスルヤ否ヤト云フニアリ、案スルニ第一税法第二十三條第一項第二号適用上ニ於テハ財產贈与ノトキヲ以テ遺產相続開始シタルモノト看做スヘキモノナルヲ以テ、其ノ贈与ノ時ニ於テ納稅義務發生スルモノナリト雖(納稅義務發生ノ地ハ八親屬ノ上ニ限リ其ノ範圍ニ定ム)、其ノ贈与タルヤ單ナル贈与ニアラスシテ、家分ヲ為スニ際シ若ハ分家ヲ為シタル事實ヲ前提トスルモノナルヲ以テ、納稅義務發生ノ原因ハ分家ヲ為シ若ハ分家ヲ為シタルノ事實ト贈与ヲ為スノ事實トノ兩者ニ存スルモノト謂ハサルヘカラス、故二分家ナル事實ノ發生力税法施行前ナルトキハ仮令贈与力施行後ニ於テ行ハレタルモノト雖、之ニ對シ課稅スルハ不遑及ノ原則ニ反スルモノト謂フヘ

シ、第二「分家ヲ為シタル後」トハ一旦分家ヲ為シタル後ハ苟モ本家分家ノ關係アル以上永久適用セラルルモノノ如シト雖、本項ノ規定ハ贈与者及受贈者共二分家ヲ為シタル當時ニ於ケル身分關係存続ノ間ニ限ルモノニシテ、數代又ハ永久ノ趣旨ニアラスト認ム、是本項中單ニ「分家ノ戸主又ハ家族ニ云々」ト規定セシメシテ、「分家ヲ為シタル後云々」ト規定シタル所以ナリトス、第三贈与ハ一家創立ノ資トシテ贈与サレタル場合ニ限ルトノ說アリ、或ハ受贈者カ戸主ナルトキニ於テハ多クノ場合一家創立ノ資タルヘキモノナルヘシト雖、其ノ家族ナルトキ又ハ戸主カ特有財產ヲ有シタル場合ノ如キハ、贈与ノ原因ハ事實ノ認定上困難ナルノミナラス、分家ヲ為シタル當時ノ身分關係存続中ニ於ケル贈与ニ付テハ其ノ時期ト原因トヲ問ハス課稅スルハ本條立法ノ精神ナリトス

一一三 税法第二十三條第一項ニ依リ遺產相続開始シタルモノト看做シ相続稅ヲ課シタル後、贈与者ニ付相続開始シタル場合ニ於テハ仮令其ノ贈与力相続開始前一年以内ニ在ルモ、第三條ニ依リ相続財產ニ加算スルノ限ニ在ラス(三八、一、大臣訓示第三三三号)

一一四 相続開始前一年内ニ被相続人カ本法施行地ニ在ル財產ニ付為シタル贈与ニシテ、其ノ受贈者カ親族(旧法ハ推定家督相続人、推定遺產相続人)又ハ分家ノ戸主、家族ナルトキハ税法第三條ヲ適用セス、税法第二十三條ヲ適用スルモノトス

一一五 分家ヲ為サシムル目的ヲ以テ贈与シタル後、贈与者タル戸主死亡シ後代ニ至リ分家ヲ為ス場合ニ、前代ノ贈与ニモ課稅スヘキモノトス(大正四、三、往第一八四二号對會計検査院照會主稅局回答)

一一六 期限付又ハ条件付贈与ノ如ク契約締結ト同時ニ贈与ノ効力發生セサルモノハ、其ノ効力發生ノ時ヲ以テ遺產相続開始シタルモノト看做ス(大正四、三、往第一八四二号對會計検査院照會主稅局回答)

一一七 親族間(旧法ハ推定相続人)又ハ本家、分家間ニ於ケル不動産又ハ船舶ノ假裝売買ニシテ、其ノ金額相当多

額ニ上リ、之カ動機相続税ノ遺脱ニ在リト認めラルル事実ノ顯著ナルモノニ付テハ、税法第二十三条ヲ適用スルモノトス(昭和四、五、蔵税第二二〇二号主税局長通牒)

前項ノ場合ハ裏議ノ上之ヲ処分スルモノトス

一一八 耕地整理工事を完了換地処分ヲ為スニ際シ、親族(旧法ハ被相続人カ推定相続人ニ贈与ノ場合)カ支払フヘキ精算金ヲ支出シタル場合、又ハ交付ヲ受クヘキ精算金ヲ親族カ支払フヘキ精算金ニ充当シタル場合ハ、右支出シタル精算金又ハ充当シタル交付金ニ対シテハ税法第二十三条ニ依リ課税スヘキモノトス(大正二三、七、直第七五八号本局通牒)

一一九 税法第二十三条ノ所謂不動産及船舶以外ノ財産ヲ親族(旧法ハ推定家督相続人又ハ推定遺産相続人)ニ數次贈与シタル場合ニ於テ、其ノ贈与カ個々ノ行為ナル契約ニ基キ抱括的贈与ヲ數次ニ履行セラレタルモノナルヤハ事実ノ認定問題ニシテ、此ノ認定ノ適否ハ以テ課税スルト否トニ係ル重要ナル事項ナレハ、篤ト念查ノ上心証ヲ得ルコトニ努メ漫然推定スルカ如キコトナキヲ要ス

一二〇 相続税調査資料タル株券又ハ会社出資持分ノ贈与ニ関スル調査周知ナラサルヲ、税法第二十三条該當者ニ対シ課税洩トナリ、為ニ會計検査院ノ檢定ヲ見ルニ至レル向少カラス、注意スルコト(大正八、七、蔵第六七三〇号主税局長通牒)

一二一 税法第二十三条ノ二ニ依ル信託ノ利益ヲ受クヘキ權利ヲ贈与ト看做シ税法第二十三条ヲ適用スル場合トハ、信託ノ利益ヲ受クヘキ權利ノ価格カ千五百円以上(旧法五百円以上)ニシテ左ノ場合ニ該當スルトキハ、委託者ニ付相続開始シタルモノト看做シ、信託ノ利益ヲ受クヘキ權利ノ価格ヲ課税價格トシテ受益者ニ対シ課税スルモノトス

一 税法施行地ニ住所ヲ有スル者カ信託行為ニ依リ親族(旧法ハ推定家督相続人又ハ推定遺産相続人)ニ信託ノ利益ヲ有セシメタルトキ

二 分家ヲ為スニ際シ又ハ分家ヲ為シタル後本家ノ戸主又ハ家族カ信託契約ニ依リ分家ノ戸主又ハ家族ニ信託ノ利益ヲ受クヘキ權利ヲ有セシメタルトキ

一二二 税法第二十三条該當事項ニ対シテハ本規程第四〇ニ依ルノ外、左記各号ニ依リ繼續調査ヲ行ヒ処理スルヲ便トス、調査及処理ノ經過ハ特ニ税法第二十三条該當事項整理簿ヲ設ケ整理ノ既未済ヲ明カニスヘシ(第十一号様式)

(甲) 非戸主ノ受ケタル贈与財産ニ付調査スルコトヲ主眼トシ、以下列記ノ各号ニ依リ資料調査ヲ為スコト

(一) 所得調査簿又ハ配當所得資料等ヨリ住所同シキ同姓者ノ株式及払込金額ヲ資料ニ書キ抜クコト、非戸主ニシテ新規取得ノモノ又ハ増加ノモノニ付テハ特ニ注意スヘシ(附則ニテ別記ノ取扱金(贈与ノ精算金等)ニ依リ調査スルモノトス)

(二) 官報又ハ法人調査簿ニ依リ新設会社ヲ調査シ、其ノ株式ニ付テハ株式名簿ニ依リ同姓同住所ノモノヲ書面照会又ハ実地調査シ、出資持分ニ付テハ定款ニヨリ住所同シキ同姓者ヲ資料ニ書抜クコト(前号ト同様ノ資料トナル)

(三) 株式又ハ出資金ノ異動事項ヲ各会社ニ就キ書面照会スルカ、又ハ実地調査ニ依リ之ヲ資料ニ書抜クコト(株主ハ個人若シテ其ノ子若シテ其ノ孫ニシテハ、其ノ所得調査簿ニシテ之ヲ調査スルコト)

(四) 同族会社ノ株式又ハ出資ニ付テハ、本規程第四二所定ノ調査簿ニ依リ取得又ハ異動事項ヲ資料ニ書抜クコト

(五) 第三種所得調査簿及各種所得資料簿ニ依リ、家族毎ニ新ニ所得ノ基本ヲ生シタルモノ又ハ増加セルモノヲ

各年度ニ調査シ、之ヲ資料箋ニ書抜クコト(所収表紙ノモリノ附録シルカ、又ハ附録)

(六) 營業収益税調査簿(旧法營業稅調查簿)又ハ營業新規開業繼續屆書類ニ依リ、同姓者間ニ於ケル營業ノ新規及譲渡ノ分ヲ各年度毎ニ調査シ之ヲ資料箋ニ書抜クコト(營業名簿ノ付)

(七) 地租名寄帳又ハ登記済通知書ニ依リ家族ノ土地買得事項ヲ調査シ、其ノ他適宜ノ方法ニ依リ蒐集セル資料ヲ各資料箋ニ書抜クコト(地租名寄帳簿ノ付)

前各号ノ書抜資料箋中他管ニ属スル分ハ速ニ之ヲ通報シ、管内ニ属スル分ハ先ツ市区町村別トシ、後住所同シキ同姓者ヲ一括(總)トシ重複ノ有無ヲ調査整理シ、家族名寄毎ニ身分ノ統柄ヲ調査シ、税法第二十三条ニ該當スルモノト認ムルモノニ限り贈与事実ヲ実地調査シ処理ヲ遂クルモノトス
前記方法ノ如ク(一)号乃至(七)号ノ總テヲ繼續調査シ、最後ニ本人ニ就クトキハ多數ノ日子ヲ要シ却テ処理上煩雜ナル虞アル審ニ在リテハ、(一)号乃至(七)号ノ内最効果アリト認メラルルモノヲ選択、調査処理ヲ了シタル後順次他号ノ調査処理ヲ為スラ便宜ナリトス

(乙) 市区町村長ノ報告ニ依ルカ又ハ市区町村役場ニ就キ、各年度毎ニ分家事項ヲ資料箋ニ書抜キ、適宜ノ方法ニヨリ分家ノ戸主又ハ家族ノ所有財産ヲ調査シ、財産アルモノニ限り其ノ財産又ハ財産取得資金ノ贈与關係ヲ実地調査シ処理ヲ遂クルモノトス

第十三章 所轄外ニ於ケル調査

一二三 相統財産カ稅務署所轄ヲ與ニスル地ニ在ル場合ニ於テハ、所轄稅務署ハ相統財産所在地ノ稅務署ニ其ノ財産ノ調査ヲ囑託スル等便宜取扱ノ簡便ヲ期スヘシ(三八、一、大臣訓示第一五)

一二四 相統財産又ハ控除金等所轄外ニ在リテ其ノ員數、価格又ハ実況等不明ノモノハ所轄稅務署ニ其ノ調査ヲ囑託スヘシ、但シ事ノ簡易ト認ムルモノハ囑託ヲ略シ直接書面又ハ実地ニ就クノ方法ニ依リ調査スルモ妨ケナシ

第十四章 調査書

一二五 總テ調査ノ事績ハ之ヲ調査書ニ記入調理シ処分ノ基礎ト為スヘシ、但シ相統財産及控除金ノ内容單純ニシテ調査前ニ申告アリテ之ヲ是認シ処分スル場合ハ調査書ノ作成ヲ省略スルモ妨ケナシ(本條三參照)

本税ノ普通所得稅又ハ營業収益稅ノ調査終了後、多數ノ從事員ヲ拳ケテ一氣ニ調査ニ着手スルノ取扱多キモ、此ノ期間ニ調査完了スルニ至ラス未了ノ儘中止スル場合ニ、調査ノ分界及事績ヲ明記シ置カサルカ故ニ、次回ノ調査ニ当リ更ニ当初ニ逆リ重複ニ新ナル調査ヲ繰返スニ至リ、為ニ人員ト経費ヲ重複ニ費スノミナラス、納稅者ノ迷惑亦少ナカラサルニ付、当初ヨリ調査事績ハ必ズ調査書又ハ申告書ノ余白ニ明記シ置キ、以テ調査進行ノ程度及事項毎ニ調査既未済ノ分界ヲ明カニシ、後日ノ調査ニ支障ナカラシムルヲ要ス

第十五章 課稅價格

一二六 課稅價格(税法第三條、第三條、第三條ノ一)

一二七 課稅價格計算上ノ位未滿ノ端數アルトキハ、財産價格ニ於テハ各廉毎ニ之ヲ切捨テ、控除金額ニ於テハ各廉毎ニ之ヲ切上ケ計算スヘシ、但シ届出額是認ノ場合ハ差引課稅價格ニ於テ之ヲ切捨ツヘシ

稅額ノ算出其ノ他調理上便利ナルカ故ニ、差引課稅價格ハ可成十位位ニ止ムルコトニ計算スルヲ可トス、此場合二十位位未滿ノ端數ハ内訳財産中比較的的確のナラサル財産價格ニ付、該端數ニ相當スル金額ヲ斟酌低減シ内訳ト計トヲ符合セシムヘシ

第十六章 課稅價格ノ決定

一二八 價格(税法第六條、第三條ノ二)

一一九 決定ト通知(税法第二三条、第九条)(施行規則第三三条第三條)

一二〇 相続開始シタル場合ニ於テ財産目録ヲ添付シ其ノ旨届出ヲ為シタルトキハ、甚シキ不正アリト認めラル、場合ノ外ハ、成ルヘク届出ノ価額ニ依リ課税価格ヲ決定スルコトニ注意スヘシ(三八、一、大臣訓示第二)

一二一 調査財産総価格ニ対比シ申告財産総価格ノ差異カ一割以内ナルトキハ申告額ヲ承認スルモ妨ケナシ、但シ調査財産総価格ノ大体一割以上ニ相当スル価格ノ財産ヲ申告セス、又ハ之ヲ申告スルモ其ノ數違フハ價格ニ於テ著シク相違スル場合ハ此限ニ在ラス

一二二 税法第九條ニ於テ相続人ノ廢除若ハ其ノ取消ニ關スル裁判ノ確定前、又ハ相続ノ承認若ハ拋棄前ニ於テ相続税ヲ課スルコトヲ得ルノ規定ヲ設ケタルハ、相続財産ノ散逸又ハ脱漏ヲ慮ルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、其ノ虞ナキ場合ニ於テハ相続人ノ確定ヲ待テ課税シ妨ケナキモノトス(三八、一、大臣訓示第八)

一二三 戸主甲ナルモノ死亡シ乙家督相続ヲ為シタルモ、其ノ課税前ニ乙亦死亡シ、更ニ丙家督相続ヲ為シタル場合ニ於テハ、甲ノ相続開始ニ対シテハ丙ニ決定通知ヲ為スモノトス(四四、八、往第八七三五号对長野局照会主税局回答)

(決議要領)

税法第一條及第二條中相続開始ノ際ニ相続財産ヲ以テ課税ノ目的トシ、同法第四條中相続開始ノ時ノ價格ヲ以テ相続財産ノ價格ト為スヘキコトヲ規定シタル立法ノ趣旨ヨリ見レハ、納税義務ノ發生ハ相続開始ノ時ニ在ルモノト謂ハサル可カラズ、從テ課税價格ノ決定ハ既ニ發生シタル義務ノ範圍ヲ確定スルニ過キサルモノトス、故ニ相続開始後課税價格決定前ニ於テ相続人死亡スルコトアルモ、其ノ納税義務ハ次ノ相続人ニ移転スルニ止マリ決シ

テ消滅スルモノニアラス、故ニ此場合ニ於テハ第一相続ニ付第二相続人ニ對シ決定シ、第二相続ニ付テハ法第十條ニ依リ処分スヘキモノト信ス、或ハ本問ノ場合ニ於テハ未タ義務確定セサルモノナルヲ以テ相続人ニ移転スルノ理由ナク、納税主体ノ死亡ト共ニ義務消滅スルモノナリト謂フト雖、斯テハ立法ノ精神ニ反スルノミナラス課税手續ノ遲速ニ依リ不権衡ヲ生シ穩當ナラスト認ム

一二四 市区町村長ノ資料報告其ノ他調査事項ニ依リ財産皆無又ハ少額ト確認シタルモノハ、当該書類ノ欄外ニ無資格ト記入シ非課税ノ決定ヲ為スヘシ、此場合ニ二件以上一括シ決定ヲ為ストキハ初葉ニ其ノ件數計ヲ付スヘシ

一二五 財産ハ相当ニ有スルモ課税價格ニ達セサルモノニ付テハ、調査書、申告書等一件書類ヲ調査書記載ノ順序ニ添付シ之ヲ決議スヘシ

一二六 施行規則第二條ノ書類提出アリタルトキハ之ヲ調査額ニ對查シ、相当ト認ムルトキハ直ニ之ニ依リ課税價格ヲ決定シ、不相當ト認ムルトキハ一応其ノ更正ヲ論シ、猶之ニ応セサルトキ又ハ相当額ニ達セサルトキハ調査額ニ依リ課税價格ヲ決定スヘシ

一二七 施行規則第二條ノ書類提出方ノ催告ニ応セサルトキハ、調査額ニ依リ課税價格ヲ決定スヘシ

一二八 課税價格ノ決定ハ決議書ヲ以テ之ヲ為シ通知書ヲ發スヘシ(第一二号様式)(第一三号様式)

前項決議書ニハ申告書、調査書、所得調査簿ノ寫、其ノ他一切ノ調査關係書類ヲ添付スヘシ、此場合ニ調査關係書類ハ調査書記載ノ順序ニ綴リ、若シ調査書ヲ省略スルトキハ申告書記載ノ順序ニ綴ルヘシ

無申告又ハ申告不相當ノ者ニ對シ決定ヲ通知スル場合ハ、可成其ノ通知書ノ送達ヲ了シタル証明ヲ徴スヘシ

一二九 課税價格ノ決定ニ關シ謬謬ヲ發見シタルトキハ、謬謬ノ明確ナルモノニ限り訂正処分ヲ為シ、其ノ旨相続人

遺言執行者又ハ相続財産管理人ニ通知スルモノトス(第十四号様式)

参照 行政庁ハ処分ノ錯誤ヲ発見シタル場合ニ於テハ、何時タリトモ之ヲ取消スコトヲ得、而シテ其ノ取消処分ハ特別ノ場合ヲ除クノ外、第三者ノ利害關係ヲ有スルト否トニ拘ラス、既往ニ遡リ効力ヲ生スヘキモノトス(三五、第三三二号判決)

三九ノ二 前項ノ処分ヲ為サムトスル場合ニ於テ、左記各号ノ一二該当スルモノハ其ノ処分前一切ノ關係書類ヲ添付稟議スルモノトス

(一) 本規程一四〇ニ依リ稟議ノ上決定シタルモノ

(二) 当初決定税額ト変更見込税額トノ差額二百円以上ノモノ

(三) 前各号ニ該当セサルモノ事ノ異例又ハ重要ト認メラルルモノ

一四〇 左記各号ノ一二該当スル相続税ヲ決定セムトスルキハ、申告書、調査書、被相続人及其ノ同居家族ノ所得調査簿ノ写、其ノ他調査關係書類(調査書記載ノ順序ニ編綴ノコト)ヲ添付稟議スルモノトス

(一) 相続財産価格二十万円以上ノモノ(葬式費用債務等ヲ控除セサル計算ニ依ル)

(二) 条件付権利、存続期間ノ不確定ナル権利、信託ノ利益ヲ受クヘキ権利、若ハ鉱業権、砂鉱権又ハ漁業権等価格評定上困難ナルモノアル場合、但シ信託ノ利益ヲ受クヘキ権利ニ付テハ被相続人カ委託者ニシテ収益及元本ノ受益者ナル場合ヲ除ク

(三) 前各号ニ該当セサルモノ、本規程三二ニ依リ申報シタルモノ及課税価格決定上異例又ハ重要ト認メラルルモノ

一四〇ノ二 前項ノ稟議ヲ要スルモノニ対シテハ、稟議認可前可成申告訂正ヲ促ササルモノトス

一四〇ノ三 本規程一四〇ニ依ル稟議ノ場合ニ於テ、申告額ヲ調査額ニ対シ差異アル場合ニ、其ノ差異カ本規程一三

一本文ニ該当スルモノハ之ヲ是認決定ノ見込ナルヤ否、又ハ認可後申告訂正ヲ促シタル結果、其ノ訂正申告額ヲ是認スル見込ナルトキハ、其ノ是認範囲(前項ニ對シテ申告額ノ増減)ニ関シ意見ヲ付スルモノトス

一四〇ノ四 本規程一四〇ニ依ル稟議ニ対シ認方アリタル後、前項ノ申告是認範囲ヲ拡張スル必要ヲ認メタル場合ハ、更ニ事由ヲ付シ稟議スルモノトス、但シ一件書類ノ添付ヲ要セス

一四〇ノ五 本規程一四〇ニ依ル稟議ニ対シ認可ヲ受ケ課税価格ヲ決定シタルトキハ、直ニ左記事項ヲ申報スヘシ

(一) 被相続人及相続人ノ住所氏名

(二) 課税価格ノ決定年月日

(三) 課税価格ノ決定額、及申告ノ是認若ハ否認

(四) 申告否認ノ場合異議申立見込ノ有無、及不服ノ要點

(五) 稟議額ト決定額ト相違スル場合ニ於ケル相続財産及控除金ノ種類別決定金額

一四一 税法第七条本文該当ノモノニ付テハ、其ノ事実ヲ詳記シ決議スヘシ

第十七章 賦課及税率

一四二 課税価格ヲ決定シタルトキハ直ニ相続税台帳ニ登載シ税金調定ノ手續ヲ為スヘシ(第十五条)

一四三 税率(税法第八条、第九条)(本規程付録速算表)

一四四 家督相続第一種ノ場合ニ於テ、九十五万円ヲ超ユル百万円マテハ税率千分ノ百二十(税率千分ノ百二十)ヲ適用スルハ

勿論ナルモノ、通次増加ハ百万円ニ至テ止ムトアルヲ以テ、百万円ニ到達シタルトキハ最早通次増加ヲ為ス能ハス、從テ百万円ヲ超ユル金額ニ付テモ同シク税率千分ノ百二十(税率千分ノ百二十)ヲ適用スルモノトス(三九、四、臨第一六八

八号對東京局請訓主税局回答)

一四五 戸主ノ死亡ニ因ル相続開始ニ際シ、相続人ナキヲ以テ民法第九百八十五條ニ依リ繼承ニ廢除ニ因リ相続權ヲ喪失シタル被相続人ノ家族タル長男ヲ相続人ニ選定シタル場合ハ、相続稅三種ノ稅率ヲ適用スヘキモノトス(四四、五、往第五四五二母對秋田局照會主稅局回答)

一四六 納期(稅法第一七條、第一八條)

一四七 相続稅ハ特殊ノ事情ナキ限りハ納稅告知ノ日ヨリ三十日ヲ以テ其ノ納期限下爲シ、各局成ヘク其ノ取扱ヲ一致セシムルヲ要ス(三八、一、大臣訓示第一〇)

一四八 納稅者(稅法第一九條、第二〇條)(施行規則第一四條)

一四九 稅金ノ誤謬訂正又ハ稅法第九條第三項ニ依リ稅金ヲ改訂セムトスルトキハ決議書ヲ以テ之ヲ爲シ、其ノ理由ヲ通知シ稅金ノ差額ニ付追徵又ハ還付ノ手續ヲ爲スヘシ

一五〇 稅法第二十條ニ依リ受贈者ヨリ不足稅金ヲ徵收セムトスルトキハ決議書ヲ以テ之ヲ爲シ、其ノ理由ヲ通知シ徵收ノ手續ヲ爲スヘシ

一五一 催告費用其他ノ徵收(稅法第二二條)

一五二 稅法第二十二條第三項ニ依リ催告費用及稅金ノ十分ノ一ニ相当スル金額ヲ徵收セムトスルトキハ決議書ヲ以テ之ヲ爲シ、其ノ理由ヲ通知シ相続稅外徵收金台帳ニ登載ノ上徵收ノ手續ヲ爲スヘシ、但シ故意怠慢ノ顯著ナル者ノ外ハ可成徵收セサルモノトス(第十六號樣式)

第十八章 稅金ノ免除

一五三 免除(稅法第二〇條、第二三條第二項)

一五四 稅法第二十三條第一項ニ依リ相続人ト看做サレタル者ニ付相続開始シタル場合ニ於テハ、同條第二項ニ依リ

ス前ノ相続稅又ハ其ノ半額ニ相当スル金額ヲ免除スルモノトス(三八、一、大臣訓示第一四)

一五五 稅法第十條ノ五年又ハ七年ノ期間計算方ハ、相続開始ノ翌日ヨリ年數ヲ起算シ、其ノ起算日ニ相当スル日ノ前日ヲ以テ滿了スルモノトス

一五六 法律カ期間ニ付テ規定スルモ其ノ起算日ヲ示ササルトキハ、其ノ期間ノ計算ハ我邦法制ノ一般原則ニ依ルノ趣旨ナリト解スヘキモノトス(四四、二、判決)

一五七 日、週、月又ハ年ヲ以テ定メタル期間ノ計算ニ付テハ、民法第四百十條、民事訴訟法第五百十六條、刑事訴訟法第八十一條ニ依リ、其ノ初日ヲ算入セサルヲ以テ我邦法制ノ一般原則ト認ム(四四、二、判決)

一五八 甲者ヨリ公債價格一萬二千円ヲ相続シタル乙者一箇年ノ後隱居ヲ爲シ、前ノ相続財產價格ノ二分ノ一ヲ留保シ、其ノ殘額ヲ推定家督相続人丙者ニ相続セシメタル後、又一箇年以内ニ於テ乙者死亡シ丙者再ヒ遺產相続人トシテ繼承乙者ノ留保シタル財產ヲ相続シタル場合ニ於ケル相続稅法第十條第一項ノ免除稅額計算方ハ、隱居ニ因ル家督相続ニ於テ前ノ相続稅金ノ金額ヲ免除スヘキモノナリト雖、若シ前ノ相続稅金ノ多大ニシテ計數上其ノ金額ヲ免除スルコト能ハサリシトキハ、後ノ遺產相続ニ於テ其ノ殘額ヲ免除スルモノトス(四二、四、往第四六四八號對大阪局照會主稅局回答)

一五九 茲二甲ナルモノカ財產ノ全部ヲ其ノ子乙ニ贈与セシテ、其ノ孫丙ニ贈与シタル後一年以内ニ隱居シ相続開始シタル場合、乙ハ何等財產ヲ相続セサルモ其ノ子丙ノ受ケタル財產アルヲ以テ、一年以内ノ贈与トシテ其ノ價格ヲ見積リ乙ニ相続稅ヲ課シタル處、其ノ後三年以内ニ乙死亡シ丙ニ對シ相続開始シ、丙ハ乙ノ固有財產ヲ相続シタルニ付之ニ對スル相続稅ヨリ繼承乙カ家督相続ヲ爲シタル際課稅シタル稅額ヲ免除スヘキモノニアラス(四四、五、往第六一九六號對大阪局照會主稅局回答)

一六〇 税法第十條中「前ノ相統額ニ對スル相統税ニ相當スル相統税」トハ、後ノ相統ニ對スル直前ノ相統ニ限ラス、五年以内又ハ七年以内ノ相統ニ於テ實際賦課セラレタル税額ノ基本タル相統額(舊)ニ對スル後ノ相統税ヲ指稱スルモノナリ(大正八、一、省議決定)

(凡 例) (各例中免除額及實際賦課額ハ、從來ノ取扱申) (舊、在舊ノ改正後ニ對シテ適用シタル税額トス)

第一例 (相統税ヲ課シタル後五年以内ニ一回相統開始シ相統ノ種類異ナル場合)

順相統ノ位	相統ノ種類	相統開始年月日	課税価格	税額	免除税額	實際賦課
第一次	家督相統	大正四年十二月一日	一〇〇、〇〇〇 円	一、四四五、〇〇〇 銭	— 銭	一、四四五、〇〇〇 銭
第二次	同	大正六年十一月一日	一、二〇、〇〇〇 円	一、六一五、〇〇〇 銭	一、三四五、八三〇 銭	一、七〇〇、一七〇 銭

甲說ニ依ルトキハ前ノ相統ニ於ケル實際ノ賦課額ヲ第二次相統ノ免除額ト為スヲ以テ、第一次相統ノ前相統ニ對スル増加課税価格二〇、〇〇〇円ニ對シテハ、其ノ一部ノミニ課税スル結果ト為ルモ、乙說ニ依ルトキハ前ノ相統額一〇〇、〇〇〇円ニ對シテ第二次相統ノ税額ヲ案分算出シ第二次相統ノ免除額ト為スヲ以テ、前相統ニ對スル増加課税価格二〇、〇〇〇円ニ對シテハ第一種税率ヲ適用シ課税スルノ結果ト為ル

第二例 (相統税ヲ課シタル後五年以内ニ一回相統開始シ相統ノ種類同シキ場合)

順相統ノ位	相統ノ種類	相統開始年月日	課税価格	税額	免除税額	實際賦課
第一次	家督相統	大正四年十二月一日	一〇〇、〇〇〇 円	一、二一五、〇〇〇 銭	— 銭	一、二一五、〇〇〇 銭
第二次	同	大正六年十一月一日	一、二〇、〇〇〇 円	一、六一五、〇〇〇 銭	一、三四五、八三〇 銭	四〇〇、一七〇 銭

甲說ニ依ルトキハ第二次相統ニ於テ前相統ニ對スル増加課税価格二〇、〇〇〇円ニ對シテハ、十万円ヲ超ユル金額ニ適用スヘキ税率ニ依リ課税スルコト、為リ、乙說ニ依ルトキハ平均率ニ依リ課税スルコト、為ル

第三例 (相続税ヲ課シタル後五年以内三回相続開始シ課税価格ノ順次増加シタル場合)

相続ノ 順位	相続ノ 種類	相続開始 年月日	課税価格	税 額	免除税額	實際賦課
第一次	家督相続 第一種	大正四年 十二月一日	一〇〇、〇〇〇 円	二、二一五、〇〇〇 銭	—	一、二一五、〇〇〇 銭
第二次	同	大正六年 十一月一日	一、二〇〇、〇〇〇	一、六一五、〇〇〇	一、二一五、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
第三次	同	大正八年 十月一日	一、三〇〇、〇〇〇	一、八一五、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇 一、六七五、三八	一、四一五、〇〇〇 一、三九、六二

甲説ニ依ルトキハ相続開始毎ニ第十條ノ期間ヲ計算スルヲ以テ、第二次及第三次共ニ同條第一項ニ該当スルモノ
ニシテ、直前ノ相続ニ依リ實際賦課セラレタル全額ヲ免除スルコトト爲リ、乙説ニ依ルトキハ第三次ノ相続ハ第
一次ノ相続ニ対シテモ五年以内ナルヲ以テ、第一次ノ相続額一〇〇、〇〇〇円、第二次ノ相続額二〇、〇〇〇円
〔密及ノ相続額ハ二〇、〇〇〇円ナルモ、内一〇、〇〇〇円ハ免除セラレ、計一〇、〇〇〇円ニ対シ第二次相続ノ税額ヲ案分計算シ
レタルモノナルヲ以テ、相続税額トシタル相続額一〇、〇〇〇円ト計算ス〕、計一〇、〇〇〇円ニ對シ第二次相続ノ税額ヲ案分計算シ
タル税額ノ全額ヲ以テ第三次相続ノ免除額ト爲スヲ以テ、第三次ノ相続ニ於テハ結局第一次相続ニ對スル増加相
続額一〇、〇〇〇円ニ課税スルノ結果ト爲ル

第四例 (相続税ヲ課シタル後五年以内三回相続開始シ課税価格順次減少シタル場合)

相続ノ 順位	相続ノ 種類	相続開始 年月日	課税価格	税 額	免除税額	實際賦課
第一次	家督相続 第一種	大正四年 十二月一日	一、二〇〇、〇〇〇 円	一、六一五、〇〇〇 銭	—	一、六一五、〇〇〇 銭
第二次	同	大正六年 十一月一日	一〇〇、〇〇〇	一、二二五、〇〇〇	一、六一五、〇〇〇 一、二二五、〇〇〇	—
第三次	同	大正八年 十月一日	九〇、〇〇〇	一、〇四五、〇〇〇	一、〇四五、〇〇〇	一、〇四五、〇〇〇

甲説ニ依ルトキハ第二次相続ニ於テハ直前ノ相続ニ依ル實際賦課額ヲ免除スルヲ以テ結局課税ナキコト、爲リ、
第二次相続ニ於テハ直前ノ相続額ニ於テ課税ヲ受ケ居ラサルヲ以テ第十條ニ該當セザルモノトシ、其ノ全額ニ對
シ五年以内ニ再度ノ課税ヲ爲スコト、爲ル、乙説ニ依ルトキハ第二次相続第三次相続共ニ第一次相続ヨリ五年以
内ノ開始ナルヲ以テ、相続税ヲ課セラレタル第一次相続額一、二〇〇、〇〇〇円ニ對スル後ノ相続税ヲ免除スヘキモ
ノナルモ、後ノ相続額カ寡少ナルヲ以テ結局後ノ相続税全部ヲ免除スルノ結果ト爲ル

第五例（相続税ヲ課セラレタル後五年以内三回七年内三回相続開始シタル場合）

相続ノ種類	相続開始年月日	課税価格	税額	免除税額	實際賦課
第一次 家督相続 第一種	大正四年十二月一日	一〇〇、〇〇〇円	一、二一五、〇〇〇銭	—	一、二一五、〇〇〇銭
第二次 同	大正六年十一月一日	一、二〇、〇〇〇円	一、六一五、〇〇〇銭	一、三四五、八三〇銭	四〇〇、〇〇〇銭
第三次 同	大正十年十月一日	一、二〇、〇〇〇円	一、六一五、〇〇〇銭	四〇〇、〇〇〇銭 半額六七二、九一七銭 金額二六九、一七〇銭	一、二一五、〇〇〇銭 六七二、九二二銭
第四次 同	大正十一年十月一日	一、二〇、〇〇〇円	一、六一五、〇〇〇銭	一、二一五、〇〇〇銭 半額六七二、九一七銭 金額九四二、〇〇九銭	四〇〇、〇〇〇銭

甲 説ニ依ルトキハ相続開始毎三第十條ノ期間ヲ計上スルヲ以テ、第二次相続以下ハ何レモ同條第一項ヲ適用シ、直前ノ相続ニ依リ實際賦課セラレタル税額ヲ順次ニ免除スルモノトス、乙 説ニ依ルトキハ第二次相続ニ対シテハ同條第一項ヲ適用シ、第一次ノ相続額一〇〇、〇〇〇円ニ対スル税額ヲ案分算出シテ免除額ト為スヲ以テ、結局増加相続額二〇、〇〇〇円ニ対シ第二次税率ニ依リ課税スルコト、為リ、第三次相続ニ対シテハ同條第一項ト第二項トヲ同時ニ適用スルヲ以テ、第一次ノ相続額一〇〇、〇〇〇円ニ対スル税額ノ半額ト、第二次ノ相続額二〇、〇〇〇円ニ対スル税額ノ全額ヲ以テ免除額ト為スヲ以テ、結局第一次相続額ノ半額五〇、〇〇〇円ニ対シ第三次

ノ税率ニ依リ課税ヲ為スコト、為リ、第四次相続ニ対シテハ同條第一項ト第二項トヲ同時ニ適用スルヲ以テ、第一次ノ相続額一〇〇、〇〇〇円ニ対スル税額ノ半額及第二次ノ課税相続額二〇、〇〇〇円、第三次ノ課税相続額五〇、〇〇〇円、計七〇、〇〇〇円ニ対スル税額ノ全額ヲ免除スルコト、為ルヲ以テ、結局其ノ全部ヲ免除スルノ結果ト為ル

第六例（相続税ヲ課シタル後五年以内二回相続開始シ、税法改正ノ結果税率ノ軽減セラレタル場合）

相続ノ種類	相続開始年月日	課税価格	税額	免除税額	實際賦課
第一次 家督相続 第一種	大正三年十二月一日	七〇、〇〇〇円	一、四七〇、〇〇〇銭 (旧税率ノ適用)	—	一、四七〇、〇〇〇銭
第二次 同	大正五年十一月一日	一〇〇、〇〇〇円	一、二一五、〇〇〇銭	一、四七〇、〇〇〇銭 八五〇、〇〇〇銭	三六四、五〇〇銭

甲 説ニ依ルトキハ直前ノ相続ニ因ル實際賦課額ヲ免除スルヲ以テ、第二次相続ノ増加価格三〇、〇〇〇円ニ対シテハ相続税ヲ課セサルノ結果ト為ルモ、乙 説ニ依ルトキハ前ノ相続額七〇、〇〇〇円ニ対スル後ノ税額(舊法)ヲ免除額ト為スヲ以テ、結局増加価格三〇、〇〇〇円ニ対シテハ改正税率ニ依リ課税スルノ結果ト為ル

一六一 税法第十條第二項ニ該当スルモノニシテ、後ノ相続額方前ノ相続額ヨリ寡少ナル場合ノ免除計算方ハ、後ノ相続額ニ対スル相続額ニ対スル相続税ノ割合ヲ以テ前ノ相続額ニ対スル相続税ヲ計算シ、其ノ半額ニ相当スル相

続税ヲ免除スヘキモノトス(大正八、七、藏第八〇二九号对仙台局照会主税局回答)

一六二 税法第十条ノ免除計算方ハ税法第三条ノテ控除額ヲ控除シタル課税価格ニ依ルヘシ(大正八、二、蔵第一四一六九号对広島局照会主税局回答)

一六三 税法第十条該当免除決議書ニハ前相統開始年月日其ノ他ノ必要事項ヲ記載、免除税額ヲ納税義務者ニ通知スヘシ、但シ課税価格ノ決定ト兼テ之ヲ決議スルモ妨ケナシ(第十七号様式) — (第十二号様式参照)

第十九章 年賦延納

一六四 延納ト出願期間(税法第一七条)(施行規則第一五条)

一六五 延納出願期間ハ税法第十三条ノ決定通知ヲ受ケタル翌日より起算シ二十日以内トス

一六六 税法第十七条第一項但書ノ所謂百円以上トハ一個ノ相統ニヨリ該当スル場合ニ適用スヘキモノニシテ、仮令同時ニ納付ヲ要スヘキ場合ニ二個以上ノ相統ニ因ル税額ヲ合シテ百円以上トナルモ年賦延納ヲ許可スヘキモノニアラス

一六七 相統税ノ年賦延納ハ租税ノ為ニ財産ノ元本ヲ侵蝕スルノ弊ナカラシムルト同時ニ、納税者ノ苦痛ヲ少カラシメントスルノ趣旨ニ出タルモノナルヲ以テ、担保ノ確實ナル限りハ年賦延納ノ出願ニ対シテハ之ヲ許可スルコトヲ要ス(三八、一、大臣訓示第一二)

一六八 税金ノ年賦延納ヲ出願シタル者アル場合ニ、担保物ノ種類、価格若ハ保証人ノ資力、信用等ヲ調査シ適当ト認め許可スルトキハ、相統税年賦延納金及納税担保台帳ヲ整理シ許可書ヲ交付スヘシ(第一八号様式) — (第一九号様式)

延納税金ノ納期ヲ一定セザルトキハ税金調定ノ時期モ一定セザル為メ、往々調定ヲ遺漏スル虞アルヲ以テ、納税

者ノ意思ニ反セサル限り地方ノ状況ニ応シ予メ納税ニ便宜ノ月ヲ選択シ、所轄内ヲ通シ一月末日、七月末日、十月末日トスルカ如ク、納期ノ属スヘキ月ヲ成ルヘク年内三回乃至六回位ニ定メ、其ノ内一ツヲ選ハシメ延納ヲ許可スルコトニ取扱ヒ調定ノ便ヲ画ルヘシ

一六九 延納担保ノ提供ニ関シテハ左記各号ノ手續ヲ為スヘシ

(一) 土地、建物ヲ担保トスル場合ハ、担保提供書ニ登記承諾書其ノ他登記ニ必要ナル書類ヲ添付提出セシメ、抵当權設定登記ノ囑託ヲ為スヘシ(第二〇号様式)

(二) 有価証券ヲ担保トスル場合ハ、担保提供書ニ供託受領書ヲ添付提出セシムヘシ

(三) 保証人ヲ立ツル場合ハ納税保証書ニ印鑑証明書ヲ添付提出セシムヘシ

一七〇 年賦延納願、納税担保提供書、登記承諾書、納税保証書ハ可成(第二〇号様式)ニ捺ラシムヘシ

一七一 担保ノ種類ト其ノ提供(施行規則第一六条、第一七条、第一八条)

一七二 担保ニ付テハ左記各号ニ依リ処理スヘシ

(一) 担保価格ハ法令ニ別段ノ規定アルモノノ外、時価ノ十分ノ八以内ヲ以テ計算スヘシ

(二) 土地、建物ハ可成他ノ債務ノ担保ニ供シアラサルモノヲ提供セシメ、又建物ハ火災保険ニ付シタルモノニ限ルヘシ

(三) 保証人ハ可成所轄内ニ住所ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ立テシメ、仍保証人二人以上ナルトキハ各保証人ヲシテ連帯セシムヘシ

一七三 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債、帝國鐵道會計法第二条ノ一ノ証券及大藏証券ノ価格ハ、其ノ價權金額ニ依ル(四一、一一、勅令第一八七号)

- 一八八 再審査ト徴税(税法第一八条)
- 一八九 再審査ノ決定ト其ノ通知(税法第一五条)

一九〇 審査委員会ノ組織及審査委員ノ資格ト任期(税法第一五条)(施行規則第六条 第七条)

一九一 補欠任命ニ係ル相統稅審査委員ノ任期ハ前任者ト通算セス(四一、八 往第一〇〇六九号对鹿兒島局照会主税局回答)

(決議要領)

相統稅審査委員ノ任期ニ付テハ、税法施行規則第七條第二項ニ「審査委員ノ任期ハ三年トス」トノ一ヶ条アルノミナルヲ以テ、補欠任命ニ係ル者ノ任期モ該条ニ依リ三ヶ年ナリト解スルヲ当然トス

一九二 直接國稅ヲ納ムル者ヲ以テスル審査委員ノ候補者三名ハ、地租所得稅(町村區區長等ノ候補者)營業稅(町村區區長等ノ候補者)ノ本稅及增徴額ヲ合セ百円以上ヲ納メ、且其ノ稅務署所轄内ニ住所ヲ有スルモノニシテ審査委員ニ適當ナル者トス(三八、四、主秘第一二七号主税局長通牒)

一九三 稅務署屬ニシテ稅務署長ニ補セラレ、又ハ直稅課長ヲ命セラレタル者ハ、別ニ辭令ヲ用キス其ノ署任勤中當該稅務署所轄内相統稅審査委員ヲ命セラレタルモノト心得ヘシ(大正一四、三、局訓令第一号)

(理由)

稅務署ノ稅務署長及直稅課長ハ事務ノ簡捷上別ニ辭令ヲ用キスシテ其ノ在勤稅務署所轄内相統稅審査委員ヲ命セラレタルコトニ取扱ヒ来リタル所、明治四十二年十二月一日元東京稅務監督局訓令第八十六号ニ依レハ、當該審査委員ノ任期滿了後ト雖、其ノ署ニ在勤中ハ辭令ヲ用キス再任ヲ命シタル主旨ナリヤ否ヤノ疑ヲ存セルヲ以テ、今回此点ヲ明カニセルモノナリ、尚從前ノ令達ニシテ今回ノ訓令ト重複又ハ抵触スルモノハ、自然ニ消滅スルハ

勿論トス

一九四 收稅官吏ヨリ命セラレ、相統稅審査委員ハ當該稅務署所轄内ニ於ケル職務ナルニ付、該委員ニ命セラレタル者其ノ局署ヲ転スルトキハ自然消滅トシ、別ニ解免ノ辭令ヲ發セサルモノトス(三八、九、主秘第六九六号主税局長通牒)

一九五 失職(税法第二五条)

一九六 收稅官吏以外ノ審査委員任命スル場合ハ、性行篤實ニシテ徳望アル者ヲ選定シ、其ノ住所、族稱、身分、位階、職等、氏名、生年月、経歴及國稅ノ種類別納額ヲ具シ内申スヘシ(第二十八号様式)

前項ノ場合ニ於テ前任者以外ノ者ヲ選定内申スルトキハ、其ノ事由ヲ付記スヘシ

一九七 收稅官吏以外ノ審査委員ニシテ、左記各号ニ該當シタルトキハ直ニ申報スヘシ

- 一 住所、族稱、身分、職業及氏名ニ異動アリタルトキ
- 二 死亡シタルトキ

三 直接國稅納額百円未満トナリタルトキ

四 委員タルニ適セサルモノト認メタルトキ

一九八 相統稅審査委員名簿ヲ作成シ、記載事項ニ異動アリタルトキハ時々之ヲ訂正スヘシ(第九号様式)

一九八ノ二 審査請求アリタルトキハ、其ノ都度左記事項ヲ申報スヘシ

- 一 請求年月日
- 二 請求者ノ住所氏名
- 三 課稅価格

四 請求ノ要旨

五 審査委員会ニ提出スヘキ調査書、稟議見込年月日

一九九 審査請求アリタルトキハ、課税価格ノ当否ヲ関係帳簿及書類ニ対照再査シ、尚必要アリト認ムルトキハ実地ニ就キ若ハ照会シテ精査ヲ遂ゲタル上、審査委員会ニ提出スヘキ調査書ヲ作成シ関係書類一切ヲ添付シ稟議スヘシ(第三〇号様式)

前項稟議ニ対シ認可アリタルトキハ審査委員会開会ノ手續ヲ為スヘシ

二〇〇 審査委員会ノ決議(施行規則第八條乃至第一三條)

二〇一 審査委員会ニ於テ決議ヲ了シタルトキハ、会長ヨリ各審査委員ノ署名捺印シタル決議書ヲ添付報告セシムヘシ

二〇二 審査委員会ノ意見ヲ相当ト認メタルトキハ之ニ依リ決定シ、不相当ト認メタルトキハ事由ヲ詳具シ関係書類ヲ添へ稟議スヘシ(第三一号様式)

二〇三 審査委員会ヲ開会セントスルトキハ、七日以前ニ之ヲ審査委員ニ通知シ、同時ニ開会期日、審査請求者ノ住所、氏名及異議ノ要旨ヲ申報スヘシ

二〇四 審査委員会開会シタルトキハ直ニ其ノ状況ヲ報告スヘシ(第三二号様式)

二〇五 審査委員会開会中ハ日誌ヲ作成シ、出席委員ノ氏名、審査着手及終了時間、議事ノ経過並調査額ニ対スル増減意見等参考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

二〇六 審査事項ノ機密(税法第二二條)

第二十一章 訴 願

二〇七 訴願ノ提起ト其ノ期間(税法第一六條)(訴願法第一條、第五條乃至第六條、第八條、第一〇條)

二〇八 税法第十六條ニ所謂課税価格ノ決定トハ、同第十五條ニ相續税審査委員会ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ決定ストアルヲ指スモノニシテ、第十三條ニ課税価格ハ政府之ヲ決定ストアルヲ指スモノニ非サルコト、法文ノ精神並ニ規定ノ順序ニ由リテ明ナリ、從テ第十三條ノ課税価格ノ決定ニ対シ提起シタル訴願ハ、訴願法第九條ニ所謂適法ノ手續ニ違背スルモノナリ(四三、判決)

二〇九 訴願期限ノ経過ヲ宥恕スルト否トハ行政庁ノ職権ニ屬ス故ニ、当該行政庁カ宥恕スヘキ事由アリトシテ期限経過後訴願ヲ受理裁決スルモ不法ナリト云フヲ得ス(四二、四、判決)

二一〇 訴願ノ經由ト進達期限(訴願法第一條、第十一條)

二一一 適法ニ行政庁ヲ經由セサル訴願ト雖、訴願者ノ過失ニ因リ經由ヲ怠リタルモノニアラサルトキ、之ヲ受理スヘキモノトス(三四、三、判決)

二一二 不当課税徴收処分ニ付テハ稅務監督局長ニ訴願ヲ為シ裁決ヲ受クヘキモノナルニ、心付カス地方上級官庁ノ意義ヲ諷解シテ他ノ官署ニ願書ヲ提出シタルハ適法ノ手續ヲ誤リタルモノナレハ、行政裁判法第二十七條ニ依リ受理スルノ限リニアラス(四四、三、判決)

二一三 訴願ノ提起アリタルトキハ、弁明書、調査書等、審査決定ニ関スル書類、其ノ他必要ト認ムル一切ノ文書ヲ添付シ提出スヘシ

二一四 裁決ノ通知(訴願法第一四條、第一五條)

二一五 裁決ノ効力(訴願法第一六條)

二二六 訴願下徴税(税法第一八条)(訴願法第二二条)

二二七 税法第十条ニ依ル税金ノ免除処分ニ対シ訴願ヲ提起シ得ルモノトス(四四、二、往第一四〇五号対名古屋局
照会主税局回答)

二二八 年賦延納トハ或年度ニ納ムヘキ地租ヲ数年間ニ分賦シテ延納ヲ許スノ趣旨ナルヲ以テ、素ヨリ租税ノ賦課ニ
関スルモノナリ、從テ之ヲ徴収ニ関スルモノトシテ之ニ関スル訴願ヲ却下スルハ其ノ當ヲ得ス(三七、裁決)

二二九 訴願人死亡シタルトキハ、速ニ其ノ相続人ヨリ当該訴願ノ受継ヲ為スヤ否ノ意見書ヲ徴シ提出スヘシ

第二十二章 訴 訟

二三〇 訴願ノ提起ト其ノ期間(税法第一六条)(三三、一〇、法律第一〇六号出訴ノ件)(行政裁判法第一七条、第
二二条、第二四条乃至第二六条)

二三一 税法第十六条ハ課税価格ノ決定ニ対シ不服アルモノハ、訴願又ハ行政訴訟ノ一ヲ選択スルヲ得ルコトヲ規定
シタルニ過キスシテ、行政裁判法第十七条ニ所謂特別ノ規定トシテ見ルヘキモノニアラス、故ニ一旦地方上級行
政庁タル税務監督局長ニ訴願シタル後ニ非サレハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス(四一、一一、判決)

相続税法第十五条ノ決定ニ対シ不服アル者ハ、其ノ地方行政庁タル税務監督局長ニ訴願シ、裁決ヲ経タル後ニ非
サレハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス(大正一四、九、判決)

訴願第八條第三項ニ依ル有怨スヘキ事由アリヤ否ノ認定ハ行政庁ノ自由裁量ニ屬シ、行政裁判所ニ於テ其ノ當否
ヲ審理スルコトヲ得サルモノトス(大正一三、七、判決)

二三二 税務監督局長ハ税務署ヲ監督スル直近上級官庁ニシテ、其ノ職務ハ相牽連スルカ故ニ、税務署長ノ為シタル
課税処分ヲ不当トスル訴願ニ対シ、税務監督局長カ其ノ処分ヲ是認シ訴願ヲ排斥シタル場合ニ於テハ、税務署長

ノ処分ハ当然消滅スルモノニアラス、從テ原告カ之ニ対シ行政訴訟ヲ提起スルニ當リ、税務監督局長ヲ被告トス
ルモ將タ税務署長ヲ被告トスルモ其ノ自由ナリトス(四四、一一、判決)

二三三 税務署長ノ為シタル行政処分カ税務監督局長ノ裁決ニ因リ変更セラレタル場合ト雖、其ノ処分全部ノ取消並
ニ物件ノ返還ヲ求ムル訴訟ニ於テハ右署長ヲ相手方ト為スモ違法ニアラス(四四、一一、判決)

二三四 地方上級行政庁ニ訴願ヲ為シ、其ノ裁決ヲ経タル後ニアラサレハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得サル場合ニ於
テ、適法ニ訴願ヲ為シタルモ地方上級行政庁カ違法ニ訴願書ヲ受理セザリシトキハ、其ノ裁決ヲ経タルトキニ同
シク行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ルモノトス(四四、一一、判決)

二三五 行政裁判法第十七條第三項ノ規定ハ、各省又ハ内閣ニ訴願ヲ為シタルトキハ仮令其ノ裁決前ト雖同時ニ行政
訴訟ヲ提起シ得サル法意ナリ(四四、三、判決)

二三六 数人ヲ納税義務者ト為シタル賦租通知書ニ關シ、其ノ内ノ一人ノミ納税義務者ナリトノ理由ヲ以テ、其ノ者
ヨリ該通知書ノ取消ヲ請求スル事件ニ關シ行政訴訟ヲ許ス法令ナシ(三三、一、判決)

二三七 税務署長ノ処分ニ対シ行政訴訟ヲ提起アリタルトキハ、訴狀及答弁書ノ写ヲ提出シ裁判判決アリタルトキハ
判決書ノ写ヲ提出スヘシ

二三八 訴訟ノ答弁書(行政裁判法第二八条)(二四、七、行政裁判所告示第一号書式ノ件)

二三九 訴訟下徴収(行政裁判法第二三条)

二四〇 訴訟当事者ノ一方カ死亡シタル後、該訴訟手續ノ受継ヲ申立テタル者ナキトキハ、承継人ナキモノトシテ之
ヲ棄却スヘキモノトス(四五、五、判決)

第二十三章 罰則

二二二 罰則(税法第二四條、第二五條)

二三一 税法違犯者ヲ発見シタルトキハ意見ヲ具シ察議ノ上処理スヘシ

二三二 税法違犯者ヲ告発シタルトキハ直ニ一件書類ノ謄本ヲ提出シ、判決アリタルトキ又ハ不起訴処分ノ通知アリタルトキハ其ノ要領ヲ申報スヘシ

第二十四章 調査計画

二三四 計画ハ人員ト経費ノ許ス限リ必要ニ応シ順序ヲ追フテ調査処理スルコトトシ、財産及控除金ノ内容單純ナルモノハ成ルヘク個々ノ実地調査ヲ省略シ、税務署又ハ町村役場等ニ任意出頭ヲ求メテ調査シ、事務ノ進捗ト経費ノ節約トヲ図ルヘシ

二三五 調査計画ハ毎年度内二回ニ之ヲ樹テ、前月分ヲ四月十五日限、前月分ヲ四月十五日限、前月分ヲ十月十五日限提出スヘシ(第三三三号様式甲、乙、丙)

第二十五章 成績ノ報告及書類ノ整理

二三六 相統稅事務報告ヲ毎年度二回ニ分チ左記ニ依リ提出スヘシ、但シ事務ノ渋滞等ニ依リ特ニ必要ト認めタル場合ハ、報告度數ヲ増加スルコトアルヘシ(第三四号様式)

前四月分ヲ十月十五日限(半年度分)

前四月分ヲ四月十五日限(一ケ年度分)

二三六ノ二 相統財産価額種類別表ヲ調製シ、翌年五月末日限提出スルモノトス(第三四号様式ノ二)(昭和二年六月

訓令第二七号改正)

二三七 相統稅ニ關スル証憑書類ハ左ノ各号ニ依リ編綴シ、翌年五月末日迄ニ整理シ置クヘシ(第三五号様式)

(一) 課稅価格決定書類ハ家督相統、遺産相統ニ区分シ稅台帳登載ノ順序ニ編綴シ、且ツ原決定ニ對スル増減及稅法第十條ニ依ル稅金免除ノ書類ハ原決定書類ニ連續スヘシ、年度經過後ノ四月中ニ稅金ノ減額処分ヲ為シタルモノニ付テモ亦同シ

(二) 無資格決議書類ハ(一)財産皆無及少額ノモノト、(二)財産ハ相当額有ルモ控除金多額ノモノトニ区分整理スヘシ

(三) 決議ノ際添付セル一件書類ハ總テ之ヲ添付ノ儘編綴スヘシ、但シ會計検査院へ提出スル場合ニ於テ、延納許可書類ニ付テハ納稅保證書、印鑑證明書、担保提供書、供託受領証ヲ謄写シ添付スヘシ

(四) 年度經過後稅金ノ増額処分ヲ為シ、又ハ年度經過後ノ五月以降稅金ノ減額処分ヲ為シタルモノニ付テハ、其ノ年月日、事由及金額ヲ原決定証憑書ニ付記シ、其ノ増減処分書類ハ別冊ニ整理スヘシ

(五) 証憑書類ハ每冊索引ノ便ニ供スル為表紙ノ次ニ目次ヲ挿綴スヘシ

[以下、様式等は省略]

(昭53 東京 92・1)

60、大正15年3月 相統稅法の改正

朕 帝國議會ノ協贊ヲ經タル相統稅法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

撰政名

大正十五年三月二十七日

内閣総理大臣 若槻礼次郎
大蔵大臣 浜口 雄幸

法律第十三号(官報号外)

相続税法中左ノ通改正ス

第三條ノニヲ削ル

第四條第三項中「船舶」及第一号ヲ削リ、第二号ヲ第一号トシ、以下順次繰上ク

第六條中「二千円」ヲ「五千円」ニ、「五百円」ヲ「千円」ニ改メ、但書ヲ削ル

第八條第一項ヲ左ノ如ク改ム

相続税ハ課税価格ヲ左ノ各級ニ区分シ、其ノ各区分ニ対シ相続人ノ種類ニ從ヒ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス

課税価格	家 督 相 続	
	税	率
五千円以下ノ金額	千分ノ五	千分ノ六
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ六	千分ノ七
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ七	千分ノ八
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ八	千分ノ十
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ十	千分ノ十五
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ十五	千分ノ二十
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ二十五
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ三十
十万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ四十
十五万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十	千分ノ五十
二十万円ヲ超ユル金額	千分ノ五十	千分ノ六十
三十万円ヲ超ユル金額	千分ノ六十	千分ノ七十
四十万円ヲ超ユル金額	千分ノ七十	千分ノ八十
五十万円ヲ超ユル金額	千分ノ八十	千分ノ九十
七十万円ヲ超ユル金額	千分ノ九十	千分ノ百
百万円ヲ超ユル金額	千分ノ百	千分ノ百十
二百万円ヲ超ユル金額	千分ノ百十	千分ノ百二十
三百万円ヲ超ユル金額	千分ノ百二十	千分ノ百三十
五百万円ヲ超ユル金額	千分ノ百三十	千分ノ百四十

相続人カ被相続人ノ家 族タル直系卑屬ナルト キ	相続人カ被相続人ノ指 定シタル者、民法第九 百八十二條ニ依リ選 定セラレタル者、被相 続人ノ家族タル直系 尊屬又ハ入夫ナルト キ	相続人カ民法第九百八 十五條ニ依リ選 定セラ レタル者ナルトキ
-------------------------------	--	--

課税価格	相続		率
	相続人カ直系卑属ナルトキ	相続人カ配偶者又ハ直系尊属ナルトキ	
千円以下ノ金額	千分ノ十	千分ノ十二	千分ノ十七
千円ヲ超ユル金額	千分ノ十二	千分ノ十四	千分ノ二十
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ十四	千分ノ十七	千分ノ二十五
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ十七	千分ノ二十	千分ノ三十五
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ二十五	千分ノ四十五
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ三十五	千分ノ五十五
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	千分ノ四十五	千分ノ六十五
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十五	千分ノ五十五	千分ノ七十五
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ五十五	千分ノ六十五	千分ノ八十五
十万円ヲ超ユル金額	千分ノ六十五	千分ノ七十五	千分ノ九十五
十五万円ヲ超ユル金額	千分ノ七十五	千分ノ八十五	千分ノ百五
二十万円ヲ超ユル金額	千分ノ八十五	千分ノ九十五	千分ノ百五

三十万円ヲ超ユル金額	千分ノ九十五	千分ノ百五	千分ノ百二十五
四十万円ヲ超ユル金額	千分ノ百五	千分ノ百十五	千分ノ百三十五
五十万円ヲ超ユル金額	千分ノ百十五	千分ノ百二十五	千分ノ百四十五
七十万円ヲ超ユル金額	千分ノ百二十五	千分ノ百三十五	千分ノ百五十五
百万円ヲ超ユル金額	千分ノ百三十五	千分ノ百四十五	千分ノ百六十五
二百万円ヲ超ユル金額	千分ノ百五十五	千分ノ百六十	千分ノ百八十
三百万円ヲ超ユル金額	千分ノ百六十五	千分ノ百七十五	千分ノ百九十五
五百万円ヲ超ユル金額	千分ノ百八十	千分ノ百九十	千分ノ二百十

第十七条中「五年」ヲ「七年」ニ改ム

第二十三条中「五百円」ヲ「千円」ニ、「被相続人カ推定家督相続人又ハ推定遺産相続人」ヲ「親族」ニ改ム

第二十三条ノ二三左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ受益者不特定ナルトキ又ハ未タ存在セザルトキハ、委託者ノ直系卑属ヲ受益者ト為シタルモノト看做シ、其ノ受託者ヲ相続財産管理人ト看做ス

附 則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ本法施行前開始シタル相続ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

『法令全集』

大正十五年八月十三日

東京稅務監督局

稅務署御中

相統稅事務規程ニ關スル件

客年十二月二十日付訓令第二九号ヲ以テ相統稅事務規程改正相成候処、其ノ趣旨從事實ニ未タ充分徹底セサル處有之候条、從來ノ規程ニ對シ變更又ハ新設シタル事項ノ要領、為念別紙及通牒候也

相統稅事務規程ニ就テ

◇新設又ハ變更セル規定ノ要点

- 一、課稅價格ノ調査ハ、個々ノ調査ニ没頭シ、其ノ相統財產ノ大數觀察ヲ誤ラサル様注意スルコト(規程四)
- 二、申告ナキノ故ヲ以テ処理未済ニ放置スルコトナク一応ノ注意又ハ催告ヲ為シ、尚申告ナキモノハ直ニ調査額通リ処分シ、以テ処理ノ進捗ヲ期スルコト(規程六)
- 三、相統開始地ノ稅務署ヲ以テ所轄稅務署トスヘシト雖、調査處理ノ便宜ノ為相統人ノ意思ニ反セサル限り相統開始地ノ署ト協議ノ上、相統人居住地ノ稅務署ニ於テ決定スルモ妨ケナキコト(規程九)
- 四、財產留保證書ノ確定日付カ隱居又ハ入夫婚姻後ナルトキハ、之ヲ否認スルコトニ取扱上注意スルコト(規程十五)

- 五、遺言ノ方式ニ欠クルモノアルモ、實際ニ於テ遺贈ノ事實ヲ認定シ得ルモノハ、之ヲ遺贈トシテ取扱フコト(規程一九)

- 六、神社仏閣ニ對スル贈与及遺贈ハ課稅價格ニ算入セサルコト(規程二〇)
- 七、所轄外ニ屬スル相統事項ヲ收受シタル場合ニ、無資格ト認メラル、モノハ通報ヲ省略スルモ妨ケナキコト(規程三〇)

- 八、左記整理簿及台帳ハ重要ナル統計資料トナルヘキモノナルニ拘ラス、從來該資料ノ調理ハ甚シク遺漏錯誤アリタル実績ニ鑑ミ、予メ其ノ調理方ニ付各備考ニ説明ヲ加ヘタルコト

相統稅事務整理簿(第一号樣式)

相統稅台帳(第十五号樣式)

相統稅年賦延納金及納稅担保台帳(第十八号樣式)

- 九、從來ノ相統稅調査書ハ申告書ノ記載順序ト相違セル為、兩者ノ對照其ノ他取扱上不便ヲ認メタルニ付、申告書樣式ト略同様ニ改メタルコト(第三号樣式)

- 十、調査額通リ申告ヲ為サムトスル者ニ對シテ、強テ一々内訳ヲ記載スルコトナク、單ニ財產及控除金トモ各合計額ノミ記載シ申告セシムルモ妨ケナキコト、シ、事務ノ簡捷ヲ図リタルコト(規程三九)

- 十一、留保財產整理簿ヲ設備シ該財產ノ散逸ヲ取締マルコト(規程四〇)

- 十二、稅法第二十三條該當事項ノ調査ハ所定ノ資料箋ニ依リ蒐集スルコト(規程四二)

- 十三、同族会社ノ株式又ハ出資額ハ所定ノ調査簿ヲ用ヒ処理スルコト(規程四三)

- 十四、稅法第三條ハ相統財產ノ價格ニ贈与ノ價格ノミヲ加フルコト、シ、何故ニ遺贈ノ價格ヲモ加フルコトニ規定セ

サリシヤノ疑ヲ懐ク尙少ナカラスト雖 民法上相続財産中ニハ遺贈ヲ包含セルモノナルカ、特ニ之ヲ規定スルノ必要ナシ、故ニ贈与財産トハ全然別個ノモノナル所以ヲ説明セルコト(規定四五)

十五、民法施行前ニ於ケル隱居ノ際名義書替ヲ為ササル財産ハ、其ノ當時留保シタルモノナリシヤ否ハ事實ノ如何ニ依リ決定スヘキモノナルモ、明治二十一年一月以前(不動産登記法施行前)ニ為シタル隱居ノ場合ハ、一定ノ方式ニ依リ書替ヲ為スニ非サレバ所有権移転ノ効力ヲ生セサルヲ以テ、其ノ名義書替ヲ為ササル財産ハ留保財産タル旨ヲ説明セルコト(規程四六、四七及付録二八頁參照)

十六、相続開始直前ニ於テ贈与又ハ売却等ニ因リ財産減少セル場合ニ、其ノ財産又ハ売却代金ハ課税価格ニ關係ヲ有スルモノ多キガ故ニ、調査上留意スルコト(規程五三)

十七、条件付權利ノ価格評定方ヲ説明セルコト(規程六二、六三)

十八、株式又ハ出資額ノ評価ニ當リ、同族会社及其ノ他ノ会社ニ於テモ売買ノ行ハル、適當ナル類似ノ比準スベキ会社ナキ場合ハ、該会社ノ正味財産ニ依リ計算スルコト(規程六八ノ三)

十九、現金、預金類ノ調査上遺漏シ易キ点ヲ注意セルコト(規程七一)

二十、近來營業權、借地權ノ讓渡行ハル、ノミナラス、其ノ價格亦著シク昂騰セルヲ以テ、売買ノ行ハル、地方ニ在リテハ、売買実例ニ比準シ其ノ權利價格ヲ評定シ課税價格ニ算入スヘキモノナルモ、千円以下ノ如キ少額ノモノヲ強テ算入スルカ如キ、苛察ニ宜ラサル程度ニ取扱フコト(規程七八)

二十一、立竹木ノ調査方法ヲ説明セルコト(規程八四)

二十二、相続開始ノ直前直後ノ所得基本ニ依ル調査ハ必ス之ヲ行ヒ、相続財産ノ遺漏ヲ防止スヘキコト(規程八五)

二十三、時価標準率ハ從來一月中ニ作成シ二月十日迄三申報スヘカリシモ、右ハ時期適當ナラサルヲ認メタルヲ以テ、

之ヲ四月中ニ作成シ五月末日迄ニ提出スルコトニ改メタルコト(規程八六)

二十四、宅地ノ時価標準率ニ付テハ、東京市、同市付近及横浜市ノ如キハ、自用、貸地、其ノ他用途ノ異ナル地域毎ニ時価ニ高低ノ差異アルヲ以テ、各之ヲ区分作成スルコト、シ、其ノ他ノ地方ハ從前通り作成スルコト(第十

号様式甲ノ一、甲ノ二)

二十五、債務ニ対スル担保ヲ調査スルトキハ、相続財産ヲ発見スル場合往々アルヲ以テ、之ヲ調査ヲ必スナスヘキコト(規程九七)

二十六、相続開始ノ際未納ニ屬スル公課アリト雖、留保財産ニ対スル公課ナルトキハ控除金トシテ取扱フヘキモノニアラサルコト(規程一〇一)

二十七、第一次相続開始ニ対スル課税決定前第二次相続開始シ、後ノ相続人ニ対シ第一次及第二次開始分ノ課税決定ヲ同時ニ行フ場合ト雖、前ノ相続ニ対スル税金ハ之ヲ控除スヘキモノニ付注意スルコト(規程一〇二)

二十八、第二次相続開始ニ対スル課税決定ノ場合、第一次相続ニ対スル分ノ年賦延納等ノ未納税金アルトキハ、之ヲ控除スヘキモノニ付注意スルコト(規程一〇三)

二十九、相続開始前一年以内ノ贈与ニシテ、受贈者カ税法第二十三條該當ノ身分者ナル場合ハ、税法第三條ニ依リ本相続ニ加算セス、税法第二十三條ニ依リ課税スヘキコト(規程一一四)

三十、税法第二十三條該當ノ贈与力数次アリタル場合、之カ個々ノ行為ナルヤ、一ツノ包括的贈与契約ヲ数次ニ履行シタルヤハ課税ノ重要事項ナルヲ以テ、能ク事實ニ適合スル様調査スヘキモノナルコト(規程一一九)

三十一、税法第二十三條ノ二三依リ信託ノ利益ヲ受クヘキ者ニ対シ、税法第二十三條ヲ適用スル場合トハ、信託ノ利益ヲ受クヘキ權利ノ價格カ五百円以上ニシテ、贈与者、受贈者カ税法第二十三條第一項第一号又ハ第二号ニ該當

スル場合ニ課税スト解スヘキコト(規程二二二)

三十二、税法第二十三條該當事項調査処理方法ヲ示シタルコト、及整理簿ヲ用ヒ調査処理ノ既未済分界ヲ明カナラシムルコト(規程二二三)

三十三、従来資産又ハ債権者等ノ所在カ他管ニ属シ、之ニ対シ調査ヲ要スル場合ニハ、必ス所屬管ニ調査ヲ嘱託スルノ定メナリシカ、事務ノ簡捷上事ノ簡易ト認ムルモノハ、直接書面照会又ハ実地調査ヲ為シ得ルコトニ改タルコト(規程二二四)

三十四、調査事項複雑多岐ニ亘リ一回ノ調査ニテ全部完結セサルモノニ対シ、調査事務ヲ明カニシ置カサル為メ従事者ノ異ナル毎ニ同一事項ノ調査ヲ繰返シ、労力ト経費ヲ徒費スルノミナラス、納税者ニ迷惑ヲ及ホス事例多數アリ、依テ調査事務ヲ明記シ調査ノ分界ト其ノ程度ヲ明確ナラシムコトニ努メ、調査事務ヲ不明ニ葬ルカ如キ弊風ヲ打破スヘキコト(規程二二五)

三十五、従来財産価格ハ円位未満ノ端数ヲ切捨テ、控除金ハ円位未満ヲ切上ケ、總テ円止ニ処理方ヲ規定シタルノミナリシカ、更ニ税額ノ算出其ノ他処理上ノ便利ノ為メ適當ニ内訳ヲ取捨シ、差引課税価格ヲ十円位止メトスルコトヲ得ルコトニ改メタルコト(規定二二七)

三十六、従来調査額ニ対スル申告額ノ低差是認範圍ハ、財産ノ各廉毎ニ百分ノ五内外トセルモ、之ヲ改メ内訳財産ニ付特殊相違ノ場合ヲ除キ、誠意アリト認メラル、モノニ対シテハ、申告財産総価格ノ差異カ一割内外マテ其ノ是認範圍ヲ拡張シタルコト(規程二三一)

三十七、課税価格決定処理ニ関シ左記事項ヲ追加シタルコト(規程二三八)

一、所得調査簿ノ写ヲ添付ノコト

二、調査書又ハ申告書記載ノ順序ニ調査關係書類ヲ綴ルコト

三、無申告又ハ申告不相当ノ者ニ対スル決定通知書ハ可成其ノ送達ヲ了シタル証明ヲ徴スルコト

三十八、税法第十條ノ五年又ハ七年ノ期間計算ハ相統開始ノ翌日ヨリ起算シ、起算日ニ相当スル其ノ前日ヲ以テ満期ト為スヘク一定セルコト

三十九、税金免除ハ別ニ必ス決議書ヲ作成ヲ要シタリシモ、右ハ課税価格ノ決定ト兼テ決議書ヲ作成スルモ差支ナ

シトセルコト(規程一六三、第十二号様式参照)

四十、延納出願期間ハ決定通知ヲ受ケタル翌日ヨリ起算スルコトニ一定セルコト(規程一六五)

四十一、税法第十七條ノ税額百円以上トハ一個ノ相統ニ対スル金額ヲ云フモノニシテ、二個以上ノ相統ニ対スル分ヲ合セテ百円以上トナルコトアルモ、之ニ対シテハ延納許可スヘキモノニアラサルコト(規程一六六)

四十二、延納金ノ納期ヲ月ノ中途其ノ他隨時ニ定ムルトキハ、税金調定上煩雜ナルノミナラス遺漏シ易キヲ以テ納期八月末トシ、又地方金融機關ノ時期ヲ見計ヒ納期ノ属スヘキ月ヲ年三回以上六回以内ニ定メ、納税者ニ其ノ一ヲ選ハシメ如上ノ弊ヲ防止スルコト(規程一六八ノ二項)

四十三、年割額ノ端数ハ初年分ニ加算シ、二年目以後ノ分ハ円位ニ止ムルモ妨ケナキコト(規程一七六ノ二項)

四十四、年賦延納金ヲ滞納シテ督促状ノ期限内ニ納付セサル場合ニ於テ、税法施行規則第二十條ニ依リ許可ヲ取消ス

コトニ取扱ヲ一定シタルコト(規程一八〇)

四十五、再審査、訴願、訴訟ノ手續ニ關シ詳細ニ説明ヲ加ヘタルコト(規程二一八五)

四十六、従来税法違反者ニ付テハ、事態重大ノモノニ限り処理方稟議スル扱ナリシモ、税法違反者ハ總テ処理方稟議スルコトニ改メタルコト(規程二三二)

四十七、調査計画ヲ立ツルニ当リテハ人員ノ経費及事務ノ轻重ヲ考慮シ、最モ必要ナル事項ヲ最先ニ順序ヲ追ツテ調査シ、又内容單純ト認ムルモノハ可成一定ノ場所ニ集合調査ヲ行ヒ、各実地ニ就クコトヲ省略シ努力ト経費ヲ節約シテ事務ノ簡捷ヲ期スヘキコト(規程三三四)

四十八、従来調査計画ノ定期報告ナカリシカ、毎年四月十五日乃至十月五日ノ二回所定ノ様式ニ依リ報告スルコト(規程三三五)

四十九、事務報告ハ従来年二回ニ各半年分ヲ報告スル取扱ナリシモ、之ヲ改メ第一回ハ上半期分ヲ、第二回ハ一ケ年度分ヲ報告スルコトノシ、且ツ事務滞滯其ノ他成績不良ノ響ニ対シテハ報告年度數ヲ増加スルコトアルヘシトナシタルコト(規程三三六)

五十、現況報告及相統開始數及処理区分表ハ廢止トナリタルコト(旧規程第五五條、第五七條ノ二)

五十一、大正十二年震災被害ニ対スル特別取扱方ハ本規程第二六章ニ之ヲ掲ケ、又該被害者ノ納付スヘキ相統税ニ付テハ納税義務者ノ申請ニ依リ、被害ノ実況ニ応シ大正十八年八月三十一日迄延納ヲ許可スルコトヲ得ヘキニ付、取扱上注意スヘキコト(規程第二六章及付録四八頁以下)

五十二、従来事務報告ハ一見無資格ト認定シ得ルモノモ、処理未決ノマ、処理未済トシテ掲上セルモ、如此ハ不課税処理ヲ為シ不課税欄ニ合算掲記スヘク、又未済件數ハ相統開始ノ年度別ニ区分スルコトニ改メタルコト(三四号様式)

◇付屬様式ノ新設又ハ改正セルモノ

- 一、相統稅事務整理簿 第一号様式(備考改正)
- 一、大資産者及知名者ノ相統申報 第二号様式(新設)

- 一、相統稅調查書 第三号様式(改正)
- 一、相統稅法第二十三條該當事項申告 第四号様式(新設)
- 一、留保財產整理簿 第六号様式(新設)
- 一、稅法第二十三條該當事項調查簿(同族会社) 第八号様式(新設)
- 一、稅法第二十三條該當事項調查簿(同族会社) 第九号様式(新設)
- 一、土地ノ時価標準率 第十号様式甲ノ一、二(改正)
- 一、標準率等級金額表 第十号様式甲・乙付屬(改正)
- 一、立竹木時価標準率表 第十号様式丙(改正)
- 一、稅法第二十三條該當事項整理簿 第十一号様式(新設)
- 一、課税価格決定決議書 第十二号様式(改正)
- 一、相統稅台帳 第十五号様式(備考改正)
- 一、相統稅年賦延納及納税担保台帳 第十八号様式(備考改正)
- 一、抵当權設定登記囑託書 第二十号様式(改正)
- 一、抵当權設定登記抹消囑託書 第二十六号様式(改正)
- 一、相統稅審査委員任命内申 第二十八号様式(新設)
- 一、相統稅審査委員名簿 第二十九号様式(改正)
- 一、相統稅調查計画 其ノ一 第三十三号様式甲(新設)
- 一、同 上 其ノ二 第三十三号様式乙(新設)

- 一、同 上 其ノ三
- 一、相統稅事務報告
- 一、証憑書類ノ整理方

第三十三号様式丙(新設)
第三十四号様式(改正)
第三十七号様式(改正)

(昭 56 東京 2149)